

第36回 佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成22年6月15日（火）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (22名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉	天文台公園参事	安本泰二
				午前11時40分より 出 席
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (1名)	天文台公園長	黒田武彦		
		午前11時31分 退 席		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 0 9 時 3 1 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

合併後、佐用町全域に、光ファイバーケーブルを整備し、現在は、姫路ケーブルテレビに委託し、佐用チャンネルで町内の行事等を放映をしております。佐用町議会としては、町民の皆様へ身近な議会として、一昨年から放映の協議をして参りました。あまり、経費も使わずに、現在の議場設備をテレビ放映できるよう、この 3 月に整備を行ったところであり、十分な設備整備ではありませんが、この 6 月の議会から一般質問の状況について、生中継で放送を行います。

多くの町民の皆様が、見ていただければ幸いです。

また、議員各位並びに執行者におかれましては、それぞれの立場で、より充実した討議、討論をされますよう、よろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、1 名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、一般質問であります。11 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず初めに、2 番、新田俊一君の発言を許可します。新田俊一君。

〔 2 番 新田俊一君 登壇 〕

2 番（新田俊一君） 皆さん、おはようございます。私、想像もしておりませんでしたんですけども、3 番目か 4 番目ぐらいに発言して、皆さんの状況を見て、一般質問をしようということで、ちょっと遅めに持って来たんですけども、事務長の方から、新田さん、あんた 1 番じゃで。もうちょっと、緊張して、舞い上がっております。ちょっと、言葉もはっきりできないと思いますけども、まあ、初めてのビデオ撮りということで、本当に緊張しておりますので、そのへんのところも、少し、割り引いて考えていただきたいと思います。

それでは、通告に基づきまして、仕組み債と、他 2 点、お伺いをして参りたいと思います。

前に同僚議員から、質問があったと思いますが、再度、お伺いをいたします。

平成 20 年 3 月に投資された仕組み債ですが、購入に際して、議会で説明をされたのか。また、元本保証で、30 年間満期ということですが、佐用町は、1 ドル 95 円 75 銭で想定し、投資したそうですが、円高が進むと、どうなりますか。投資といえば、リスクがつきますが、金融商品には、世界情勢が不安定ななかで、大丈夫なのですか。もし、元本の額

面割が生じた場合、どうされるのか。金融機関の契約はどのような内容になっているのか。損失を出した場合、誰が責任をとるのか、町長のお考えを、お伺いいたします。

2点目ですが、持ち家手当についてお伺いをいたします。

先だって、神戸新聞等にも載っておりましたが、国家公務員の持ち家手当は、新築や購入から5年間、月2,500円支給されていたが、昨年12月に廃止になっております。西播磨市町でも、廃止や減額をされておりますが、佐用町では見直しもなく、無期限支給となっております。それは、なぜですか。今後検討していくのか、お伺いをいたします。

3点目についてですけども、シカの防除についてですけどね、豊岡市では、竹を地面に敷き詰めて、農地への侵入を防ぐ実験をされております。滑りやすい竹で、足場を不安定にすることで、シカの侵入を防げる可能性があると言われておりますが、実験でも、農地への侵入を防げたと言われておりますが、実験をする考えは、ありますか。

この3点を、この場での質問で終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

今日、明日、2日間にわたりまして、一般質問、11名の議員の皆様から通告をお受けいたしております。

一般質問につきまして、この度から、佐用チャンネルによりまして、放映をされ、広く町民の皆様にご覧いただくことになりました。非常に、私も緊張をしておりますけれども、できるだけ、これまでどおり、普段どおり精一杯、丁寧に、お答えをさせていただきます。と思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、新田議員からのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

最初に、仕組み債についてということで、まず、購入に際して議会で説明をされたのかとのご質問でございますが、町では、公金の管理に取り組むことを目的に、庁内に公金管理委員会を設置しております。当時、その公金管理委員会で慎重に協議し、金融機関が破綻した場合の基金の保全対策、いわゆるペイオフ対策として、三井住友銀行と指定金銭信託3億円の契約を締結をいたしました。この契約につきましては、手続き上議会の議決を要する案件ではないため、議会に説明することは、いたしておりません。

次に、円高が進むとどうなりますかとのご質問でございますが、この金銭信託は、為替が動くことによって金利が変動をしていきます。過去10年間の為替相場は、概ね1ドル100円から130円程度で推移をしておりましたが、近年は、円高が続いており、このまま円高が進むと、金銭信託は、最低保障利率である0.1パーセントで、年間約30万円の配当が続くこととなります。

また、世界情勢が不安定ななかで、大丈夫なのか。また、元本の額面割が生じた場合、どうするのかとのご質問であります。本年5月末の為替相場は、91円26銭でしたので、本町の金銭信託3億円の時価評価額は、約2億3,500万円で、約6,500万円の評価損の計算となります。この金銭信託は、元本が日本国債で100パーセント確保されておりますので、元本割や実損失が発生するものではないというふうに思っております。

次に、金融機関との契約についてでございますが、この金銭信託は、三井住友銀行との間に信託元本3億円、信託期間30年のターゲット型で、配当利子が4,970万円に達した時点で終了する契約となっております。

最後に、損失を出した場合、誰が責任をとるのかとのご質問でございますが、中途解約

すれば、その時の為替相場によって、評価損が生じますが、中途解約しない限り、欠損金が発生することはございません。

また、本町の基金及び財政調整基金の運用から考えますと、基金総額 79 億 9,300 万円に占めるこの金銭信託 3 億円の割合は約 3.8 パーセント、財政調整基金に占める割合は、現在のところ 11.2 パーセントであり、この金銭信託を中途解約する必要性はないというふうに判断をしております。現時点では、他市町の動向をみながら、当初の運用方針のとおりターゲット額約 4,970 万円に達して、期限前清算を期するべく、運用を継続することが妥当かというふうに判断をいたしております。

次に、職員の持ち家に係る住居手当についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、国家公務員は人事院勧告により昨年の 12 月から手当を廃止し、兵庫県は支給額を 2,500 円に減額して支給をしておりますが、本町においては改正を見送り、自己所有の住居に居住する世帯主職員に月額 3,500 円を支給をいたしております。職員の給与につきましては、毎年人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給与に準拠することを基本としており、昨年 12 月においても給料月額の減額、期末・勤勉手当の支給率等、人事院勧告に基づき減額をしたところでございます。

持ち家に係る住居手当の改定を見送りましたのは、職員に求める使命、役割の相違、佐用町の地域事情、更に、国家公務員と町職員の住宅事情の違いを考慮し、支給対象について単純に国家公務員に準拠するのが妥当であるかどうか検討の余地があると判断をしたためであります。

私は、職員には、勤務時間内は、職務に専念することは勿論であります。職員であると同時に、勤務時間外でも地域に居住し、地域住民として地域づくりの中核的役割を果たしていくことを求めています。そのためには、職員は可能な限り町内に居住することが前提となり、更に、昨年のような災害時を想定しても、緊急時には職員が町内に居住していることが大事であり、また、住民に大きな安心感をもたらすものと考えております。

また、佐用町は合併後も人口の減少、少子高齢化という大きな課題を抱えており、働き盛り、子育て世代の若年層の定住が求められているところであります。

以上の点から、職員はできる限り町内居住、持ち家が望ましいというふうに考えております。

一方、国家公務員については、公務員宿舎等が整備されていることもあり、借家に居住する職員の割合が高く、これら職員には金銭的な給付より前に、現物的給付がなされているといえます。また、公務員宿舎等がない場合等には、借家の住居手当が支給をされております。持ち家の住居手当については、創設の趣旨が自宅の維持管理の費用を補填することであり、持ち家が主流である本町においては、その趣旨がなくなったとはいえません。また、町職員についても、借家の住居手当は、国家公務員に準拠した手当が支給されており、これとのバランスも考える必要がございます。

今回改正を見送ったのは、本町として地域の事情を考慮し、単純に国家公務員に準拠した改正をするのではなく、佐用町に応じた支給の検討も必要であると判断し、当面現状を継続したものであり、今後は、近隣市町等の状況も踏まえた検討をし、職員組合との協議も、当然、進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、シカ防除についてのご質問でございますが、シカは、蹄を痛めると生命に関することから、足元の不安定な障害物が多い場所は避けるという習性を利用し、今年、豊岡市で竹を活用した独自の遮断調査を行うと聞いております。

しかし、シカがゆっくり足場を確認する余裕があったり、その先に強力な誘引食物があれば、その障害物を乗り越えることも考えられます。

また、他にグレーチングや鉄パイプなどを使った遮断実験は、山口県や滋賀県で実施さ

れておりますが、有効な幅や高さの確保、通行の安全性、地形状況など検討すべき点も多く、状況によりその効果に差ができるものと思われます。その効果等、結果報告については、充分検証し、参考とすべき事項は、今後、町の取り組みに活かしていければというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） はい、ありがとうございました。

質問がこう、重複してね、説明されたことも、また、繰り返しての話になるかと思うんですけども、そのへんは、ご理解をお願いしたいと思います。

先ほど、町長が、こういったことについては、一切、議会なんかには、報告する必要ないし、何て言うんですか、金融、公金管理委員会だけでえんだというような話があったわけなんですけども、国債が5億円と、金融商品が3億円というようなのは、これ、佐用町にとっては、大きな金ですよ。それを、副町長以下、13名の担当課で委員会を設置して、よく調べられてやられておるということもいいわけなんですけれども、その過程においてね、やっぱり、ペイオフの関係もあったんだと思うんですけども、まあ、こういうことを、今、考えておるとか、ちょっとこういう、紙に書いてね、こういうことになるんだというような説明ぐらいがあってもええんじゃないかと思うんですけども、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、このペイオフ対策というですね、当時、これまで金融機関の破綻した場合に、どこまで保証されるかと。町も、全然、預金、基金というような貯金が必要なければね、それは、大きな対策をする必要性ないんですけども、やはり、佐用町としても、たくさんの基金を安全に管理していく上です。この金融機関の破綻した場合には、1,000万円しか保証されないということで、全国的に、この対策で、その金融機関を分散して安全に、その公金を管理していく方法ということで、いろいろと模索がされたわけです。

そういう中で、国債を買ったりですね、こういう金銭信託を行うということが出てきました。これは、当然、昔は、こういうことがなくて、指定金融機関にですね、そのまま一括、1つの機関に預けていたというのが現状だったと思います。そういう中で、公金の、こういう管理について、当時においては、議会に報告したり、まあ、議決を求める案件ではないということで、手続きがされてきたということなんでね、ただ、こういうふうに、為替相場等によって変動し、また、こういう商品ね、新しい商品等の問題が、いろいろと指摘、言われる中でね、当然、今後、もし、こういうことの、新しい商品等、投資をしたり、町が、公金を、そういう契約を、新しい商品等の契約を行うというような場合については、十分、今後は、今まで以上に、慎重に取り扱うと同時に、議会等にも、報告は、当然させていただきますけれども、当時は、そういうことをすることが、必要でないという中で、行われてきたと。これは、まあ、旧町からの、おいても、こういう、その報告も、

当然なかったと思うんですね。まあ、そういう、これから、新しい、こういう商品に投資するということは、できるだけ、もうないというふうに思いますけれども、そういうことがあれば、当然、事前に、ご相談を申し上げるということは、私の、この場で答弁をさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） これからでもなんですけれども、今の現在その、契約されておりますよね。その内訳ですね。そういうの公表するもんか、したらあかんもんか分からないんですけど、当然、どのような契約になっておるんかと。そういうこと、やはり知らせる必要があるんじゃないかと。町長も、ご存知のように、この朝来市ね、ここに、ちょっと書いてあるわけなんですけれども、地方自治体が、ハイリスクな、その金融商品にね、手を出すということ自体が、おかしいんやと。ましてや、資金管理委員会ですか、だけで、それを決めていくというようなことは、ちょっと、乱暴ではないかなと。過去には、例え、そういう時代があったとしても、やはり、いろんな社会情勢から考えたり、また、ギリシャから発した、ああいう大きな問題があるとか、リーマンショックがあるとか、いろんなこう、世界情勢が目まぐるしく変わっておるような状況の時から、こっちのことにものなるんじゃないかと思うんですけどね、何で、それのにからに、そういうことを、県の方も、それを奨励したり、町も、それを議会に報告しないまま、購入に踏み切ったのかという、そのへんにちょっと不信感も持っておるわけなんです。

それで、朝来市では、購入した時の、前町長、それからこの時は、助役ですか、当時の助役さんですかね、これは。それから、現職の幹部、それから、議員の方まで責任が及ぶんではないかというような、弁護士が、述べておられますんですけども、こんなことになってきたら、僕ら、全然知らんのに、知らん間に購入されておって、何でってなことになるわけですよね。だから、そのへんのところは、もうちょっと、これからじゃなしに、今のんも買われておるんだから、中途解約したら、6,000 万か 7,000 万マイナスが、仕組み損が出るんですか。ちょっと分からないんですけども、もう既に、赤字にはなっとんじやないかと思うんです。

それを、これから、買うことについては、相談しますけどと言うけど、あんまり買う気のない時に、ということは、もう、ほとんど、そういうこと買わないだろうと私も思うんですけども、これ、買った当時のね、やっぱりいきさつと言うんですか、それを、もうちょっと詳しく説明していただいて、それで、中途解約するものであれば、中途解約していくと。そやなしに、30 年経ったら、もう満期やから、それでええんやとか、ちょっとこう、金利がようけできたらもう、それは終わりなんやとかいうことなんです。そやけども、あくまでも、銀行は、企業言うんですかね、役所じゃないですよね。銀行がこう、倒産してしまたら、これもう、国債で賄うんやけども、その国債もね、中国が、今、EU 言うんですか、アメリカとか、あっちの方で、たくさん国債買われてますよね。これ、中国がもし、そういった金の、国債を返還するべき時に払えなくなった場合に、中国、これ世界一のその、大きな国になってきとうわけなんですけれども、これは大きな問題になっててもね、日本の国債も、もうゼロに等しいような状況になるんじゃないかなと思うんです。

ほな、そうした時に、国債を、5 億円持っているから、まあ、それで差し引きして、うまいこといくだろうというような、これも、ちょっと安易な考え方であって、もうちょっと、そのへんのとこの詳しいとこ言うんですか、今、質問したようなとこを、お聞きした

いと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） これまでも、佐用町が契約しているですね、この金銭信託の内容については、いろいろと説明をさせていただいております。

で、朝来市がですね、非常にまあ、注目されて、まあ、全国的にもですね、いろんな報道もされたと。まあ、朝来市の実際の内容とね、この金銭信託、いろんな、その金銭信託、また、この仕組み債と言っても、この佐用町の場合は仕組み債というのではなくって、金銭信託です。で、実際の、本当に、いわゆる仕組み債というのもあります。それが、朝来市さんの場合は、60 億、それも直接、外国の債権を買うようなですね、非常にリスクの高い物にされていたというようなことも、私は、聞いているんですけども、まあ、佐用町の金銭信託については、当然、この公金管理委員会でもね、その公金を扱う場合に、リスクがあっては困ると。これは、もう大前提だと。それは、今も、過去もそうだと思います。で、これは、いわゆる元本は、保証されると。そして、最終的に、今は、金利が非常に低いんですけども、最低は、0.1 パーセントの金利も保証される。為替相場、当時で、そのいくらかの為替相場以上になれば、年間、3.75、3 点何パーセントの利息。当初の、初年度においては、1,000 万余りの利子も入って来ております。

で、それが、利子が、4,970 万。総額、累計がですね、なれば、その時点で、その契約を解除すると。そういう 30 年間と言っても、まあ、途中、そういう金利が付けば、5 年でも 10 年でも、で解約をするという契約になっていたということです。ですからまあ、中途解約すればというのはですね、これは、そういうその、止むを得ない場合で、中途解約する場合も、それは、当然出てくる場合も、絶対ないとは言えませんが、それ、中途解約しなければ、元本は保証されるということが、前提ですし。

それから、中途解約してもですね、逆に、為替相場が、今、変動しますから、その時点で、高ければ、その差額という、損害というものはなくなるということです。逆に、その投資したものよりかは、それに利子が付いて増えるということもあります。

ですから、今、実損何ぼだと言われますけれども、それは、ただ、現在のもので解約すればという前提ですから、解約しなければ、損失は、実損はないということ。それが、リスクにおいてね、そんな大きなリスクではないということの判断をされた一番の前提だったというふうに思っております。

それから、国債とか、そういうものの、今、非常に世界的にですね、国の財政破綻によって、非常に金融不安が起きて、そして日本の、例えば国債も、非常に大きな、日本自体が借金があって、信用がなくなってくるということも、それは、いろいろと経済的な学者なり評論家言われております。ただ、私達は、まあ、その日本の国を信用してですね、それは、運用していかないと、この資金なりも、当然、そういう中から、町の方に対しても、いろいろと交付金もいただいているわけですから、まあ、国が破綻するということを前提に、物事を答える、私は、ことは、中々その、町としてはできないというふうに思います。

で、まあ、この何度もお話ししますが、この、そういうリスクの中でね、この金銭信託を購入したというのは、もう一方では、金融機関が破綻した時のリスクを、どう避けるかということ。このことが 1 つの大きな前提で、こういう信託に投資したということです。ですのでね、ですから、先ほど、新田議員もお話のように、金融機関、民間の機関、これも破綻する可能性もあるわけです。もし、破綻した時に、1 つの金融機関に預金しておいて、それが 1,000 万しか保証されないといった時に、誰が、じゃあ、責任を取るのかと言われ

でも、中々、責任を取れないし、そういう金融機関というのは、破綻というのは、そのない。そう簡単にはないだろうと、国自体がしっかりしておればということが、前提にあるんですけれども、しかし、そうした場合には、1,000 万しか保証しませんよということでしたので、金融機関を、公金を分散して、管理をしていくという、そういう取扱いの中で、国債を買ったりですね、こういう信託にしたと。

で、町としても基本的には、町が借金をしている額に、相殺できる形。指定金融機関、今、J A兵庫の方にしています。で、大部分は、J A兵庫に、その公金、基金等についても、定期なり普通預金で行っております。しかし、その額というのは、金融機関からも借入をしておりますのでね、その借入額と、その預け入れた物が、相殺できる範囲内では、まだ実損はないということで、運用をしているわけです。それから、それ以上にね、町が、基金を保有しているということで、その残った基金を、どう運用、管理をし、運用をしていくかということで、まあ、いろいろと、そういう手続きをして管理をいたしておりますのでね、その点は、いろんなリスクは、確かにあると思いますけれども、できるだけ、当然、全てのリスクが、ゼロになるということはないんですけれども、リスクのないように、管理をしていかなきゃいけない。そして、少しでも、ある意味では、運用をして、町としての収益、お金、金銭的にも、町が、利子の配当を受けたりして、町の財政にも寄与ができるようにしていくことも、これも、必要なことだというふうにも思っております。そういう点で、ご理解いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） 町長の言われることも、よう分かるわけなんです。前にも、説明で、20 年間で、1 回だけこう、ちょっとこう、そういう円高があったようなことがあったというように、お聞きしたことあるんですけれども、そうではなしに、今、ほんまに世界情勢が悪いですよね。ギリシャ発で、ギリシャの国債が、これ、もうゼロに等しいような状況になって、これでは、国が、もうあかんようになってまうということで、EUの方から、こう金を、国債を買うというようなお金を投入されて、今まあ、何とかこう、あれがもし、遅れておれば、大変なことになっておったわけですよね。だけど、何とか、それが間に合ったと。

それと、まあ、今度、郵政の民営化とか何かで、いろいろ見直しとか、いろいろあるわけなんですけれども、日本人は、貯金が好きですからね、僕ら、貯金はないですけれども、皆さん貯蓄が上手でいいですけども、昨年ですか、予算組む時に、税収が、だいたい 37 億円。間違えておったらごめんなさい。37 億円ほどだったやつを、それよか多い国債を発行されたという状況ですよね。これ、普通で言えば、普通の家庭で言えばね、もう倒産に等しいような状況なんです。しかしまあ、たまたま、先ほど言いました、日本人は、貯蓄が非常に好きなものですから、国民性ですかね。だから、個人には、相当なお金があるんだけど、政府の税収がないと。だから、税収よりも、その、国債の方が多いような状況なんですよ。

で、昭和 40 年頃だったら、1 ドルが 360 円ですか、それから、20 年過ぎた時分に、ちょっとこう、不利なような状況になった場合、為替相場が、一気にドーっと下がって来まして、25 年頃になったら、もう、（聴取不能）が来た時には、100 円を割り込んで来てというような、そういう高い、1 ドルが 100 円以下というような状況もございましたがね。

そうすると、これ 30 年も、これ満期になるまで、儲かればええんじゃないけど、損の方で、

ドンドン、ドンドン行ったら、ほんまにそれ、1,000 万だけの損で、後は、全部こう、保証してくれるんかって言ったら、そんな甘い話じゃ、僕はないと思うんですけど。そのへんのその、契約書は、どんな契約になって、何か、この朝来市のやつ見ても、あんまり、本気で、これ答えようとしてませんはね。銀行が。読んでみると。だから、相当、僕から考えれば、怪しげな仕組み債やないかなと。まあまあ、13 市 2 町ですか、ちょっと忘れましたが、そのぐらいのところが、参入をして、朝来市は、61 億円ですか、神戸市は、百億ってような金を使ってやっておるというような状況で、当町においては、わずかなんですけども、それでも、町の財政から言うたら、それは、大変な金なんでね、やはり、今さっきも言いましたように、30 年後までに、本当にこれ、元本保証になっても、インフレかデフレか分かりませんけれども、貨幣価値がなくなってもた時に、酒一升ほど買うたら終わりだったわっちゅうような、不細工なことになってもあかんのんでね、それだったら、まだ、中途解約した方がええんじゃないかというような、そういった検討は、される気はあるんですか、ないんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、日本の貨幣価値、国債というものが、どうなっていくのか、このことは、私も、そりゃ分かりません。

ただ、やはり、個人的にも、また、会社としても、いろいろ、企業、いろいろ、国債というものを、それぞれが、国が発行してですね、その発行した国債を買うことによって、また国の経済というものが、また、予算というものが、それで成り立っているということで、国債の価値というものが、20 年後、30 年後にね、どうなっていくか。

でも額面的には、当然、それは他の国債じゃなくって、他の物価、それから、他の金融商品、全てのものが、やっぱり日本経済に連動しているわけですから、国債だけが、その価値がなくなるとかということではなくって、それは、日本経済そのものが破綻していけば、破綻というんか、そういう物価上昇したり、また、為替相場がね、もっともっと円高になるのか。逆に日本の経済不安があって、日本円が売られて、非常に円安に、今度なっていくのか。それは、分かりません。ですから、そういう中で、経済というものが動いて、非常に大きな、グローバル化した中で、経済は動いてますから、中々、予測は、できませんが、ただまあ、30 年というね、期間、非常に長いというふうに言われますし、当然、私も、その 30 年後ということ、ほならどうなっているのかと、責任を持てと言われても、当然、持てるものではありません。

ただ、その契約として、やっぱし全てやっていますので、30 年間について、この金銭信託は、100 パーセント、日本国債を基にしてですね、運用されておりまして、最低利率 0.1 パーセントは保証されるということですし、まあ、この契約、他、全て契約については履行をしていただくということが前提で話をさせていただかないと、私の、この、他、そのことが全部覆して、できないということであれば、もう全く話ができませんので、これは、契約については、契約内容を説明させていただいて、そのことで理解をいただきたいと思います。

それとあの、やはり、そういう信託等、ある程度、固定されるようなね、投資というものの、それはやはり、家庭においてもそうですけども、長く持つものと、やはり、お金というものは、必要な時にも使う。いる時には、使わなきゃいけない。使えるようにしておくお金。いろいろと、その割合というものが必要だと思います。まあ、極端にですね、60 億、

朝来市さんのように、基金の半分以上を、そういうものに投資するというようなこと自体は、それは当然、それが、違法とか、違法じゃないということの前に、財政の運用としてですね、それは、いかがなものかというふうに思いますし、まあ、佐用町においては、現在のところ、その3億という額は、全体から占める割合から見ればね、財政運用に大きな支障のあるものではないというふうにも考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） この仕組み債を、ペイオフの関係で、いろんな時に、政府の方もね、円安に誘導するはずで、円高は、長く続かないだろうというようなことも言われておったわけなんですよ。そういったことは、銀行のその、何とか、これどこだったのかな。ええっと、三井信託銀行ですか、で、契約される時に、政府が、もうそう長く円高は続かないだろうというような、発言をされておられるようなんですけれども、それで、何で、もうちょっと考えてやられなかったのかと。

副町長を先頭にして、13名でやられたそうなんですけれども、それだけ大勢おって、そこまでの考え方がなかったのかなと。ちょっと残念なところもあるわけなんですけれども、朝来市も、それで、ホイホイと乗ってもて、61億円ですか、のものを買ってしまって、今は、もう中途半端で、かなり損してでもええさかいに、もう中途解約が良からうというような声で、市長も言われておるし、大勢の方が、何か、言われておるそうなんですけれども、今の町長の答弁を聞いておったら、まあ、大丈夫だろうと。

しかし、30年先には、私も責任は持てませんよっっちゃうようなことではね、そやけどこう、後で、30年経ってから、私、責任よう持ちませんわ言われたら、そりゃ、そうかも分からないんやけども、ほな、誰が責任持つんじやって、これ、今も、ちょっと言いましたけれども、朝来市の場合だったら、前町長とか、助役とか、今だったら、副町長やね、それから、担当課長、議員にも影響が及ぶだろうというふうなこと、ちょっと書いてあるわけなんですけれども、僕らも、今から30年経ったら、これ、100歳になっとるで、生きておっても役に立たん、もう植物人間みたいになっとんんじゃないかと思うんですけれども、それぐらい途方もない、長い満期で、やられたこと自体に、僕はリスクが高いと思うんですけれども。それには、どう思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 責任が持てないというのは、将来は、それは分かりません。世界情勢、そりゃ日本の国自体がどうなっているのか、そういうことについては、分からないということを申し上げているんであって、契約内容については、そのきちっと責任が持てる契約内容に、基本的になっているということです。

で、そういう、そのリスクを負って、まあ、なぜ、こういうことまでするのかということなんですけれども、それは、先ほども、何度も申しますけれども、ペイオフ対策としての、片方のリスク、そのことのリスクとの、やはり相対的な、関係の中で、どちらを選んでいくか。ですから、全体の公金管理を行っていく上で、まあ、少しでも、それぞれのリスクを相殺していく方法として、まあ、こういうものが選ばれたということですので、そこは、

ご理解いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） まあ、町長に、どっとと責めたって、これ、仕方ないんですけども、もう買うてもとんやさかいに。そやけども、もう 1 回だけお伺いしたいんですけども、契約の状況で、差し支えのないとこで、だいたいこういうふうな状況で、契約しましたいうようなことを、われわれに見せていただくというわけには、いけないものでしょうか。どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） そのことは、今、契約内容について、それぞれ、その皆、説明をさせていただきますいております。それ以上の内容はないわけでありまして、その、何をですか。その元本。証書を見せ、

〔新田君「そうそう、そう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 証書等は、いつでも見ていただいて結構です。その内容は、今、申し上げたことが、契約として書いてあるということです。

で、あの、30 年間というのは、非常に長いと言われますけども、確かに、まあ、そういうその、例えば、保険契約なんかについてもね、基本的に、30 年間というようなことが、1 つの期間になってます。で、30 年後に、じゃあ、どうなっているかということが分からなくても、やはり皆さんも、誰もが、30 年間という保険契約等も行いながらして、そういう、そのリスク、保証についても、受けているというのも現状です。

ですから、まあ、ただ、今回の、当時買った関係は、まあ、当然まあ、為替相場というのはね、分からないんですけども、為替相場が 100 円以上になった場合に、約 5 年間ぐらいで終了すると。だから、全て最初から 30 年間ということを想定せずに、利子の配当が、それだけの額に達すれば、その時点で終了するというので、まあ、投資を行っているというのが、当時の決定の内容になっております。

ただ、その場合、そのリスクとして、じゃあ、それより安くなった場合、どうするかと言った時に、30 年間、しかも元本は保証で、年間 0.1 パーセントは、完全に保証されると。そういう契約の中で、契約をしておりますのでね、ですから、それは、最小限のリスクに抑えてあるというふうに、私は思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） 僕も、知らんものの、半分も知らんってこう、お聞きしておるわけなんで、非常に失礼だと思うんですけども、口頭だけでは、僕ら、馬耳東風で、右か

ら左へ入って、ピーと抜けてまうんでね、できたら、その証書のコピーで差し支えのないところで、一度、その契約の内容をね、見せていただきたいなと思うんですが、それは、よろしいですよ。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

2 番（新田俊一君） それと、その、これからもし、こういうことが、もしあればね、いつまた、そういうことがあるか分からないんですけども、ペイオフのことかて、いずれどうなってしまうかというようなことも、分からないんで、そういった、金融商品というのは、まあ、馬の目でも、（聴取不能）でもむくほどう、激しい動きをされるというようなことなんで、そういった、変ったことがあればね、やっぱりいち早く教えて欲しいと。僕は、書いたもん見なんだら、こっちから聞いたら、こっちへ皆、忘れてまうんでね。だから、必ず、そういうふうな方向で、差し支えのないところで、教えていただきたいと、そういうことお願いして。

次の、ええとこれ、何だったかな、持ち家のことについて、ちょっと、お伺いするわけなんですけど、まあ、神戸新聞にも、これは、神戸新聞で、町長も見られておると思うんですけども、こないして、大きな字で、国は廃止、公務員持ち家手当、自治体の対応分かれるっていうような、ごっつい字で書いておるわけなんですけども。ずっと見ておりますと、8,500 円が 7,000 円になっておるとか、2,500 円であったのが、相生市の場合、廃止になったとか、いろんなこう、赤穂市は、そのままになっておるんですけども、宍粟市も 1,000 円安くなっておると。たつの市は廃止。市川町は 1,000 円安くなると。福崎町も安くなっておるね、1,000 円。それから、神河町も 1,000 円安くなっておる。太子町は廃止。上郡町は、3,500 円から 2,500 円になっておると。佐用町は、見直しなしというようなことを、これ書かれておるわけなんです。町長も先ほど、見直しはしないというような状況のような話されておったわけなんですけれども、普通の民間企業でね、新築してから 5 年間ずっとう、手当を出すというようなことは、まずないですよ。ないに等しいですよ。

やはり、これは、いろんな状況があって、町長も、いろいろと調べてやられたんじゃないか、それは、それでええんですけども、やはり、大勢の、大勢というか、たくさん、市町が、例え、わずかずつでも少なくしている。そののに、佐用町だけが、と赤穂市だけがこれ、見直しはしないというような状況で、まあ結局、こういうことに対して、反対というような感じにとってもええわけなんですけれども、そうではなしに、例え、3,500 円を 3,000 円でもしたらどうだろうとかいうような、そういうその、何か、職員が、いろいろとやっておるから、金かかるしというようなことがあったんですけども、できるだけ町内に、公務員の方を、置いておきたいというような話もありました。

しかしね、僕の考え方では、町職員の方は、いろんな問題があるかも分かりませんが、できるだけ役所の近くというんですか、佐用町内に在中されるのが、望ましいし、当然ではないかと思うんです。それが、新宮とか、たつのとか、姫路とかの方から通われること自体が、ちょっと、おかしいんじゃないかなと思うんや。これ、ごめんなさいね。間違えておったら。やはり、佐用町内の、自分が模範となってね、職員が、やはり佐用町に住んで、佐用町で税金納めて、佐用のために頑張るというような方向が、一番いいんじゃないかなと。まあ、そないなことしよったら、ええ職員入らんのんじゃないかなと言われてたら、それはもうさっぱり駄目なんですけれども。

やっぱり、そういう教育は、何ぼかされた方がええんじゃないかな。職員の考えに任せてやるんじゃないか。できたら、佐用町に住むようにせいやとかいうような、そういうような指導はされているんですか。どうなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵道典章君） まず最初に、住宅手当についてね、今回、見送ったということであって、改定についてはね、それを絶対しないとか、もう、その必要がないということ、私の方で、言明したわけではございません。今回は、いろいろな改定を行いました。その中で、住宅手当については、昨年の改定、今回の改定については、見送ったということで、今後、近隣市町の動向も含めて、また、職員組合との、いろんな職員の皆さんとも話しもさせていただきたいなと思っております。

まあ、町としても、いろんな行革の中で、これまでの手当等についての見直しも行ってきておりますのでね、で、今回は、住宅手当については見送ったという考え方でお願いしたいと思います。

それから、職員の、それぞれ、居住地について、まあ、採用についてもですね、今、町内を限定をするというような採用は、これは、公募はできません。全て、どこからでも応募があれば、それは、試験を受けていただく機会というものは、確保していかなければいけないということです。

ただ、やはり職員としてですね、町のいろんな仕事に従事していく上で、やはり町民として、職員と同時に町民として、やはり生活をしていくという、そのことが、いろんな町の事業を進めていく上でも、まちづくりの上でもね、職員の力を発揮していく上でも、大事ではないかというふうに考えておりますのでね、町外から応募されて、まあ、採用した職員においても、将来できるだけ、自分の生活設計として、町内に居住して、住宅をつくって、家庭をつくり、そこで、しっかりと根を下ろしていくような、そういう考え方にして欲しいという話は、当然しております。

ただ、強制的にですね、こうしなさいということには、今の時代はできません。どこに住んでも、それは、基本的には自由です。しかし、それは、後は、職員それぞれが、やっぱり、そういう気持ちで、考え方で、自分の将来の設計を、生活設計をしていただきたい。まあ、そういうことで、機会あるごとに、そういうお話をさせていただいているところであります。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、町長の、今、話聞いて、若干、納得したわけなんですけれども、神戸新聞なんか見たらね、神戸新聞、どういうわけなんか、無期限支給もなんて書いておたらね、全然、それ見直す気がないのかなという、そういう誤った考えに入ってしまったんで、そういうふうに申し上げたわけなんです。

是非、今、おっしゃったように職員にも、そういうふうにして、例えば、姫路とかあちの方から来られておった方でも、できるだけ佐用町に住んでいただくように、自主的に、そういうような、強制はできないんですけれども、やはり、そういう話もしていただいたらなと思います。

ましてや、去年の8月の9日に災害があったわけなんですけれども、非常にまあ、あれも日曜日であったしね、誰も、災害が起きると思ってなかっただろうし、それぞれに、

内のこと、本当に内のこと知りませんよ。まあ、家族と一緒にどっか行っておったとか、休んで近くの友達の所へ行っておったというような、そういう、電話連絡はあったと思うんですけども、そういう状況の中だったんじゃないかと思うんです。

だから、まあ、招集しても、中々、職員が来られなかったと。来た時には、一番大きな水が出ておるような時に、出てきたと。だから、そのへんの危機管理的なことから考えても、やはり、佐用町へ早く来れるような状況のところで、住んでいただいたらなと。

それは、個人の勝手やから、どこから来られてもいいんですけども、やはり、町民の模範とするようなことに努力していただくようお願いをしたいと思います。

これ最後になるんですが、豊岡の竹やぶのことですね、これ、ここにも、ちょっと絵がこう、出てあるんですけども、滑り竹、地面に敷き詰めシカ防除で実証実験というのんで、これ敷いたら中へ入らなかったそうです、シカが。だから別に、この竹で、したらええというのは、この今頃ね、竹林がこう、荒れてもとうわけなんですわ。方々で。だから、これから竹林も育てていかないと駄目なんでね。やはりこう、適当に間伐する言うんか、綺麗に掃除して、増やしていく。だから、佐用郡全部これをせいと言ってもね、それは、膨大な金がかかると思うんで、何箇所か、そういうふうなことでやって、竹を敷き詰めてシカが入らないようにできれば、非常にこう、農家の人も助かると思うしするんで、そういった実験を、いっぺんどっかでしてもらえないだろうかということだったんですが、それは、してもらえませんか。

議長（矢内作夫君） はい、残り時間5分です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、新田議員のですね、豊岡で、今、実験をされてます。青垣の森林動物研究センターもですね、いろんなシカの侵入を防ぐので実験ということもされてます。そういう結果を見てですね、これは、敷地に竹を敷き詰めてもですね、地形的な問題もありますし、その場所、場所によってですね、効果が出る所、出ない所があります。そういうことをですね、検証してですね、そういう、また、地元の住民の皆さんにもですね、ご協力をいただかなあかんということもありますので、そういうことを含めてですね、これから研修をして、そういうことが採用できるのであればですね、考えてもいいと思いますけども、そのへんのことを、これから検討していきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） もっと早く終わるつもりだったんですけども、ちょっと僕自身も理解のできないところがあって、町長に叱られるようなこともあって、さっき説明しただろうというようなこともあったんですけど、非常に下手な一般質問で申し訳ございませんでした。

今後とも、よろしくお願いします。これで終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、新田俊一君の発言は、終わりました。

続いて、11 番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。大下吉三郎君。

〔 11 番 大下吉三郎君 登壇 〕

11 番（大下吉三郎君） 改めて、おはようございます。11 番議席の大下吉三郎でございます。

3 月に、この場において、私も、もうこの場には、おそらく立てないだろうということで、皆さんにもお伝えしたことがございます。お陰をもちまして、四度、また、この席に上がらせていただき、皆さんと共に、議会活動に頑張っていたいただけるということになりました。

管理者の方につきましては、今後、よろしくお願いを申し上げたい。このように存じます。

それでは、私は、2 点につきまして、町長に伺っていきたい。

まず 1 つは、社会教育とまちづくりにつきまして、質問をしていきたいと。このことにつきましては、合併によりまして行政機構も変わりまして、生涯教育は、教育委員会から町行政の生涯学習課に移されて、現在、取り組み、既に 4 年 8 カ月が来ようとしております。地域に根ざした学習活動ができているのかと。少なくとも社会教育は、まちづくりの原点であると同時に、学校教育と社会教育が一貫して、その真の社会教育と私は思っております。幼児から高齢者、また、大人の、また、女性のと、学習活動を体系化することが重要であると思うのですが、今の生涯学習課において、そのようなことが、合併後、まっとうされているのかと。このことについて、伺っていきたい。

また、まちづくりが、各それぞれ 13 地域において実施されているわけですが、これらについても、どのような取り組みがなされ、どのようなご指導がされているのかと、そのへんについても、若干ふれていきたいと、このように思っております。

まず、その 1 つは、幼児から高齢者の一貫した教育はできておるのでしょうか。

2 点目に、現在の 13 地域づくり協議会との関連は。また、行事に、どのような行事が行われ、どのような各地域において連携が取られ、実施されているのかと。このようなことも問うていきたい。

3 点目は、子育て支援との関係であります。昨年の 11 月でしたか、そのような会館も出来上がり、今、運営に当たっているところであります。そのようなこととの関連も申し合わせて話を聞いていきたい。

その他、生涯学習についての話を伺っていききたいと、このように、私は、思っております。

2 点目でありますけれども、森林災害、スギ、ヒノキについてということであります。とりわけ、昨年の 9 号台風においては、多大な、そういった森林の廃木によって、地域が酷く被害を受けたと。ましてや、このことについては、原因は、おそらく 16 年災害における、その取り残しの結果が、今日に影響してきたのではないかと、このように、私は、考えております。

平成 16 年の台風によって、森林の倒木、スギ、ヒノキなどの被害を受けた佐用郡でありましたが、県の助成によって、倒木の撤去などは、ほぼ完了したと聞いておりましたが、県の助成により倒木の撤去は、ほぼ完了し、また、その残、残っている所も多く出たというようなことの中から、昨年の 9 号台風によって未処理であった風倒木が大量に河川に流出。また、昨年の豪雨による山林の崩壊などによって、倒木が河川に流出し被害を大きくしたことは事実であり、佐用町北部に、まだ多くの倒木が、未だに河川、また、山林に放置されております。また、崩壊した所についてもですね、相当の、そういった風倒木、

また、残地が残っております。1日も早く、これらの撤去を行わないと、放置している状況では、また台風をむかえるこれからのつきましても、梅雨をむかえました今日においてもですね、そのような風倒木が、再度、河川に流れ込むというようなことがあったならば、多大な被害が、また出るのではないかなと、このように、私は、考えております。

そこで、まず1点、9号台風による山林崩壊箇所はどれくらい、佐用町に発生したのかと。

それから、崩壊した山林をどのように、これから再生すべきなのか。

3点目は、放置した風倒木は、全て撤去すべきではないか。

4点目、その他、16年度の未処理数は、いくぐらいあったのかと。県では、全ての風倒木は撤去し、それに針葉樹を植えていく。クヌギとかナラとか、そういったものを植えていって、植生をするということも聞いておったわけですが、多くの、そういった、16年の風倒木によって、それが全て完了できなかったということは事実であります。その結果が、今日に至っております。

その他、5点目として、山林についてのことを伺っていききたいと。

私は、この2点について、町長に伺っていききたいと思います。一応、この場での質問は、終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、社会教育とまちづくりについて、お答えをさせていただきます。

まず、町行政部局、生涯学習課で地域に根ざした学習活動が出来ているのか。また、幼児から高齢者までの一貫した教育が出来ているのかとのご質問でございますが、合併以後、本町はまちづくりの基本姿勢として、住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進しているところであります。

1点目の幼児から高齢者の一貫した教育ができていないのかとの問いでございますが、生涯学習課のみならず各課との連携を図りながら、進めております。

就学前は、お母さんのお腹の中にいる時から子育て学習センター・ママプラザで子育て支援をし、就学時も、子どもアートスクール、ひょうご放課後プラン事業、学校支援本部事業等のほか、青少年リーダー養成講座などで青少年を育成するための事業を展開し、成人には高年大学、パソコン教室、障害者社会学級などで住民の生涯学習の機会を提供をし支援をしております。なお、より高度な知識や技術を望まれる方や、学習の機会に恵まれない方のために、町立図書館や各支所図書館での学習の機会を提供をいたしております。

このほか、社会体育面では、町主催事業のほか、体育指導委員会や体育協会などのスポーツ関係団体での教室や大会を開催し、ふれあい町民プールを利用した学びの場の提供も行っております。

また、芸術文化事業・活動面においても、さよう文化祭や美術展などの発表の場や、芸術文化団体の育成にも取り組み支援を行っているところでございます。

2点目の町内の小学校単位の13地域づくり協議会との関係・連携であります。発足から5年目を迎え、着実に歩みを進めていただいております。この協議会の取組を推進しただくりーダーの方々のための研修会を行ったり、単位地域づくり協議会での課題に対応するために出前講座も開催をいたしております。人権尊重を根底にすえ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるなか、本年は、現状から将来像を目指す地域づくり計

画書作りに取り組まれております。その中での学習の機会にも出前講座等の活用が図られております。地域づくり協議会の事務局は企画防災課であります。担当者会議、センター長会議にも生涯学習課も加わる中で地域づくりの取り組みが進められております。

次に、3点目の子育て支援室との関係でございますが、昨年10月まで生涯学習課で所管しておりました子育て学習センターを、11月に現在の健康福祉課に移しましたが、就学前の幼児と両親教育は、家庭教育の充実という重要な部門であるため、子育て支援センターでの横断的施策をさらに充実させて進めていきたいというふうに思っております。

最後に、4点目の、その他、生涯学習についてでございますが、今年度からは台風第9号災害における佐用町災害復興計画に基づき、防災学習会や地域づくり協議会への出前講座、防災訓練の支援も進めて参ります。また、引き続き人権教育・人権啓発の活動を支援するなか、本年も11月に人権まちづくりフェスタの開催を計画し、人権文化を進める町民運動として推進を図っていききたいと考えております。

次に、森林災害についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成16年の風倒木災害以後、県の施策を活用し、災害に強い森づくりの推進を重点施策とし、県民緑税を導入し、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、高齢人工林の機能強化を目的に、森林管理、治山、砂防等事業などに取り組んできたところでありますが、森林施業地については個人所有権があり、事業への理解と協力がいただかなければ放置せざるを得ないというところもありました。従って、まだまだ事業として取り組めていない被害箇所も相当数あり、昨年の災害時において、山地崩壊と共に倒木の流出もあったところでございます。現在も、二次災害を引き起こすと想定される箇所については、県においても、緊急事業として除去作業が実施されており、今後も継続して対応していただくよう要望すると共に、町においても、森林組合とも連携し、事業推進を図り、被害箇所への作業道の整備等を含めた取り組みに努めて参りたいというふうに考えております。

また、昨年の災害による山林崩壊箇所で、現在、現地確認が出来ているところが約200箇所ありますが、現地に入り込めない、確認できない崩壊箇所も相当数あるというふうに考えております。

平成16年に被災した森林倒木、また、以前の雪害等で被災した倒木も今回の豪雨を起因とする山腹崩壊で土石流と共に流出したことも考慮し、今後の降雨等、状況によっては人家や公共施設に被害を及ぼすであろうと予測できる箇所については、倒木等処理事業や緊急防災林整備事業、治山事業で可能な復旧策を講じながら、県と共に、安全な山林、山づくりに取り組む計画を進めております。

平成16年の風倒木処理の申請は、872筆、約503ヘクタールでありましたが、所有者の境界が不明確であったり、町外所有者においては、山林に関心がなく事業説明後の取り下げがあるなど、未処理として残っているのは、200筆、約105ヘクタールとなっております。

崩壊山林の再生、風倒木、間伐材の処理撤去は、地形的状況や倒木の状態、安全性、処理材の利活用の有無、財政負担の観点から考え、考慮しても、処理可能箇所は限られている状況であります。県としても、町と連携して、河川沿いの倒木について、町内15箇所を6月末を目途に緊急対応をしていただいております。本来、森林の適正管理は、植林から保育・間伐、そして伐採という、そしてまた、植林をするという林業生産サイクルが円滑に実施されることにより、森林の持つ公益的機能が維持をされます。ところが、近年の林業の不振により、間伐等の保育管理が充分でなく、この結果、管理不十分な人工林が増加をし、森林機能の低下が進み、土砂の流失につながっていることで、急傾斜地、谷川に影響し、災害を大きくする要因につながっております。

今後の取り組みとして、森林所有者にも、災害に強い森づくりの推進を図り、引き続き、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、高齢人工林の機能強化を目的に森林、治山事業を取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

また、県と協調し、森林整備の促進を図り、森林組合の事業実施計画に、災害を想定した取り組み強化をしていただくよう申し入れをすると同時に、砂防、治山事業についても、緊急砂防事業、激甚対策特別事業や急傾斜地崩壊対策事業、林地崩壊対策事業等々によって、復旧と災害に強い山林作りに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、この場での大下議員への答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下吉三郎君。

11 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございました。

まず、社会教育とまちづくりについて、ただ今、町長の方からまご回答を得ているわけでございます。今日、この場に、議会に入ってきましたら、平成 21 年度の佐用町生涯学習活動のあらましというのが、ありまして、今、初めて見させていただいて、21 年度が、どのような形で、取り組んで来られたのかということも、今、ちょっと目をザッと通していただきました。その中にも、この目次等、はじめにという項目がございます。この項目の下半分あたりからですね、具体的に、どのような格好で取り組んで来ましたと。また、今後、どうしていこうという初めの言葉が書いてあるわけです。まあ、これは、これとして、その目次の中、21 年度の目次の中の、これまで取り組んできた、あゆみをですね、ザーッと見させていただきました。それと同時に、私は、この 4 年 8 カ月間、合併以後ですね、4 年 8 カ月間という経緯を、経過をする中で、着々と庵造体制の下に、行政が進められておるということにつきましても、嬉しく、私は、思っておるわけであります。

その当時、合併当時に、教育委員会から、そういった社会教育を、生涯教育を行政の場に移すということについて、まあ過去何人かの議員さんの中からも、そのようなことに対して、町長、どう思うんだということが、今日まで、問いただされてきました。私めも、このことについては、教育委員会から行政に、そういった生涯学習を移していくということについては、賛成ではありませんでした。今も、そのことについては、若干なりとも抵抗がある面もございます。そうした中で、この 4 年 8 カ月間、行政において、学習課の中で、生涯学習課の中で、取り組んでおられるということ、じっくり今日まで、私も見させていただき、中には、私も参加した部類も何回かございますが、このようなことを総合的に、今日まで、私は見る中で、どうだったんだろうかなと。まあ、庵造体制の中で、町長は、うまくやっておるぞということで、満足していらっしゃるのか、いや、まだまだ、このことについては、もっと取り組まなければならないということもあるだろうし、それはそれで続けて欲しいと、このような、やり方を、町長うまいことやっとならということも、私自身も応援を、エールを送っていることもございます。

いずれにしても、このようなことを、この 4 年 8 カ月間、私は、じっくりと学習課の取り組みというものを見させていただく中、また、これから発展するところの、町長も先ほど言われた、13 地域づくり協議会の方にもですね、そのような頃から指定指導がなされておるということも事実であり、その受けた 13 地域も独自の各地域の特質というものを、また、弱点というものを取り上げながら、幼児からシルバーに至るまで、いろいろな計画を持ち、また、そのことの中で、学習をされているのかなと思うわけです。

私も、この4月から久崎の地域協議会の方に参画させていただくようになりました。4年に1回、われわれに、そういった場を与えてくれるわけでございますけれども、はっきり、この前、そういうことを見させていただく中で、もうひとつ、この事が、うまくいっていないのかなという面も、私は、（聴取不能）感じております。それから、今日も、この21年度の報告を見る中で、どうしても目につくことがあります。それは、この内容からしてもですね、講演会とか、それぞれの各段階に対しての、講演会とか、そういった1つの勉強会というのが、数少ないのかなと。まあ、この4年間を通じては、教育委員会の当時でも、同じようなこともありましたが、あくまでも行事に追われておるような懸念がいたします。何しても、何とかの行事、何とかの行事、何とかの行事というような格好で、イベントのみが、そういう成果として発表されるのであれば、結構です。まあ、その学習の場の副産物として、そういった行事、または、その生活発表ができるのは、私は、十分に良しと、結構であると、私は、このように思っておるわけです。

まあ、そのようなことから、若干、その行事計画に追われて、多忙だ、多忙だと言っておるのか、もう少し、その内容たるもの、やはり子どもから、幼児から大人、老人、敬老、シルバーに至るまで、何か、統一した、段階を踏んでの、そういった生涯教育というものを、やっぱりすべきではないかな。このようなことも、合併後にですね、ある議員の方からも、そういうような話が出たかと思っております。同じようなことを、私も言っておりますけれども、そのような連携したものが、本当に、生涯教育というものが、行政でできるのかどうか。私、その点について、まだ若干、心残りがあるわけでございます。その点について、町長、先ほど、いろいろと伺いましたけれども、再度、そのへんの決意伺いたいと、このように思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 非常にですね、内容の深い、難しいご質問なんで、その、端的にですね、このことを分かっているように、お答えするのを、私は、それだけのお答えができないと思うんですけれども、ただ、まあ、行政の中に、一般行政と教育行政、まあ例えば、商工行政とか、専門的な行政もありますし、森林、農業行政とか、いろいろと行政というものも、細分化すれば、いくらあります。でも、やはり、これ全体が、町民の、いわゆる、いろんな生活に関わっているもの、総合的なものを、それをできる限り、この一人ひとりの皆さんに最終的には、豊かな生活が送れるように取り組んでいくのが、そのことを、やっぱり、町全体、町という形でね、行政という形で支援をしていく、しっかりと支えて行くという体制というものが、行政だというふうに思っております。

このただ、その中で、たくさんの課題に当たっていくために、組織というものがあって、そういうことで、専門的に、教育委員会とか、教育についても教育行政ということで、教育委員会が所管をするということが、日本のまあ、教育、戦後の教育の中の中立性を保つためにもですね、そういう組織がつくられているということです。

で、ただ、私も合併以前はですね、佐用町においては、教育委員会は、佐用郡4町が共同で設置をして、運営をしてきたと。で、まあ、基本的に教育委員会の大きな使命というのは、子ども達の教育という、学校教育ということが、非常に大きな、この柱になっているわけなんですけれども、それと同時に、当然まあ、幼児教育、また、生涯学習、これは教育というより一人ひとりが豊かな生活を送り、充実した生活を送っていくための、その学習ですね、学習の場を作る。そういう機会を提供していくということ。そういうことに取り

組んでいく。まあ、そういう中で、合併してですね、佐用町においても、教育委員会は、佐用町教育委員会という形になりました。で、私は、その、そういう意味で、全体で見れば、教育委員会も全て行政として1つのものだというふうに思っております。で、そこそこに役割はあるわけですけども、で、当然、そういう社会教育と言われる分野においてもですね、教育委員会が、全く関係ないのかというと、そうではない。ただ、学校教育に、じゃあ、町行政が全く、一般行政が関係ないかということ、そうではない。学校教育にも、当然、一般、全体の、行政として十分にこう、一緒に考えて、それぞれの責任を果たしていかなきゃいけない。ですから、その中で、社会教育として、今、一番求められている、その地域のコミュニティが非常に薄れてきたと。人口も減り、高齢化になってきていると。そういう中で、地域を維持し、その地域、地域で、皆が豊かに、また、安心して暮らしていける、そういうまちづくりをしていく上で、ハード的なものだけではなくてね、やはり地域のコミュニティをしっかりとこう、支えていく、そういう学習は、それは学習を通して、生涯学習はまちづくりということですね、まあ、いわゆる、私どもの課では、生涯学習課というのは、いろんなイベントとか、まあ、図書館とかいろんなものを管理をしたり所管しておりますけれども、それだけではなくて、町全体の行政、例えば、農林振興課、商工観光課、まあ、住民課、福祉課、そういう課がね、やっぱり、それぞれが、皆が横断的に、その連携をして、この町民の生活の、豊かな生活のもとに実現していくための施策に取り組んでいかなきゃいけない。まあ、そういう中でいろんな所管をしていく上ではね、行政全体として考えた上では、社会教育について、町長部局と言われる、まあ組織としては、全体を把握する、所管する、町長が所管した形で進めていった方が、より効率的であり、横断的に充実したものになるのではないかなというのが、まあ、考え方だろうと思います。

だから、それは、そういうことで、今ね、動いているんで、何も、この分野は私の分野だ。こっちはそうだと取り合いするものでもありませんし、今、町教委としても、いろんな形で一緒に連携をして、同じ行政、佐用町の行政として教育長も考えていただいておりますし、町としても学校教育等についても、教育委員会が、しっかりとこれから、学校教育のあり方なり、方針を、また新しく今の時代にあったものを出していただくと。これについても、基本的なものを、教育委員会で検討いただく中で、町として、それに対して、どう実現していくかについて、今後、一緒に考えていくと。そういう考え方で、今、社会教育だけではなくて、学校教育全て、まちづくりという考え方で、人づくり、まちづくりという考え方で、取り組んでおりますので、そういう考え方で、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

- 11 番（大下吉三郎君） ただ今、町長の方から言われた、全くそのとおりであります。私は、それを否定するものではありませんし、それだけ取り組んでおる、新しい、そういった課のあり方が、今、見えてきておるわけでございます。この初めの中に、21年度の計画の中に、初めの中にも、その末尾には、それぞれの各課の連携をしながら、今日まで、このことを取り組んでおりますということは事実でありますし、全くそのとおりだと思うし、これからも、そういった各課の連携を取る中で、本当に幼児からシルバーに至るまでの、それぞれの部署に応じた学習というものを連携しながらやっていかなければならない。このように、私も、当然思っておるわけであります。

それと、一昨日、久しぶりに、私は、佐用チャンネルを見させていただいて、どのようなことが、また今、放映されているのかなという中で、いろいろな放映が、3、4点ありました。それは過去、皆、われわれ、そこへ参加したり、見て来た画面が出てきておるわけですが、子育て支援のママプラザの関係が、あそこには出ていたわけです。あの映像を見た時に、ああこんなもんかなと。これが、ママプラザの仕事なのかなと思ったり、何か、これおかしいんではないかなと。この取組みはおかしいんか。あれが、あの映像は、丁度、オープンの時の映像だったと思うわけですが、それらについても、もう少し、やり方、考え方あるのではないかなと。確かに、子どもを、親子で、あそこに行っているのは当然ですが、その中での親の態度というものは、何なこの人は、何じゃ、ああいう方でええのかなというように、われわれの、私の目には、若干、嫌な面が入って来ております。それが映像だと思し、その映像を見て、自分が、その映像を見たならば、自分が、他のお母さん方よりも、どのような形で、あの中で取り組んでいたか。子どもをどういう格好で、幼児の教育をしていたのかということが分かると思いますので、あれは、あれなりに、今後の課題として、見ていただき、更に、これからの、そういったプラザの、また、子ども達の支援、生涯教育というものを、どのように、これからしていくのかということも考えていただければいい、あの画面の一端になるのではないかなと、このように、私は、思っておりました。

それと、1つ、学習と、生涯学習というものが、過去、われわれが40年来取り組んできました、39年から取り組んできました公民館活動というものが、これまでは、影響が大であり、そのことに公民館活動として、教育委員会の中で、いろいろと、そのような、私は、先ほど言っております幼児からシルバー、老人に至るまでというような学習が、それぞれの地域で、また、出前をしていただいたりする中での講演会活動があり、そこでこぞって勉強をしに行った例があるわけです。その公民館活動という、公民館という名前が、消され、消された言うたらおかしいんですけれども、なくなってきて、生涯学習という場の中に位置付いて現在きているわけですが、進歩しておるもの、まだ進歩していないもの、まだまだ以前取り組んでおったような、公民館活動を通じていく方が、いいんじゃないかなという面、いろいろこれは、模索しなければならない面がたくさんあります。

一方では、そういった公民館活動は、今まで進んでいたところについては、そういった村づくりについても、ドンドン計画が進んでおるという現状、その開きがですね、13についても、13協議会についても開きが相当出て来てきたと。このへんの指導はですね、当然、学習課の方でもってリードすべきであると。また、しなければならない課題があるのではないかなと、このように、私は、今、気付いております。

いずれにしても、町長も一生懸命、この4年間取り組んで来られて、また、その学習というものが、定着してきつつあると、きたと私は思っております。更に、これにですね、場を広くしていただいて、もっと、職員は、そのあたりの取り組み方をやっていただきたいなと。まあ、よく、たまにひょっと覗いて見るんですけれども、フロアの方についても、勉強している方、図書館で一生懸命やっている方、ソファの上で抱きついていてる方、いろいろとあります。これについてもですね、1つの、風紀の良くすること、学習課の仕事であります。そのへんについても、注意はされているようでございますけれども、いかんせん、その基本は、その子ども達には、できていない。また、親もできていないがために、そういった公的な場においても、家庭同様、学校同様、そのような節度が守れてこない。守れていない。このことが、私の言う生涯学習であります。本当に、幼児から、小中高、大学生、全て大人に至るまでの、そういった教育をしていくのが家庭であり、そういったわれわれのやるべき行政の仕事であり、われわれ議員の仕事でもあります。そのことを考えるときには、もう少し、何かの形で行政が種まきをしなければならないのかな。

このように私は考えておるわけであります。

いずれにしても、町長の方からも細かく、それぞれの取り組み方等について現状の学習課の方でやっておると、これからも、各それぞれの行政全般の各課との連携をたじまながら、そういった指導を徹底していきたいしと思っておるということでありまして、してきたということでありまして。

私は、更に、それにおきかけてですね、やっぱり出前教育、よく天文台長が、いつもおっしゃっておるわけですが、いつでも出前教育をやりますよと。どの地域にも行きますよ。どの部会にでも行きますよと。こういった取り組みの中で、本当に、親達が、子ども達が、この出前の講師先生方によって、何かを1つ2つしていただく。考えていただく、これが一番基本になる生涯教育であります。これからですね、そのような観点から、それで得たものを、発表していく、そういう1つの流れでないと、初めから、おい、今年は、何をイベントしようやないかという、イベントが先に立っているのが現状のように、私は、地域づくり協議会についても、こういった行政の中においても、学習課においても、発表の場は、ドンドン、大きな情報センターの会場を使っていくということは、確かにいいことです。しかしながら、そういう基本ができないままに、表面をカムフラージュしていくということのようなことは、カムフラージュという言葉は悪いですが、そのようなことは、本当に芯から、そういった副産物が生み出けると、そのような学習体系を組んでいただきたい。

まして、今日は、教育長には、ちょっと言葉を言いたいんですけども、ちょっと黙っておるわけですが、教育は教育として、教育長は教育長として、学校教育の中で、そのようなことも育んでいただき、連携という中でうまく佐用町を1本に、そのような形でやっていってもらいたい。このように思っております。

再度、町長、そのへんについての意気込みはいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 先ほど、私なりの思いは、述べさせていただきましたので、やはり、今、地域づくり協議会の活動、この活動というものは、決して目的ではなくてですね、手段なんですね。で、新しい、新佐用町になって、非常に地域が広くなり、また、そういう、その地域地域において、非常にまあ、過疎化の問題でありますとか、地域の高齢化の問題、その集落自体の、これまでのコミュニティ、運営が、非常に難しくなっているという、そういう現状を、皆で考えて、これを解決をしていくためには、やはり皆が、やっぱり参加をして、一緒に考えていく機会を作らなきゃいけないと。で、そういう、そのことで、まずは、そのイベントをするというのは、皆、そこに集まると、そういう機会を作っていくということが、まあ、まず最初の段階だと。そのために、いろいろな、催しをですね、これは催しすること自体も、センター長、自治会長さんをはじめ、センター長さん、また活動委員さんも、非常にお世話いただく方には、大変なご苦労をかけるわけですが、まあ、それ、そういうことで進めながら、そこで、そういう皆で、そういう地域の課題を、広域的に取り組んでいこうという気運をね、やっぱり作っていただくというのが、これまでの第一段階だったと思います。

そして、合併して、この町の、今後、4年、4年が過ぎて、今、地域づくり協議会も5年目。次の段階として、そういう、これまでの取り組んできた皆さんが、思いをですね、やはり1つの目的にしていかなきゃいけない。それを、その考えていこうという計画を、

そのためには計画を作ろうと。それから、地域づくりごとに、協議会ごとにですね、地域づくり計画を作って、具体的な1つ1つの目的というものを明確にしながら、また活動していこうという取り組みにしているわけです。これは、非常にまあ、息の長いですね、まあ言えば終わりが無いわけです。地域づくりには。ですから、その中で、やはり何と言っても、一番大事なのは、そこそこに、それぞれに住んでおられる人が、自分たちの地域を愛して、それで地域のために、自分が何ができるか、役割は何ができるかということのをね、やっぱし、考えながら、そして皆で協力をしてくということ、このことが、どういう時代になっても、いつにおいても一番大事で、そのことを、常に活動として、地域づくり協議会という1つの、そのことを手段として、最終的に、その地域地域が、安心して、皆で暮らしていけるような町が、1つ1つ問題解決しながらできていければ、いくことを目的として活動していきたいと。していただきたいなというふうに思っております。

そこに、そのためには、いろんな勉強もしなきゃいけない。いろんな学習、ここに言われる出前講座、いろいろな知識を持った人、経験のされた方に、例えば、そういう課題について、お話を聞いて、自分たちが考えていく1つの過程にしていくと。そういう、それからまあ、本を読んだり、また、皆の意見を交換し合うと。それが1つの生涯学習だというふうに思っております。そういうことで、地域づくり協議会の活動も、生涯学習であり、その生涯学習が地域づくりにつながっていく、まちづくりにつながっていくという考え方で、進めていきたいというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） 町長の言われるの、全くそのとおりであり、私も同感はいたしております。

その中で、確かに、生涯教育というのは、生まれて、おぎゃあと言った時から、最後の日まで、われわれが、必ず、そこを通過しなければならない1つの課題があります。

そこで、特に、私が、このことを言ったことに対しても責任も持ちますし、当然、そういった、生まれてから、最後を看取るまでという学習の中においては、やはり、私の言いたいのは、そういった、いろんな分野での学習、勉強というのは、これは絶やすことはできません。だから、1つ、そのような系統立てての具体化、具体いうんですかね、体系化していくというような1つの目的を持ちながらですね、ひとつ、それぞれの各部署、また、の中で、また、行政であれば、連携した各課の上での、そういった体系化を1つの目標として組みながら、このことを進めていただきたい。

更に、私は、こういったことについて、まだまだずっと追いつけていきたいなと、このように思っております。

今、こうした4年8カ月を迎える中で、何も悪いことをしておるとか、いや、あれは駄目やというようなことは、私は言うておりません。若干、ざっと見た場合に、ある程度の、そういったものが多いのかなという懸念がいたし、また本当に、机の上に、机上での、そういった講演を聞くなり、自分のそういった発表、まとめというものが、案外少ないのではないかなというように感じましたので、この度、4年8カ月を経過する中での検証をですね、町長にもしていただき、各課の課長にも、このことを検証していただき、それぞれの今後の課題として取り組んでいただきたい。このことを要望して、社会教育とまちづくりについては、一応終わらせていただきます。

次に、森林災害等について、スギ、ヒノキ、先ほども、ちょっと言わせていただきましたし

たように、16 年台風以降に、倒木が、相当、佐用郡でも起きました。町長からも、いろんな、(聴取不能)で取り組んだけれども、まだ、未処理のところもあるということも言われておりますし、私も、そのことを知っております。県の方の、そういった緑税というのを利用しながら取り組んできたわけですが、いかにせん、あまりにも多くな、そういう倒木が、郡内各地に起きたと。まして、この佐用町以北については、本当に目も当てられない倒木がございます。

先だって、奥海とか海内、それから水根あたりに行って来ました。水根の方の、あの河川については、もう目も当てられない状況が、まだまだあります。これらについても、こういう雨季をむかえて、また台風時期をむかえる中で、今、一生懸命、復興に向けての取り組みをしておりますけれども、再度、そのようなものが起きた場合には、どうなるんだろうかなと。それ以上に、今度は、流木が出てくるのではないかなと。このように認識をしております。写真も撮ってきたんですけれども、今日、資料として提出しようと思ったんですけれども、出しておりません。まあ、あの書類については、確かに、町長言われたように、被害を受けた箇所等についても、508 ヘクタール言うたんですかね。相当大きな物を、その中で、まだまだ残っておる。それは、なぜ残ったかという、町長から説明あったように、それぞれの地権者の関係とか、林道、作業道がないとか、そういった形の中で、その全ての処理が行なわれなかったということは、確かに事実ではあります。

ただしながら、事実は事実としても、少なくとも、その以後、こういった 16 年から 5 年、16 年以降、もう既に、5 年、6 年近くなる中で、その後の処理が、どのようになってきたのかと。一向に先が見えていない状況なんで、そのあたり、町長、どのような対応でしたでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) まあ、16 年による台風による倒木、これについては、ああして、県もですね、非常に力を入れていただいて、伐採をして、後、更に、植林を、整備をしていくということで、まあ、事業として取り組んで参りました。場所によって全てができたわけじゃない。非常に奥の方については、そこへ上がることも自体もできないような場所もありますし、地権者も、先ほど言いましたように、町外者もありますし、町内の方においても、森林が、非常にもう経済的な価値が、なくなってきた中で、関心が少ないと。そういうことで、その事業にですね、参加をされなかったところもあります。

で、まあ、一応、そういう倒木についての処理というのは、あれ何年、2 年間で終わったと。とりあえず事業としてのね、主要はできて、まだ残った所もたくさんあったわけですが、その以後、その今、残っている木、今、施業しなきゃいけない間伐等、そういうことに力を入れてきたわけです。まあ、今回の水害においても、じゃあ、倒木したものが、全部流れたかという、そうでは当然、ありません。まあ地形によって流れている所もありますし、倒木じゃない、立ち木、立ったままの木の流出というのが、非常に多かったわけです。

で、倒木の処理っていうのは、非常にお金がかかりますし、また、処理してもですね、後の植栽、植林ですね、これも、しても、人工的にしたものについては、中々、それがね、元の言うんか、自然のような形の山に戻るには、時間がかかります。私の山もですね、その事業に乗って処理をしていただいて、後、けや木とか栗とかというようなものを植えました。しかし、実際に、そういう小さな苗木がですね、山に根付いて山の、保水力のある

山になっていくのはね、やっぱり、相当時間がかかる。私は、ああいう、お金もかけなきゃいけないんですけれども、予算も限界が、お金もやっぱり無駄には使えませんし、たくさんのお金がかかるんで、山というのは、ああして伐採したり倒木しても、やっぱり 20 年間ぐらいで、次の、自然にね、また、そこに、植生にあった木が生えてきます。そういうのを、基本的には、時間をかけながら、まあ自然の再生を待つ。それをしっかりと促していくということを考えて行くのが、一番いいのかなというふうに思っております。

ただ、この度の水害の中で、そういう河川の近くに置いていた物。近くの、そういう物が流れ出たということもあります。そういう所については、危険な箇所については、それを処理すると。緊急に撤去するということで、県としての事業に取り組んでいただいて、先ほど、答弁にもさせていただいたように、緊急倒木処理として、除去処理として、河川沿いの箇所、今、とりあえず町内 15 箇所ほどの箇所をですね、河川に倒れ掛かったり、近くで流れる危険のある所を伐採して、綺麗に伐採して、また、それを撤去していくと。そういう形で、取り組んでいただいております。

後、町としても、今後ですね、それを行なうにも、林道、作業道っていうのは、もう今回の水害で、もう、ほとんどの所がですね、多く被災受けたところは通れない状態になっております。今後、森林組合とも連携をしてですね、山の管理をしていく計画というのを、きちっと作って、その管理をしていく上では、林道等も、これを通れるようにですね、直していくというふうな事業も、これも取り組んでいかないと、管理もできないだろうというふうに思いますし、ただ、林道を直すだけで、その地域が後の管理をしなければ、また、何なりません。効果がありません。そのへん、今後、管理がどうしても緊急に必要な所というのを、当然、計画的に、優先順位を決めながら、そこに、林道、作業道との整備も行っていくという、そういう形でですね、計画も作っていきたいというふうに考えております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、残り 4 分です。大下君。

11 番（大下吉三郎君） 時間もありませんので、進めたいと思います。

まず、これらについての状況把握も、今、教えていただき、私の目からも見て来ております。

確かに、林道、作業道がないがゆえに、これらの管理ができないという面も、多少、若干あるかと思えます。ただしながら、人の歩く道ぐらいは、どこでもあるわけなんで、山林労務者が、そこに、どうしても入れないということにはならないと。このように思っております。

それと、この間においてですね、森林組合のあり方、森林組合の、そういった作業体制というものは、本当に、どのようになっておるのかなと。ちょっと、疑問に思っておるわけです。行政としては、そのような中で、森林組合の方にもお願いもし、森林組合独自の、そういった施業計画というものも取り組んでいるはずでございますけれども、一向に、そのような気配が、私の目には、入って来ないというふうなこともございます。今後ですね、やはり、行政としても、県としても、そのようなことが出てないんだということであればですね、地元の、そういった森林組合の働きというものが、非常に十分な計画が、これからは出てこようと思えますし、すべきだと私は、思っておるんです。その森林組合のあり方について、町長、どう思われておるんですか。端的にお答えください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、後２分でお願いします。

町長（庵逄典章君） まあ、今後、山のね、適正な管理ということが、非常にまあ、大事だということで、これまで、災害以前からですね、国においても事業として、公的な費用で間伐を行なっていくということで、そういう事業が、事業化されております。しかし、これもですね、いつまでも続くかどうか、分からない。国においても非常に財政厳しい中ですね、公費を投入した間伐等については、切捨て間伐というような形では、やっぱり、続けることができない。少しでも、その材木をですね、やはり、この資源として、そこから、収益を上げてですね、取り組んでいくと。そのためには、やっぱり、森林組合としてもですね、その組合員さん、この森林組合というのは、組合員で成り立っているわけです。で、これまでの、森林組合の活動というのは、どうしてもですね、確実な、公社造林とかですね、県行造林、町行造林、そういうふうな公的な造林に当たって、森林組合が、それら受けてですね、そこから収益を上げていたというのが非常にまあ、それが柱だったと。で、本来は、個人個人の所有している山林、これの管理等、そこから収益を、個人にも還元をしていくという、こういうことを、やっぱり柱にしていかなきゃいけない。で、そのためには、やっぱり、その収益を上げるようなことを考え、そして、個人所有の山林主に対してですね、その事業と一緒に参加していただいたり、関心を持っていただくという、こういう計画を、取り組みを、今後していくということが大事かと思ってます。

そのためにはですね、山崎に、新しい、今度、木材センターが稼働するわけです。それによって、少しでも、その長年苦勞して、育ててきた木がですね、お金になる。収益が上がり、なるという、その山主に、少しでもお金が残っていくという、そういうふうな方法を考えて、森林組合としても取り組む。そのための計画づくり、それには、やっぱり、林道がいい、作業道が必要でありね、また、集团的に、地域全体で取り組まないと、１反、２反の山だけでは駄目だということなんで、そういう計画を、やっぱり今度、森林組合が作っていかなきゃいけない。それに町も一緒になって作らなきゃいけない。参加しなきゃいけないというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、大下吉三郎君の発言は、終わりました。

ここで暫く休憩をいたします。約 10 分間。再開を 11 時 40 分といたします。

11 番（大下吉三郎君） どうもありがとうございました。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き一般質問を続行いたします。

ここで、報告をしておきます。西はりま天文台公園黒田園長から講義のため早退届が出ております。代理に安本参事の出席を認めておりますので、報告をしておきます。

それでは、続いて、3 番、岡本義次君。

〔3 番 岡本義次君 登壇〕

3 番（岡本義次君） 3 番議席、岡本義次でございます。本日は、2 件の一般質問をさせ

ていただきます。

一昨日から梅雨に入り、今日も朝から雨となっております。私は、円光寺から上月、早瀬、真盛、大坪と自動車で、ずっと役場へ来る途中、荒れました田んぼもありますけれど、そういう所に苗が植えられ、元気良く育っているのを見て、嬉しく思った次第でございます。

今から 308 年前に 1702 年、五月雨をあつめて早し最上川と、これは、松尾芭蕉が奥の細道の中で、山形県酒田市、庄内平野を、日本海に注ぐ大河を眺めながら詠んだ俳句でございます。この俳句につきましては、やはり佐用の地と山形と比べれば、ひと月ぐらいは、やはり、そういう当時から、五月雨とは、5 月雨と書きますけれど、そういう田植えもされて、そういう歌を詠んだんかなという思いを馳せながら、役場にやってきて参りました。

佐用町は、昨年 8 月 9 日に未曾有の大水害に遭いまして、18 名の多くの方の尊い命を失うことになりました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈りすると同時に、なお且つ、2 名の方の行方不明者の方が、1 日も早くご家族の元にお帰りになることを念じております。

家屋浸水、事業所、商店、そして農機具、車、そして田畑に甚大な被害をもたらしましたことを、被災を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

ホテルの方も大水で流されてしまったんかと思っておりましてところ、幼虫が触りついて残っておったのか、ボツボツ飛んで出て明かりを灯していることに、ほのぼのと心を温かくしているところでございます。

田んぼの方におきまして、全部とは言いませんが、復旧された谷、昨日、一昨日、三日月の方も田植えが終わりつつありました。早い石井の方では、根がしっかりと根を張り、その稲穂が秋には豊作となることを念じておるところでございます。

私は、この度、選挙公約にも書きましたように、若者が 1 人でも残れるような施策。そして、獣害被害に困っていらっしゃる方の 2 件を取り上げまして、今日、町長に一般質問をさせていただきます。

河川堆積土砂取り捨て跡地に企業誘致をということでございますけれど、昨年の水害で佐用町全域におきまして復興工事が始まりました。全域で相当の不良土砂が出て、何箇所かの堆積場ができるわけでございます。昨年の姫路鳥取道のトンネルの残土捨て地が、長谷にも既に出来上がっておりますけれど、そういう場所を使ってということも、頭の中で置いて話をさせていただきたいと思います。そういう、去年にですね、上月電装、平福電機等、そういう事業所が、テクノの新宮の地、たつの市に移転をしてですね、職場そのものが減ったわけでございます。ですから、今、佐用町は、段々と過疎化も進み、若者が残れないような状態の中で、やはり 3 年、5 年、10 年先を見据えた中でやっていかないと、風船がしぼんでしまうような格好の中で、もう佐用に勢いがなくなってしまうと思っております。

ですから、そこで 1 つ、堆積土砂取り捨て場に、農業関連の企業を呼べないか。

1 つ、町として呼ぶとすれば、どんな優遇措置がとれるのか。

1 つ、土地を無料で貸すとか、例えば、固定資産税の減免とか、他に、そういうことができ得るのか。

1 つ、今後、食品関係の企業が農業に参入するということでございます。そういうことであれば、1 つの例でございますが、キューピーマヨネーズ、農林加工、トマトケチャップ、マクドナルド、ゼンショー、サイゼリア、たくさんありますけれど、やはり、それらの企業が農業に参入して、そこの企業、そういういい企業が来てくれるかどうかは、その今後の自分たちの努力次第だとは思いますが、来てもらって雇用してもらおうと同時に、減反しておる田畑に、それらの要求する野菜とか、そういう果物でも作って、そこ

に納入することによって、地域の活性化を図り、そして、若者を食い止めると、こういうことが、佐用町としてできるんかどうかということを、今後、町長に問うていきたいと思っています。

それから、もう1件につきましては、獣害被害防止と加工センターの設置ということで、昨年、兵庫県におきまして、獣害、1万5,000頭を捕獲があったと聞きました。今年は2万頭の捕獲予定と聞いております。しかし佐用町としては、被害が酷く町民は作物を作っても収穫するまでに食べられてしまい、困っております。

そこで次のことを町長に問うていきます。

1つ、佐用町を猟期間の長くするとか、ワナとか、そういうオリの年間使用を認めてもらう特別区域、(特区)に国県に申請をできないものであるか。

1つ、捕獲した猪や鹿の処理施設を佐用町に作れないかどうか。

1つ、大型冷蔵庫の設置とか、加工センター設置、一緒になるかも分かりませんが。

そして1つ、その肉をミンチ、ソーセージ、コロッケ等の、美味しいところについては、人間が食べると。料理方法の勉強も、いろいろ呼びかけて、創意工夫してやっていくと。

1つ、その食べられない以外のところについては、動物園の餌とか豚、鶏や魚の飼料としての研究をしていく。

1つ、近隣の宍粟、たつの市、上郡町、そういう近隣で捕れたイノシシやシカも受け入れ態勢を整えていくと。

1つ、そういうことをすることによっての雇用の場にも何人か受け入れることができると思いますけれど、この場としての質問として、町長に伺っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議長(矢内作夫君) はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の河川堆積土砂取り捨て跡地に企業誘致をということでございますが、その前にですね、現在、この災害からの復興に向けて、その一番、柱になります治水対策の柱となる河川の大規模改修。これを期限内にですね、確実にやっていくことが、一番まあ、今、重要な大きな課題であります。そのためにはですね、この事業を行うために、そこから発生する土砂をですね、町内どこかに処分をという形で、処分をしていかないとできません。そういうことで、その、そういう処分をさせていただきたいというふうに、こちらの方で、選定をした所について、その地域の方々に、今、お願いをしております。

で、やはり、その非常に広大な土地になりますし、いろんな関係してくる問題もあります。そういう中でね、まだ、基本的には、この佐用町のために、安全なまちづくりをつくるためにね、地域としても協力をしていこうという姿勢はいただいておりますけれどもね、最終的に、まだ決定しているわけではありませんから、この全てね、これから皆さんに同意いただいて、事業をしていくというのは、これからです。ですから、全てね、決定しているように、こうお話を前提にしてね、お話をすることについては、それぞれ配慮をいただきたいというふうに思っております。

まあ、そういうところがね、できれば、その跡地の活用ということも、当然、この引き続いて、一緒に考えていかなきゃいけないんですけれども、まずは、緊急に処分、土砂を処分するという、そのことを、まず優先して行っていき、そういう事業を行いながら、そこから、生み出されてくる土地についての利用方法、活用についてはね、今後、当然ま

た、町としても、また地域の皆さんとも、いろいろと話をさせていただき、協議させていただきながらね、取り組んで参りたいというふうに考えております。

そういうことで、企業誘致ということについては、一般論として、それぞれ関係がありますので、答弁をさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

企業誘致ということにつきましては、そういう、今、具体的に言われましたような、農業関連の企業にかかわらず、いろんな企業に佐用町に来ていただいて、そこで企業活動していただくということは、働く場ができてですね、町の活性化や活力向上に大きく資するところでありますので、当然、これは長年、町としても、それぞれ企業誘致ということは取り組んできたところであります。しかし、企業立地は、企業にとってもですね、労働力や立地環境などの多くの条件が、当然あります。その企業のニーズとですね、合致をしなければ、当然、ここに進出をしていただくことが難しいということであります。

町といたしましても、企業立地促進条例において奨励措置を講じたり、企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、また、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を制定して、企業立地にこれまでも取り組んでいるところであります。

また、県においても、今年度より産業集積条例等に基づく促進地域に準ずる地域に佐用町も追加をしていただきまして、より有利な企業立地支援制度の適用を受けることができるようになりました。しかし、昨今の経済環境の悪化により、将来予測が困難で、企業の進出が、非常に難しくなっているのが実情でございます。

土地の無償貸付については、企業立地の話があれば、現在の制度を最大限に活用し、その上で検討しなければならないというふうに考えます。

また、食品関連企業の農業への参入であります。農地法の改正により、農業への企業参入は、一応自由化をされたということであります。現在、地元野菜の販売先は、地元の生産物直売施設での販売や従来からの農協などへの販売が中心で、一部契約的栽培による販売もあります。

若い人たちが、ふるさと佐用町に残り、地元で働けるようにするために、企業誘致については、食品関係企業にかかわらず、あらゆる企業への働きかけなど、佐用町として引き続き取り組みを行なって参りたいというふうに考えております。議員の皆さん方のご協力もよろしくお願いをいたします。

次に、2番目の獣害被害防止と加工センター設置に関するご質問にお答えさせていただきます。

最初に、狩猟期間についてでございますが、国の規定以上に狩猟期間を延長するには、県が特定鳥獣保護管理計画を策定をし、その達成のために必要があると認められる場合には、特別に認められております。現在、兵庫県が策定している特定鳥獣保護管理計画では、毎年11月15日から2月15日までであり、シカについては平成20年度より、従来の2月末より15日間延長措置がとられて3月15日までとなっており、狩猟期間以外には有害鳥獣捕獲活動で対応ができるために、現状では更なる延長は考えておりません。

また、ワナの使用についても、規定等を遵守し、有害鳥獣捕獲許可を受ければ捕獲活動ができますので、現状では、特区申請する予定はありません。

次に、捕獲したイノシシやシカの処理施設や、また、加工センター、また、加工方法についてであります。シカ肉の有効活用については、県では、今、森林動物研究センターが事務局となっているニホンジカ有効活用研究会などで、その利活用を検討しているところでありまして、佐用町からは商工会青年部が会員となって、商品化したコロツケのPRや他の加工品等について活動をされております。

今年度は、県がシカ肉の衛生的な処理に関するガイドラインを策定する計画となっております。

り、シカ肉の本格的な流通に向け動き出そうとしておりますが、現状では、消費者需要と流通等に関し予測ができませんので、加工センターや付帯施設設置には、十分検討しなければなりませんし、また、動物園やサファリパーク等への供給、また、家畜飼料への転用は、安定的な量の確保や飼育動物への防疫面での課題をクリアする必要がある、これらは、これからの研究課題であるというふうに考えております。

県においては、平成 22 年度において、シカ被害対策として、捕獲目標頭数を 3 万頭に設定をしており、捕獲したシカ及び加工で活用できない残渣物の処理施設を、近隣市町も含め、広域で取り組んでいただくよう、西播磨市町長会に提案し要望もしているところでもあります。今後、実現に向けて研究しながら努力を続けていきたいと考えております。

以上、岡本議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12 時が来ようとしておりますけれども、岡本義次君の一般質問が終了するまで続行をいたします。

はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 今、町長に答弁いただいたわけでございますけれど、私も、この災害を受けて、5 年間という期間の中でですね、やはり元の状態に復興するということは、第一前提であるということは、十分認識もしております。しかし、既に、姫路鳥取道のトンネルの残土の、長谷の方でも、そういう 1 箇所たりとも、いい場所ができておりますし、年老いた方は、もう既にですね、もう田んぼ、また、若者がおってもですね、そういう米を作ったり、野菜を作ったりすることが、もう億劫なような状態になってですね、もう買った方が手っ取り早いというような感じにもなりつつあります。

これは、やはりですね、国が、食料自給率 40 パーセントを切るような、そういう農政を霞ヶ関で、実態の分からないような格好の中でやること自体が間違っておると、このように思っております。ですから、やはり、食料自給率は、マックスバリュにおいても、やはり一番何が売れるかって言ったら、生鮮食品の、そういう毎日、三度の食事をする中で、一番良く売れるとも聞いております。ですから、そういう、今後ですね、中国の、その 13 億の民が力をつけて、三度三度、そういう美味しい食事をしだして、また、インドも中国を超えと言われております。ですから、そういう時に、日本が、今、茨城県に匹敵するような、そういう、いわゆる農地の、いわゆる減反政策等を含めてとる限りですね、いわゆる自分たちが買いたいと思った時に買えないような状態に近々なるのではないかと考えています。ですから、この食料については、もう、やはり、毎日が人間食べていけないとですね、いけないわけでございますのでですね、佐用だけでは、そういうことが簡単にできないわけでございますけれど、佐用町においてもですね、そういうことも考慮に入れながら、また、頑張っていけないとあかんと思っております。

それと、その若者がですね、やはり段々、段々、町へ、田舎にいても、そういう働くところがないがために、流出していくと。ですから、そうなった場合ですね、もう学校の子ども達の数も、そしてお年寄りが、自分が体が動けるときは、田畑も耕したりしておりますけれど、この度の災害において、各集落において、sonだけ金が復興資金にいらんのであれば、そのまま放っておいてくれというような方も事実あります。そういう声も聞いております。ですから、私は、佐用町がですね、やはり、このまま何もせずね、座して死を待つのか。風船が窄んでいくように、段々、段々、寂しい町や村になっていくのか。そういうことにならないためにもね、やはり、町政として、今、何だったら、土地はただでえ

えでというぐらいな感覚ですね、もう来てくれるところがあれば、インターネットを通じてね、呼びかけて、そして、その固定資産税についても、どこらへんまで減免することができるのかというようなことは、町長、こういう深刻な問題になっている以上ですね、当局の立派な課長さん達いらっしゃる中で、勉強とか、そういう検討会でもされたことがあるんじゃないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） これは、勉強するというだけで、もうことの段階ではなくてですね、もう既に、そういう企業誘致等できる可能性のあることについては、取り組んで行くということです。で、土地についてもですね、その佐用町も、ほんなら広い土地が、たくさんあるわけではありません。限られた土地、しかもまあ、今回、今、お話のように、今、姫鳥線の高速道路のね、建設に伴う中で新しい用地も、将来活用ができるような所もね、その事業等によってですね、事業によって、町も生み出していきたいということで、残土処分をしながら、約5ヘクタールの土地が生み出されました。こういう土地についてはね、じゃあ、何でも企業に来ていただいたらいいということでは、当然ありません。佐用町の将来に、本当に大きく、少しでも寄与していただける、そういう、来て欲しい企業に来ていただきたいということは当然ですね。そういう企業の内容によって、どういうふうに、町が、それを受け入れる条件を考えていくかということになるわけです。当然まあ、佐用町に大きな税収もいただき、またたくさんの方を雇用していただきね、そして将来とも有望な企業が来ていただけるんでしたら、それはもう、無償でもいいと思います。

ただ、土地を活用するだけでですね、その企業のためにだけ使われていうことであれば、せっかく大切な土地をね、そう簡単にお渡しするわけにもいかないということです。

まあ、今、既にまあ工事が終わって、長谷の土地については、そういう土地が、既に、出現をして、できましたのでね、これを地域にとっても佐用町にとっても、ひとついろんな関係に、大きく寄与できるような活用方法、そういうことをね、当然、私も考えておりますし、職員の間でも話をしております。地域の皆さんにも、この一緒に考えていただいて、一緒に取り組んで、早く、それが実現できるようにしていきたいなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、そら、何でも、その公害とか、そういうね、ことの企業じゃなくて、製造業がね、ほとんど海外に進出求めて、上海でも10万人の日本の企業戦士が働いておるといふふうに聞いております。10万人と言え、たつの市の8万2,000よりも多くの方が、上海に渡っておるわけでございます。この間も、ホンダの自動車会社が、中国の方、賃上げストで、立ち行きいうんですか、いわゆる稼働が止まってしまって、部品の。そして生産停止に2度ほど追い込まれました。その時、給料調べた時にですね、今、2万500円と。そして、4,900円の、今度賃上げで決着がついたようにも、ちょっと新聞では書いておりましたけれど、そういう3万に満たないような金額で、物が作れるのであれば、当然、中国とかタイとかインドネシア、ベトナムとか、果てはアフリカの方へ製造

業については、やはり行ってしまうんじゃないかという気がしております。

しかし、今、あえて、その食品ということを書きました、言っておりますけれど、食品についてはですね、やはり日本人が、その食を中国とか、そういう外国から、餃子の、そういう農薬とか、問題が事実ありました。ですから、そういう、自分とこでとれた地産地消の物を消費しながら、そういう会社と力を合わせて、そして、佐用の若者を雇ってくれる条件としての土地の無料提供とか、そういうひとつの、やはり、相手の会社とは契約を結んでやっていくと。何でも、むやみやたらに、会社だけが使って、佐用のために、全然ならんということではなくて、ちゃんとした契約行為の基に基づいてやっていくということが大事じゃないかと思います。

ですから、もし、そういう、インターネットの中でですね、5年間で、その災害復旧に全力を挙げて復興していくということは、十分分かることだと思いますけれど、3年、5年、10年先を見据えた時に、もう、そういう既に手を打っていかないと、もうお年よりは、自分の田畑持っておっても、どがいでもええと、好きなようにしてくれと、もう何もようせんというような状態になって、そして、空き家が増え、そして、そういう村においては、誰も出てしまわれて、水根においても1軒だけ残っておるというような、そういう廃村的な格好の村が、今後、10年において、大分出てくると思いますけれど、町長、そこら辺についてね、インターネットを使って、それとか、佐用の役場にも、そういうインターネットで呼びかけてしておりますので、そういうふうなもの通じて、佐用は被害に遭うて、こんなに困った中で、若者は流出を止めるためにも、こういうことがしたいという1つの案を出してね、載せてみるというような気は、ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 当然、広く周知してね、そういう、いろんな情報得るために、1つの、そういう方向、案ができれば、それはまた、インターネットという方法を使ってね、それを発信していくということ、それは、考えて参ります。

ただ、闇雲に何も無いのに、インターネットでね、佐用町困っているから、何とかと言うても、それは当然、その中々、具体的な話では、皆出ませんし、その今後、いろいろと今、事業も、この災害復旧を優先しながら、当然まあ、ただ復旧工事を行うだけでは、多額のお金をね、投資していただいて、また、当然、まずは安全な町にしていこうということが第一ですけれども、その安全な町と同時に、将来に繋がる、そのやはり、取組みが、片方に、一緒にこう、考えていくということが大事かというふうに思っております。ですから、ここで、ご質問いただいた、たくさんの残土が出ます。どこかに処分をしていかなきゃいけない。それを、できるだけ、将来活用ができるような形で、その処分地を、地域の方に、協力いただいて、それを、また将来の、佐用町の、いろいろな、そういう事業なり地域の活性化のためにね、活用できるように考えていく。そのことは、当然、そういう考え方の基に、今、進めておりますので、具体的に、少しでも早く、それを具体化しながら、そのまた、佐用町だけだったら、できません。これは、多くの方、日本人、いろんな企業の方にも協力をいただくことも出てくるわけです。そういう中で、そういうインターネットというような、手段というものは、活用させていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） やはりですね、既に、長谷、5ヘクタールの、そういう土地が、できております。ですから、そういうふうな所を1つにして、たたき台としてでもですね、やはり、町長らが、その佐用の若者を雇用してくれるのであればというような、いろいろ、そういう佐用のUターン、Iターンの人もというような格好の中ですね、いわゆる固定資産税の減免が、いくらほどできる。そして、土地の無償提供も何年ぐらいだったらできる。そして他に、そういう水道、下水についても、何割か減免する、料金の定額提供することができると、そういうようなことを、早急にですね、立派な部下をたくさんお持ちでございますんで、そういう研究会を開いて、その長谷だけの分であっても、先に当然やらないと、佐用町は、本当に窄んでしまうと思います。ですから、町長は、今、各集落で、いろいろなイベントがありまして、顔を出されて、そういうあいさつをされたり、そこに参画するということは、大変いいことでございますけれど、私は、土曜、日曜については、企業も休みかも分かりませんが、商工観光課長を連れてでも、そういう企業を回ってでも、また、インターネットで発信することによって、佐用に1人でも若者を食い止めると、こういうことが大事じゃないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 企業をね、誘致をする。その佐用町にとって、非常にまあ、まちづくりに寄与していただけるような企業が誘致できる、すること、それは大事なことだと思ってます。ただ、私は、まず、それと同時に、それはまあ、目的は一緒なんですけども、佐用町の、これだけ人口が減り、これまで、各、それぞれ集落においても、先ほど、お話のように、集落で運営ができないような、まあ状況。このためには、それぞれの地域で、やっぱし、今まで取り組んできたものを、よりそれを利用、活用ができるようなことができないのか。そういうことも、考えていかなきゃいけない。

それは、例えば、各農産物の直売所であるとか、加工施設であるとか、そういう物もですね、それがまた、地域の農業の、また連携をして、維持していく力になっているわけです。で、今のままですと、ドンドンそれが縮小してしまうと。それには、じゃあ、人口が減る。この人口をどうするのかと。そりゃ少子化対策で、子育て支援をしながら、子どもを育てやすい、また、子どもを産んでいただきやすい環境を作ることが大事です。ただ、それだけでは、もう日本の人口全体がですね、減少社会になった中で、佐用町の人口だけを増やしていくって、中々難しい。ただ、じゃあ、手をこまねいて何もしないのかということではなくてですね、やはり定住人口を増やすことが非常に大事なんですけども、ただ、定住人口だけではなくて、いわゆる交流人口。交流人口の中でもですね、ただ単に観光的に、こうイベントの時だけ来ていただくという人だけではなく、そういう交流人口ではなくてですね、私は、本当に、これからは、準町民。長く佐用町としっかりとした絆を持っていただくような方を作っていくことが非常に大事ななと思ってます。だから、それを、そういう準町民を佐用町に、これから作っていく、そういう事業を考えなきゃいけないと。だから、それに、例えば、ああいう土地もですね、活用してできないのかなということも考えております。そのことによってね、佐用町に年間、5万、10万の人がですね、確実に来ていただけるようなことを考えていけば、それがまた、雇用にもつながっていきますしね、また、佐用町で、いろんな農業なりに取り組んでいただいている人たち

が、そこで加工した物を買っていただく。また、それによって、そこにまた雇用が生まれる。そういうことをね、できればというふうに思うわけです。

ですからまあ、ただ、企業誘致ということもね、今、当然、取り組んでいかなければなりませんけれども、佐用町としてもできることの努力、やり方を考えていかなきゃいかん。そういうことをね、できるだけ早くこう、具体的に、取りまとめながら、それを実現していくための方法として、いろんな手段を使っていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 確か、若者、ここの佐用に残っていただくためには、そういう安い住宅の、そういう提供とか、子育て支援の、そういう国が考えているようなことも、そして、また、そういう、いろいろな町長が取り組んでいらっしゃるような、子育て支援センターのママプラザとかいうことも、勿論大切なことではあるかと思います。しかし、そういう、昔と比べてですね、やはり、その、百姓とか、その自分とこのことだけで、もう食べていけないような状態になっております。文化も高度に発展し、自動車、クーラー、そして、そういうあらゆる電化製品等揃い、そしてなお且つ、いわゆる水洗便所とか、そういう人間が高度な生活する上において、近所づきあい、そして、そういう村づきあい、そして親戚づきあい、そして税金の、そういう、いわゆることを全部考えた時には、やはり、15 万、20 万という金は、最低限、いるわけでございます。かといって、町へ出たとしても、町に出て、自分が、その住宅を借りて、また、嫁さんもらってでも、生活をしていくということは、大変な、また苦勞もいるわけでございます。そしたら、まあ、そういう、私は、思うんですけれど、そういう企業は、例え、50 人の若者を 2 つほど、100 人残っていただくことができれば、嫁さんもらって、2 人の子どもができる。そしたら、400 人の人が佐用町に住んでいただくことができると。これは、そういう 1 つの夢かも分かりませんが、やはり、そういう 1 つの目標に向かって、そういう当局なり議会も、そして、皆が、知恵を、汗を出しながら、頑張っていくということが、大切じゃないかと思います。

昔ですね、豊臣秀吉が、中国征伐に來た時に、上月合戦というのが、いわゆる戦い、日本の中で、百合戦の 1 つに入っておると言われている。これは、どうしてかというような、上月とか佐用は、もの凄く、交通の要所としてですね、今も、南北に中国縦貫道が走り、そして佐用インターチェンジがあり、東西には、ああって、東西にですね。それから、南北には、姫島線が今度開通しました。そして、国道 179 号線、373 号線、姫新線、そして智頭鉄道と、こういう交通の要所にも恵まれて、大阪からでも、そんなに、3 時間も 4 時間もというんじゃないかって、1 時間半ちょっとぐらいで来れるわけでございますんで、そういう皆が、やはり、こういう、また、世界に確たる大撫山の、そういう何億光年も見えるような、なゆたという、素晴らしい物がありますし、三日月には、スプリング 8 というような、顕微鏡で見えないような光で、魔法の光というものがあります。ですから、こういうようなものを、全部、いろいろ皆さんが、われわれも含めて勉強をして、知恵と汗を出して、やっぱり、佐用のこういう良さを、まだ引き出してないと。このように思います。ですから、こういう物を出しながら、皆が知恵を出して、少しでも本当に、企業なり、その働くところを、何とか確保して、やっていかないと、今年でも久崎小学校に入った子が 10 何人と。円光寺の集落でも 70 戸余りありますけども、子どもが小学校 3 人と、もう凄い減少率でございます。

ですから、これ 10 年先、20 年先どうなるんだろうかと。今、佐用町は、もう 2 万人を

ドンドン切っていくような状態になりつつありますので、やはり皆さんが、もう、そういう3年、5年、10年先を見据えた中で、もう勉強会、そして、そういう、1日も早く、そういうことを、どんだけのことが町役場としてできるのかということを考えていただきたいと思います。それを、早急に、期限持っても、その長谷の1つのものを、思うてでも、町長、1つやっていただけないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その、長谷のね、具体的に、そういうことで、工事が完成を、一応、見ましたので、これから、その活用方法について、具体的な取り組みに入っていきたいというふうに思っております。

ただ、これについてもですね、急にできたんじゃないくって、私も、もう以前から、こういう、その土地をですね、活用していくしか、佐用町にとっては、生きる道ない。ただ、土地もですね、個人個人が、バラバラに所有している、そういう土地ではですね、中々、活用しようとしてもできない。ですから、地域の方にもですね、田んぼが荒れて、山が荒れて、本当に境界も分からないような土地になっていたんですけれども、そういう部分を含めてね、皆で、協力して土地を出し合っていていただいて、そして、そこに今回の道路工事、高速道路工事の残土を、うまく埋め立てすることによってね、新しい、その土地の活用方法を、皆で、考えましょうということで、将来に向けて考えながら、一步一步進めてきたことです。これは。ですから、その当然、その中で、今、これからの活用を地域の方にも一緒に相談させていただいてね、長谷の地域づくり協議会においても、そういう話を一緒にさせていただきたいという、そのことは、やっぱし、皆さんも期待をしたり、自分もやろうという気になっていただいているわけですからね、そういうことを前提にお話をさせていただきたいと思います。

それは、前から、そういうことも、意識を持って取り組んで来た。これからも、また、そういうことで、一步一步取り組んでいかなきゃいけないということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 確か、1つは、もう光明として、長谷に、事実5ヘクタールの、そういう土地があるということは、事実でございますんで、ですから、そういう所を、やはり、そういう勉強されて、町として、どれだけのもんができるということを、早急に、インターネットを含めて、長谷の方とも相談もし、そういう、復興の5年間の分がありますけれど、そういう、それも含めてですけれど、多忙な中で、大変かと思いますが、頑張ってくださいと思っています。

それと、昨日もですね、議員全員で、三原の企業庁の用地に、そういう箇所もできるというような話の中で、現地も視察させていただきました。ですから、町内において、その後、3年後、5年後には、そういう所は、何箇所かでてくるわけでございますので、早急に佐用としてのあんころ餅の、1つの案をまとめて、インターネットで出していきたいと思います。

前から、思っ、思っ、思っただけだったら、済まんわけでございます。実行、実行のみ

でございます。ですから、ひとつお願いしたいと思います。

それから、1件の件につきましては、これで質問を終わりますけれど、獣害防止の面につきましても、やはり、この6月議会だけでも、4人の方が出されております。そして、いつの議会においても、3人、4人の方が、ずっと出されておるんですね。ということは、sonだだけ、町民の方が、もう困っていらっしゃるわけですよ。ですから、今、町長の答弁の中では、そのまあ、猟期の拡充についてもいうことで、私は、鉄砲で獲るよりは、やはりワナとかオリで獲る方が、十分有効であると思います。円光寺でもですね、秋里の方が、ワナを仕掛けられて、1日に、1つずつぐらいな格好で、シカが獲れてました。ですから、わりと効率にしたらですね、ドッと出て来ておりますんでね、引っ掛かっていいんじゃないかなと。そして、ワナとかオリの場合は、その、ゴルフ場へ行けば、駆け込み寺のような、奈良公園みたいなような格好で寝そべてですね、芝生かんたりして、いっぱいおるんですね。ですから、鉄砲であれば、当然、危ないということで、禁止、猟銃の禁止区域にはなっておりますけれど、そのゴルフ場の外側付近には、そのワナの許可もですね、いわゆる仕掛けてね、そして、何か、この間テレビで見ましたら、大きなネットでですね、下へ米ぬかをまいて、ちょっと餌付けしておいて、遠隔装置の中で、網がバタッと落ちて、18頭ぐらいいっぺんに獲れたというようなこともやっておりました。

ですから、町長でもいいですし、農林振興課長にお伺いしますけれど、ここ佐用町で、21年、20年、19年、3年間、年度ごとにどれぐらいな被害受けたんでしょうか。金額にしたり、どういう物を品目でやられたかおさえられておりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、小林課長。

農林振興課長（小林裕和君） 被害額については、ちょっと資料持ち合わせておりませんけれどもですね、年々、被害が増えております。先ほど、岡本議員言われましたようにですね、今回も、たくさんのご質問を受けております。それだけ、まあ被害がですね、深刻であるということで認識しております。

そういう中でですね、昨年からですね、テクノの方でもですね、大量捕獲等のもですね、実証もやってきました。本年度からですね、そういうことがですね、集落のモデル事業としてですね、取り組めないかということで、今、検討しているところです。

昨年、獣害対策協議会を作らせていただきまして、災害でですね、少し頓挫したわけですけど、本年度からですね、再度、動かさせていただいてですね、勿論、鉄砲で獲るだけ、猟友会の皆様に委託しておるわけですがけれども、まあ高齢化になっておりますし、若者が今、狩猟免許取るということも、なかなか、取らない時代になっております。そういう中でですね、猟友会だけでお願いをするというのはですね、これは限界もきております。そういう中で、住民とですね、地域等が一体となって、どういう取組みができるかということでですね。これも、これをやるから、この方法をやるから、全て解決するという問題ではありません。いろんな、できる、今の制度の中でですね、できる方法をこう、協議してですね、取り組めるところから取り組んでいきたいというふうに思っております。

本年度はですね、3万頭、県はですね、3万頭を計画しております。そういう中で、即3万頭取れるということは、ちょっとできないかも分かりませんが、できるだけ、そういう目標を立ててですね、地域の皆さんと、また、対策協議会とも協議しながらですね、これからの捕獲活動いうものをですね、やっていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 農林振興課長が、今日と明日とですね、4 件の方がこういう、被害のことについてね、こうやって一般質問しておるのに、被害額の、その調べたやつを、ここへ持って来ておらんいうことは、たるんでおるで。ずっと話が出ておるんでしょ。合併してから。町民困っておるんです。どっちがオリへ入っておるか。そういうことを、やっぱり本当にやる気があるんだっということで、私は、役場の職員が、ワナの免許をとってでも、そういう、名前使って、各集落で3箇所ずつぐらいでもかけて、そして、鉄砲の猟をしておる方を、臨時職員として雇ってでもね、そういうかかったシカとかイノシシを集めてまわって、そういう加工センターを作って、そこで屠殺処理とか料理処理、そして、そういう、美味しいところは人間が、料理の研究もされておりますけれど、そして、食べられないところについては、そういう、いろいろな魚の、そういう1つの飼料にでもしていくというような研究もしてですね、やはり解決せんことには、ただ、私は、シカも増え過ぎとんですよ。もう網で柵して、出て来て、帰ったら、また出てきます。彼らも、やっぱり何かを食べんことには、ですから、ある程度、かわいそうかも分らん。

しかし、その頭数を、やっぱりある程度、減らしていかなと駄目だと思います。ですから、そこらへんについて、町長なり農林振興課長、どうですか。今まで。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、小林課長。

農林振興課長（小林裕和君） 被害額ですね、20 年、19 年言われましたのでですね、その資料は、ここに持ち合わせてないということで、17 年からですね、ずっと 19、18 もしているのはですね、被害額では、まあ 2,700 万から 3,000 万ぐらい。これはまあ、一般の、前もご質問でお答えしたと思うんですけども、通常ですね、家庭菜園で作られておるのは被害額では、ちょっとカウントできませんので、水稻とかですね、そういうカウントできるんで想定した金額を挙げさせていただいております。

まあ、先ほど、ここに持ち合わせてない言うたのはですね、20 年。まだ 21 年は、まだ集計もできておりませんので、だから、資料としては、持っていないという意味で、お答えさせていただきました。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。町長答えますか。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほどのね、被害額ということですけども、なかなか、被害額というものを、きちっと算定することは、難しいです。共済とかですね、そういうのに入っていたものが、数字上、きちっと入っているものであれば、まあ、そういう結果になりますけども、例えば、この 3,000 万というものが、いろんな被害いうものは、今はもう、庭にある植木から、盆栽から、そういう、その被害としてカウントもできないね、ただ、実際には大きな被害になっているというものもありますしね、山の被害、山に行っても、風倒木でも、この倒木だけじゃなくてですね、もう立ち枯れしている。それ見に行ったら、

もうシカに木肌が食われてですね、そして、木が枯れていると。まあ、ただ、枯れなくっても、もうそこに、皮をむかれると、そこから、腐れが入ってですね、用材としては全く価値のない物になってしまうとかね、そんな被害が、もうありますよ。それは、もう良く分かっている話です。

だから、これに対して、私もね、そりゃ議会、議員の皆さん方も、その議会の度に質問もいただきますし、私も、もう以前から、この被害が、ここまで来る前から、県に対して、何とか、この対策についてお願いしたいということを、ずっと言い続けて、そのことが、そういう全体の中で、まあ防護柵の設置であるとか、それから、共済制度を導入いただいたり、また、その3本の柱ということで、頭数を制限すると。減らしていくと。

私はもう、その、やはり根本的にはね、シカの頭数が、当然、今言われるようにもろ、多い過ぎるからこうなるんであって、昔の自然の状態に戻れば、何ら問題ないわけです。

ですから、今、県のね、こういう頭数管理の委員会もあって、そこでも、私も公聴会で証言させていただきましたが、まあ、実際に、自然と言われますけれども、昔、私らが子どもの頃にね、シカというのは、滅多に見ることがなかった。シカを猟師の方が獲れたというのを見たことないですしね、私も、実物を1回だけ、奥の山で見たことがあります。その程度だったんですと。ただ、今はもう、本当に、夜だけではなくて、昼間でも、山へ入れば、もうシカが走り回ってますと。その中でね、自然保護ということが、片方では言われますけども、それは自然じゃないんだということも、申し上げております。そういうことで、今まで2万5,000頭、今年から3万頭ということで、県の方の目標値も上がって来ております。ただ、それも全県にわたっておりますけれども、被害の非常に多い所と少ない所が差がありますしね、当然、この西播磨、佐用の辺りは、非常に今、生息数の濃い所です。多い所になってます。

ですから、そういう所に重点的にね、捕獲するためにどうするのか。それも、県の方も、そういう状況を踏まえて、森林センターの方でも研究をして、効率よく捕獲するためにはどうするのかということで、先ほど言われたワナ。たくさんの、いっぺんに、その大きな網でですね、捕獲をするというようなことも、今、テクノで実験をして、昨年、今年にかけて実験をしたわけですね。それによって、一番多い時に、いっぺんに18頭ほど捕獲できた。これを佐用町も今年、2箇所、県の補助をもらって設置をして、それをまた、試験的にやってみます。

ただ、これをやるためにもね、地域の方にもご協力いただかなきゃならないし、また、捕獲したものを、殺処分するのには、やはり猟友会、そういう免許持った人しかできないんですね。なかなか、その例えば、法律的に、できるできないは別にして、その個人的に、そんなん殺してくださいって言っても、誰でも殺せるようなもんではないです。だから、そういうことも、やっぱり猟友会の皆さんとも一緒に連携して、協力いただかなきゃいけない。

ただ、それを殺処分したものを、どう処理するのか、そのこともね、事前に、考えておかないと、今、宮崎で、口蹄疫で、非常にたくさんの家畜がですね、処分されておりますけれども、まあ、その、それを埋設処理すると言っても、中々、そう簡単に、どこにでもできるものではないわけです。

で、まあ、これ食料化すると、これ加工していくと、これも、それするためにはですね、それ用に、処理をしていかないと、その食用にはなりません。それから、衛生的な面から考えてもですね、これを簡単に流通していくというのは、非常に難しいんですよ。

だから、非常にね、いろいろと早くしなきゃいけない。頭数を減らせということは、私らも、ずっと言ってきましたし、その思いは、誰も持っているんですけども、それを1つ1つ具体的にしていくには、非常に課題があるということ。だから、そういうことで、今、

佐用町も昨年、獣害対策の委員会を作って、猟友会、また、地域の皆さん、自治会、その皆が連携して、どういうふうに対策をしていくのかということ、一緒に取り組んでいたでしょうと、していただきたいということ、取り組んでおりまして、その思いは、もう皆、一緒なものですから、県にも引き続いて、いろんな対策をお願いしていきますし、それにはお金もかかります。その予算の獲得についても、努力をして参ります。まあ、よろしくをお願いしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君、残り5分になりました。

3番（岡本義次君） インターネットでね、こないだうち、ちょっと、私も、調べて、こういう勉強もさせていただきました。そしたら、農林省の方が、やはりですね、そういうことに使う金であればですね、公社的なものとか、役場が何かということであれば、半分の補助が出るわけですね。ですから、私が、今、町長おっしゃったような中で、猟師の方と、そういう提携しながら、そういう方を臨時職員と雇っていただいて、その方達が、ワナをずっと仕掛けていった中で、そのまた、どう言うんですかね、そういう捕獲された物を、この処理していくという、ひとつ、そのなかなか、大きな金がかかるかも分かりませんが、やはり、佐用がですね、ここら辺で先駆けてでも、やってやるんだというような気はありますか。ないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、そのことを、猟友会の皆さんにもお願いをして、そういう捕獲の体制、また、処分の体制、そういうものを考えていきたいということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） それを、私達は、合併して、よっぽど5年になるんですけど、その議会ごとに、3人、4人の方が、こうやって申し上げておりますけれど、そういう体制が、何か止まっているような気がします。

事実、こういうことを言えば叱られるかも知れませんが、やはり、そういう、町長、私、いつも言いますが、その担当の副町長、農林振興課長、商工課長、何月何日までに来てくれと、一つ言えばね、町長が、全部抱え込んでやるというふうでなくてですね、やはり、そういう立派な皆さんの各課長がいらっしゃるんですから、そういう中でやって、期限切ってやっていくような格好の中でしていただかないと、なかなか、前へ進まんとというのが実情でございます。ですから、そこら辺については、やはりですね、そういう、それぞれの担当課長が、1つのそういう現状把握、今、どういう状態であるかということ、頭に持ってやっていかないと、なかなか、進まないと思います。

ですから、こういう災害受けて、大変な時でございますけれど、やはり私は、この5年間で、災害で、また、佐用の町や村が、平穏な、安心安全な生活ができるように、私

も議会を通じて頑張らせていただきます。町長も、そういう、いろいろな諸案件がございますけれど、やはり、そういうことをひとつ、期限を切って、5HWの中でですね、答申しながら、やはり部下にドンドンと、課長たるもの、管理者たるものは、3つ、4つの仕事を分かるように頑張っていたきたいと思っております。

そういうような格好の中で、ひとつ今後、佐用の町や村が良くなるように、ご努力、私達も、頑張って皆さんと一緒に、知恵や汗を流して佐用の町や村を良くしていきたい。このように思っております。

今日の一般質問、2点について、これで終わりいたします。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） 以上で、岡本義次君の発言は終わりました。

ここで昼食のために暫時休憩をいたします。再開を13時45分といたします。休憩に入ります。

午後00時39分 休憩

午後01時45分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き一般質問を続行いたします。

続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。金谷君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、大きく3点うかがいます。

まず1点目、国保税の引き下げと健康診査の充実を求めて質問いたします。

国民健康保険法はその第1条で、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めています。しかし、今この国民の命と健康を守るための制度の理念とは裏腹に、重症化や手遅れによる死者が出ています。背景には個人の支払能力を超えた高すぎる保険税があり、これにより保険税が払えない人や無保険の人が生み出されています。

そこで、本町の状況について伺います。

1、21年度末で国保税滞納件数は何件か。その内、短期保険証、資格証明書の発行件数は何件か。その内、子どものいる世帯の子どもに保険証は届いているか。学生や離職して国保未加入者の実態を把握しているか。国・県の国保会計での負担割合はどう変わってきたか。

2点目、昨年、豪雨災害被災者への国保税の減免を延長すべきではないか。

3、国保法第44条の窓口一部負担軽減を拡大すべきではないか。

4、国保税を引き下げて、町民の負担軽減に取り組むべきではないか。

5、特定健診計画の目標値の達成状況と課題は何か。

6、子どもの医療費完全無料化に取り組むべきではないか。

大きな2点目として、安心して利用できる介護保険を求めて質問をいたします。

介護保険は、昨年4月で発足して10年を迎え、保険料、介護報酬、事業計画などが見直されました。しかし、浮き彫りになったのは、高齢化の進行で利用者が増え、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、低所得者まで含めて保険料や利用料が値上げになってしまうという介護保険の抱える大きな矛盾でした。そこで伺います。

- 1、事業計画の見直しで町内介護施設の介護労働者の処遇改善は図れたのか。
- 2、在宅、施設、それぞれ介護度別の利用率はどうか。
- 3、町内の特養ホームへの入所待ち状況は把握しているか。
- 4、保険料、利用料の負担軽減に取り組むべきではないか。

大きな3点目として、食育推進計画を実効あるものに求めて質問いたします。

佐用町食育推進計画の中で、施策の展開として掲げている項目の具体化を、どう図るのか。その中の4項目目の、安全安心な農産物の生産における食育の推進と、5項目目の地産地消における食育の推進での本年度の実施計画を伺います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、国保税の引き下げと健康診査の充実についてのご質問であります。まず、1点目の本町での国保税の状況について、5項目のご質問をいただいております。項目ごとにお答えをさせていただきます。

1項目めの、21年度末の国保税滞納件数であります。347件でございます。

次に、その内、短期保険証の発行は123件、資格証明書の発行は25件となっております。

3項目めの、その内、子どものいる世帯に保険証が届いているかのご質問でございます。資格証明書25件のうち、高校生以下の子どもがおられる世帯の6世帯15人が該当しており、短期保険証を郵送により交付をしております。

4項目めの、学生や離職して国保未加入の実態調査についての質問であります。国保の資格は日々異動しており実態は把握できておりません。

5項目めの、国・県の国保会計での負担割合についてであります。国・県の負担率、合わせて50パーセントは変わっておりません。

2点目の、豪雨災害被災者への保険料の減免の延長については、町税や介護保険料、保育料、上下水道料金などと同様に実施をしており、国保税のみの減免の延長は考えておりません。

3点目の、国民健康保険法第44条の、窓口における一部負担の軽減の拡大につきましては、先ほどと同様に、軽減の拡大は考えておりません。

4点目の、国保税の引下げによる、町民負担の軽減についてであります。国保会計につきましては、国民健康保険運営協議会においてご審議をいただいております。会計は、非常に厳しい財政状況にあり、平成21年度決算見込みでは、一般会計からの繰入金のうち、法定外で3,500万余りの繰入を行い、会計のやりくりを行っております。この繰入によって、実質1世帯あたり、金額にして1万円以上を補填したことになり、税率の据え置き、また、町民負担の軽減になっております。

5点目の、特定健診計画の目標達成状況と課題についてでございます。本町の特定健診計画は、国保加入者の特定健診の受診により、病気の早期発見・早期治療を促進し、国保医療費の抑制を目的として平成20年3月に策定しております。その中で、受診率の目標値を平成21年度40パーセント、今年度50パーセント、目標年次の平成24年度までに65パーセントに設定をいたしております。現状の受診率は、目標値には届いていないものの、平成20年度25パーセント、昨年21年度で31パーセントと伸びてきております。

課題は、病院にかかっている方、仕事で都合がつかない方、健康で関心のない方などに

受診していただくことだというふうに認識をいたしております。

最後の、子どもの医療費完全無料化については、子どもの医療費は、兵庫県と共同で乳幼児等医療助成制度を行っており、県下の制度は、小学校3年生までの乳幼児等が対象で、一部負担金もあり無料化は行われておりません。本町では、この制度の拡充を独自に実施をし、対象を中学校3年生までとし、さらに小学校へ入るまでの子ども達には、一部負担金も無くし、実質無料化を行っております。お尋ねの中学校卒業まで完全無料化については、本町の制度は県下でも決して遅れているわけではありませので、今のところ現制度を継続していく考えであります。

続きましてのご質問、安心して利用できる介護保険についての問いにお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の、町内介護施設の介護労働者の処遇改善についてのご質問でございますが、平成21年4月に介護従事者の処遇改善を図ることを目的として、約3パーセント増となる介護報酬改定が実施されたところであります。この介護報酬改定により、町内の介護事業所45事業所でも介護従事者の処遇改善が図られているのかどうかを、昨年11月に実態を調査しましたところ、報酬改定を踏まえ既に給与を引き上げた事業所が14箇所、報酬改定に関わらず給与を引き上げた事業所が10事業所、1年以内に給与引き上げ予定の事業所が1事業所、定期昇給分のみ引き上げ予定の事業所が17事業所、その他3事業所という結果でありました。このことから、介護報酬改定等の施策は、介護事業所の勤務条件の改善、働き手の確保等に一定の役割を果たしているものと考えます。高齢化率が高い本町にとって、介護事業所の安定経営と介護従事者が定着することは、安心して暮らせる町づくりにも繋がりますので、介護従事者の労働環境について今後とも注視をしていきたいと考えております。

次に、2点目の在宅、施設それぞれ介護度別の利用率についてのご質問でございます。平成22年3月末の介護保険の認定者数は1,198人で、居宅介護サービス受給者数は723人、施設介護サービス受給者数は278人となっております。

それぞれの介護度別の利用率は、居宅介護サービスでは、要支援1が52.3パーセント、要支援2が77.9パーセント、要介護1が77パーセント、要介護2が65.9パーセント、要介護3が70.1パーセント、要介護4が38パーセント、要介護5が28.6パーセントとなっております。

一方、施設サービスでは、要介護1が6.1パーセント、要介護2が18.5パーセント、要介護3が35.1パーセント、要介護4が55.2パーセント、要介護5が48.7パーセントとなっておりますが、介護施設だけでなく医療施設に入院されている方も、かなりあるものと思われます。

次に、3点目の町内特養ホームへの入所待ち状況についてであります。特別養護老人ホームへの入所は、入所希望者が直接施設へ申し込みを行うこととなっております。実態は、お1人で複数の施設へ同時に申し込まれるケースが多く、入所申込者の実数を把握することは、中々困難であります。

この状況を受け、厚生労働省が、今後の介護サービス基盤充実の基礎資料とするため、このたび全国的に特別養護老人ホームへの入所希望者の調査を実施し、本町も調査に協力をいたしました。調査の結果、本町では平成21年6月時点で221人の入所申込者があったところです。

内訳は在宅者が96名、在宅以外の方が125名で、要介護度別に見ますと、要介護1から3の在宅者では76名、要介護4から5の在宅者では18名、要介護申請中の在宅者は2名、要介護1から3の在宅以外の方が67名、要介護4から5の在宅以外の方では58名でありました。

最後に、保険料、利用料の負担軽減についてということのご質問でございますが、介護報酬の引き上げによる介護保険料の急激な上昇を抑制するために、平成 20 年度に国から 1,189 万 3,310 円の交付があり、これを財源として、介護従事者処遇改善臨時特例基金を造成いたしました。平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間でこの基金を活用し、介護保険料の月額 50 円の負担軽減を実施をしております。

また、利用料の上昇につきましては、平成 21 年度から平成 23 年度までの期間、社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減の、利用者負担額に対する軽減率を 25 パーセントから 3 パーセント引き上げ 28 パーセントで減免しているところであり、低所得者の利用料の負担軽減を図っているところでございます。

なお、65 歳以上の介護保険料につきましては、ご案内のとおり、第 3 期介護保険事業計画では基準額を月額 3,100 円とし、現計画の平成 21 年度から 23 年度の第 4 期介護保険事業計画では月額 3,600 円ということで、これは県下 41 市町で 4 番目に低い額を設定しております。本町の、ただ、現状を踏まえますと、ますます進む高齢化率の上昇、それに比例しての介護認定者並びに介護サービス利用者の増加は、次期計画における介護保険料の算定にかなりの影響を与えるものと危惧をいたしているところであります。

以上で、介護保険についてのご質問の答弁とさせていただきます。

続きまして、食育推進計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、この度、佐用町食育推進計画を策定したところであります。同計画では、その基本目標を、食を楽しむ、食と健康に関心を持つ、安心安全な地産地消といたしております。

計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 カ年で、本年度は食育推進実施会議を重ね、町内各種団体はもとより、町民の方々に種々の手法で佐用町における食育推進についての啓蒙・啓発運動の展開を図って参りたいと思っております。従来からの家庭、保育園等住民への食育活動はもちろん、新たに、佐用チャンネルで、佐用の農産物を導入した給食や地元食材を使った料理、佐用の特産品などの放送なども行っていききたいと計画をいたしております。

ご指摘の、安心安全な農産物の生産における食育の推進及び地産地消における食育の推進についてであります。町では、食の安全性が問われる今日、消費者に安全安心な農産物を供給するために、ひょうご安心ブランド制度の認定基準を満たす農産物及び産地化の推進、特別栽培農産物の普及、西はりま食の達人やエコファーマー認定制度を活用した農業者の栽培技術向上・意識改革を推進すると共に、農薬・化学肥料等の適正な使用をお願いをしているところであります。

また、各直売施設において、消費者のニーズに合わせた販売体制の検討や、収穫祭や直売会などの体験・交流イベントの場を活用し、地元農産物の P R 及び販売促進にも力を入れていきたいと考えております。さらに、本年 9 月から新給食センターが稼働となりますので、学校給食における地産地消をさらに推進するため、何よりも生産者団体や各直売所等との連携による地元産農産物の供給体制の充実を進めていきたいと考えております。

今後、この食育推進計画に基づき、生涯にわたって健康な心身と人間性を育むため、家庭、保育園、学校、地域をはじめ、様々な関係者と連携し、この食育推進をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君）

はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） まず初めに、国保税について伺いますけれども、佐用町の実態として、もうちょっと、深く、調査なりね、実態をつかんで欲しいんですけども、国保については、新聞報道等で行われているのがね、1つは、国保加入者はまあ、社会保険に加入していない人。まあ退職した人や、それから会社退職して、その間に入る。まあ、申請することですから、まあ、なかなか、その実態をつかむというのはね、難しいと思うんですけども、それで、それで放っというええんかということがあるんですね。

今、無保険の人が増えているのは、若者に増えている。その1つが、解雇されて、次の職場が見つかるまで国保の申し込みを、申請をしない。これで、ずるずると、申請しないまま、その未加入の状態で置かれてしまう。学生さんなんかにしたら、親が、だいたい払うということになるんですけどね。国保税にしては、ですから、そういう親の負担も考えている中で、その若者の無保険者、未加入者が増えているという状況。なかなか、つかみにくい状況ではあるんですけども、そういうのつかまんでもええという、その、その状況は、どういうふうに、つかみ難いと、それで終わりなんでしょうか。それについては、町長、どういうふうに、そのやっぱり把握していくべきやと思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、申請、加入申請していただいて、加入をいただくという制度ですから、なかなか、その対象者の、被保険者のですね、実態というものを、強制的に、例えば加入をしていただく方にするとか、調査をするにしてもですね、その対象を、どこへどういう調査をするかということも、非常に難しい点があると思います。

ただ、やはり今の時代の中で、医療を受けるのにですね、保険がないと、なかなか十分な医療を受けることができないということで、国民皆保険と言われるように、何かの保険に加入しているというのが、これはまあ、一般的には、そういう状況に認識されていると思うんですね。で、国保というのは、そういう、いわゆる社会保険等に参加されていない自営者であり、まあ言えば、無職の方もあり、高齢者の方もありというですね、退職された方、まあ、そういう方の加入、保険ということで、そのために、これは国、県においてですね、その費用の50パーセントを公費負担をする。更に、町が、この保険者となってですね、この事務的な、この運営をですね、町費の公費でもって行っていると。それだけ、かなりまあ、支援して優遇してやっている保険でありますので、まあ、そういうことで、もし加入されていなければ、非常に後、本人、病気になられた時に、それぞれが、困られますということのね、PR、啓蒙はしていかなきゃいけないと思います。だから、町民の方に対して、何かの保険に入っておられますかと。ですから、それが、もし入っておられない、加入されていないのであれば、国保等については、最低限入ってください。加入されるというように、これは、町としては、そういう推進は図っていかなきゃいけないと思いますけどもね。なかなか、全て、その、一人ひとりを調査するということまでは難しいなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 未加入者の実態については、そうですけれども、まあ、町内で言えば、加入している人の実態で、ちょっとお伺いしたいんですけれども、国保世帯加入者の平均所得ですね。平均所得と、それから、平均保険税の額はつかんでおられるのでしょうかね。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） ただ今のご質問ですけれども、国保世帯の加入は、2,992 世帯。その世帯の総所得を割ってみますと、平均所得が 120 万円になるかと思います。その所得の 120 万円ですけれども、その方々の保険料を平均してみますと、保険料の賦課をかけている金額が、3 億 4,700 万。それを 2,292 世帯で割りますと、1 世帯当たりの平均が 11 万 6,000 円になるかと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 所得が 120 万でね、1 割近いその保険料。それやっぱり、国保税についてはね、厚労省が実施しているアンケートなんかでも、重税感が、国保は非常にあるんですね。所得税なんかに比べて、消費税なんかに比べても、一番重税感があるのは、国保税なんです。所得の内から、この、払わなあきませんから、その天引されて、その所得が元々減った中でじゃないですから、所得がある中で、こう、国保税なんかは、それは払うことですからね、やっぱり重税感があって、今、佐用町の現状聞いても、所得 120 万の人が 11 万円。1 割方、やっぱりこれは重税感があると。その国保税は、ちょっと、国保税の重たい、その雰囲気は、町長、分かりますかね。その重税感があるという、庶民的な感覚としては、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういうね、今の数字からも、感じは言えますから、確かに、その所得から見て、非常に、その税率が高いというふうに、思われると思います。

ただまあ、国保会計の実態、中身をね、よく見ていただければ、それだけ医療費が、非常にたくさんかかっていると。それと同時に、この、先ほど言いましたけれども、それでも、これには、公費を 50 パーセントの、国費、県、国を合わせてですね、それに繰入れて、実際に、繰入がされていると。今回、また、町においても、そういう 3,000 何百万余りをですね、繰入れたというような形で、運営をしております。

ですからまあ、実際に、医療にかかった時に、その医療費から見ればね、その割合から見れば、非常に、この保険料というのは、そのやむを得ないというふうにも思われると思うんですけれども、まあ所得からすれば、少し高い、払いにくい、なかなか負担がしにくいというふうに思われていることは確かだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、今、平均して出されたんですけども、その世帯として、どのぐらいの所得の人が、国保加入者の中ですよ、どのぐらいの世帯の人が、所得の人が、一番多い、そのグラフ上で表したら一番幅が広いというか、世帯の中で、所得が一番多い、120 万平均ですから、120 万の方の層が一番多いということではないと思うんですね。その一番多い層は、所得額がいくらぐらいかということと、それから、先ほどの、保険税にしても、一番多いのは、平均して 11 万ですから、一番多い、納めている額というのは、いくらかつかんでおられますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 所得の層といたしましては、ゼロから 700 万、800 万ぐらいの層があるんですけども、その内の一番多い層といたしましては、やはり所得のない世帯が一番多くございます。2,900 の内の 805 世帯が、所得のない世帯ということで、年金等で控除されるとゼロになるという世帯ですけども、それが約 805 世帯ぐらいになります。

2 番目に多いのが、今、言われましたように、100 万から 150 万の間。これがまあ 2 番目に多いわけですけども、これが 406 件。ちなみに、所得のない世帯につきましての平均の保険料は 2 万 700 円でございます。それから、2 番目に多い 100 万から 150 万以下の世帯につきましては 406 件で、9 万 700 円の状況でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 金谷君。

5 番（金谷英志君） まあそうですね、1 つの国保会計の中で、その財源の 2 つの柱、町長言われたように、保険税と、国なり県なりがみている分ですけども、先ほど 50 パーセントは、国・県がみていると言われましたけど、その中で、定率の国庫負担率というのは変わってくると思うんですけども、最初は、40 パーセント、30、これは、その影響、全部まるまるは、その、今、2 つの柱、国保税と、それから、税ね、保険料と、それから国・県の持つ分と、2 つに分かれると言われましたけれども、国保の、その負担率の変化が、それは影響はないんで、まるまる、ほな、それは、国保税の方には、影響して来ない。そういうことで考えていいんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 先ほど、町長の答弁がありましたように、16 年度から若干こう、国の交付金が減って、県の交付金が入ったりしてますけれども、全体的には、同じく 50 パーセントということで、変わってはおりません。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その中でも、やっぱり、今まで重税感が、国保税の重税感が多いいうのは、50 パーセントにしても、やっぱりそれは、国なり県なりの全体の社会保障の中で、それは、みていくべきだと思うんですけども、国の方の国庫負担率を、もっと上げていくということは、国保会計の健全化の上でも、町長、必要だと思うんですけども、その国の国庫負担率の、その割合の低下ということには、やっぱり国としては、もっと持って欲しいという、こういうお考えは、町長ありますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この国保だけではなくって、これは、本当に日本の国の、この社会保障、この医療費の負担ですね、このことを将来ともしっかりとした、この医療というものを維持していき、安心して、この医療が、また受けれる、その保険制度というのはね、その社会保険だけじゃなくって、国民全体の、この保険制度として、その、充実していかなくちゃいけないんだろうと思うわけです。

ただ、今の、この国民健康保険、国保だけを捉えて、国の負担をね、ドンドン、このもっと充実してくださいと。まあそれは、そういう要望はしますけども、既に、一般の社会保険、会社の保険なんかあれば、全て自分たちの負担の中で、保険制度が運用されて、保険制度ですから、その掛金で運営をしていくということが原則ですよね。で、国保について、こういう、その公費負担ということが、もう既にされているわけです。ですから、それで以上、全てその、国が、ドンドン上げていくということは、この国全体、社会保障全体で、公費でやっていくということになりますし、まあ、その財源が、国に、ドンドンあればですね、まあ、余裕があれば、それは、そういうふうなところに充実していただければ、それは、それでありがたいと思いますけども、その、国保だけじゃなくって、やはり、この国民全体の、この医療費についての、公平な医療、受けれる負担についても、公平な負担がしていく。できるような、そういう制度にしていかなければならないというのが、前提にはあるかと思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 公平な負担というのは、やっぱり、その負担できるか、その税が負担できるかということのんで、公平さが、それは、僕が言えると思うんですけども、同じ率でしたら、その、所得の多い人についても、その7割や、5割、2割の、その軽減はあるにしてもね、やっぱり重税感は、やっぱり所得の低い人に、やっぱり、より一層かかってくると思いますから、それは、公平ではないなと思うんですけども。

その国保会計の中で、医療費の削減ということも、1つの健診の中で、目的の1つと町長、答弁されましたけれども、その健康づくりの中で、その医療費の削減ということですね、

健診の方に移っていきたいと思うんですけども、健診では、18年度、佐用町の実績見て計画立てておるんですけども、その中で、一番点数が高いのが、10パーセントあって、高血圧、それから糖尿病とか、虚血性疾患とか、いろいろ、その佐用町の実態としては、疾患が、こういうふうな多いと、その実態はつかんで、その計画の中では、つかんでいるんですね。それに向けて、それについて、その中で、国保会計の医療費の削減ということもありますから、この状況をつかんだ上で、健診は、これで、その、国の方の目的とも、目標値はありますけれども、それは、それとしても、佐用町としては、こういう疾患に対しては、こういう医療費削減の面からも取り組んでいくべきやと。実際、今までこれ、計画立てる段階で、どういうふうな、この疾患に対してね、取り組んでこられたのか、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、これは、医療費の削減と同時に、やっぱり、それぞれ個人、皆さん方が、やはり健康に維持して、まあ、こう、生活をしていくためには、予防ということが、非常に大切です。そういうことで、町としても、町民の健康増進ということについて、町の1つの施策としても大きな柱として、町ぐるみ健診等もずっと続けて拡充してきましたし、特に、最近の医療、病気の中で、増えているがんの検診についてもね、これまでも、がん検診ということで、いろいろ取り組み、また、女性特有の、女性のいろんな疾患、がん等についても、特別、それぞれに、項目、健診をしていくということで、年々、いろんな予防体制というものをですね、充実をしてきて、まあ、普及を図る。そういうことでまあ、町民の皆さんの健康増進に努めてきたという経過ですね。

で、まあ、この、今度の制度の中で、それぞれの、そういう予防ということが非常に大切だということで、保険組合の責任として、この健診を増やすと。進めていくということで、国保は、国保として、こういう、その町ぐるみ健診に替わるですね、健診を行うという形になってきたんですけどもね。まあ、それは、今、その目標値について、十分に、まだ達成はできておりませんが、まあ、それぞれ町内、町職員、保健師、また、職員、まあ、町ぐるみ健診に受診していただくように、あの、この特定健診をですね、受診していただくように、今、推進をして、受診率も、今、少しずつ上がって来ているという現状であります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 具体的に、その計画の中でも上げられて、まあ、先ほど言いましたように、町のその状況というのは、町としてもつかんでいると。その中で、特定健診の実施率の達成のための方策として、これも計画の中に挙げられているんですけども、まあ、これを確実に実行するにはね、それで受診率も上がるし、佐用町の町民の健康も図れると思うんですけども、2番目に挙げられているのが、未受診者の未受診理由を把握するための調査を実施。その理由ごとに対策を検討すると。健診を受診しやすい環境をすることにより、受診率の向上を図ると。このため未受診の、その一番の、回答でもありましたけれども、その健康づくりに関心がないとか、会社に勤めているとか、そういう理由も把握

した上での、今回の計画だと思うんですけれども、この理由の把握なんかは、もっと細かくつかんでおられますかね。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 具体的には、特に分からないんですけれども、この 22 年度で、今言われましたように、未受診者の方の、アンケート等とか、本当にこう、実際、なぜ受けられないかというような、そういう細かな、そういう細かなアンケート調査等も、また今、考えておるところでございまして、それによって、22 年度、把握して、実態を把握することによって、この、まだ低い受診率を上げていくということで、まあ、これから、この年度から、きちっとした形で、そういう受診率の理由を分析して、保健師さん等と一緒に進めていくようなことを考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その方策の 4 番目として、国保被保険者一人ひとりとの健診、保健指導に対する考え方や健診結果、国保医療レセプトから重点化していく疾病を抽出すると。佐用町では、どんな疾病が多いかということも、つかんでおられるわけですから、重点化する疾病、それから、生活習慣などを把握して、国保被保険者一人ひとりの状況に合わせた受診。丁寧な、こういう計画、立てられているんですけれども、この実施については、どうですか。その重点化していく疾病なり、一人ひとりの状況に合わせた、その受診勧奨を行うと。この点の取り組みについては、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私も、ここに今、実施計画持っておるんですけれども、これに基づいて、今後やっていかなあかんと思います。特に、今、言われましたように、受診による予防、特に、早期病気の発見とか、そういうものに努めていくためにも、やはり事前にこう、そういう受診されてない方、いかにこう、増やしていくかということ、これを、まあ、私ども、健康福祉課長も、ここにおられますけれども、健康福祉課と一緒に、これから、横の連絡取りながらやっていきたいと思います。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その 20 年から、この計画立てられて、26 年、5 年間でやるということですから、もう、その初期の段階終わって、今からやるというんだけど、計画が、もうドンドン進んでますから、そういうふうにもう推進をしていただきたいと思います。

次に、介護保険ですけれども、介護保険の、その実態、その昨年の4月に、その大きな見直しがされた、その調査もされた。厚労省なんかも、調査もされたようですけれども、新聞報道で、中医連なんかのアンケート調査が出ているんですけれども、その10年目受けての調査、アンケート調査です。

これは、調査対象介護事業所3,000箇所に行ったそうです。回収率が21パーセントぐらいですけれども、これで、だいたい、その傾向というのは、読み取れるかと思うんですけれども、その事業所で、アンケート結果ですけれども、サービスを利用抑制している人がいると。こういう調査、まあ、その介護報酬についての、まあ、最初の質問でしたから、こういうふうな町長の答弁になったと思うんですけれども、実際、こういうふうな、もっと突っ込んだ介護事業所ごとな、その利用の仕方とか、それから、要介護認定の問題とか、その介護上の、その細かな問題とか、そういう調査はされたんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい。先ほど、町長が答弁いたしましたように、ご質問に対する案件のみですね、こちらの方から聞き取り調査をさせていただいておりますので、今、議員がおっしゃったことについては、調査しておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、実態調査としてね、その佐用町の実態、介護事業所、それから、介護事業所の調査するということは、そこで利用する人が、どういう状態か、その、町としても保険者ですから、そういうふうな指導なりもしていくという、そういう立場ですから、その調査を、また、して欲しいと思うんですけれども、これ町長、お聞きします。町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ、介護事業をですね、進めていく上で、利用者に必要な、今後の改善について、必要な調査と、また、施設等のいろんな会議も、会合も持っていますから、そういうところでの意見交換、そういうことを行ってまいりたいと思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 町としては、そういう調査もされるということで、今、全国的には、先ほどのアンケート調査、これでも、都会とか、その佐用町のような、その山間部とか、そういう差はあるでしょうけれども、一応の、その目安というのは、出ていると、傾向と

いうのはね、出てると思うんですけども、その中で、サービス利用を抑制している人がいる事業所が7割超えたり、介護認定に問題点があるとかというのが8割。それから、居宅介護サービスが足りないという答えが多いかったり、それから、訪問介護事業所の7割が人材不足だと。こういうふうな調査結果が出ているんですね。国の方との、せっかく、その3パーセント、町としては、2.8パーセントぐらいだとお聞きしているんですけど、2.8パーセントのその、介護報酬があって、まあ一定の、佐用町内の事業所においては、その2.8パーセントの介護報酬のアップが、その効果というか、それが出たという、最初の町長の答弁でしたけれども、その反面、まだまだ介護事業所が、事業所を運営していく上で、問題点があると。こういうふうになっているんですけども、これ、実際に調査しなくてもね、今まで、介護保険の保険者として取り組んでいる中で、問題点、今、言いました中でも結構ですわ。サービスを抑制する人がいるとか、その介護認定の問題点があるとか、そういうことは、しっかりした、そのアンケート結果の調査に基づくものでなくてもね、その事業所のかかわり中で、そういうふうな問題点は、町としては、把握はしておられますかね。どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 町長も答弁させていただきましたように、4番目のですね、一番最後の、これからの基準額ですね。今のところは、県下でも相当低い部分で設定させていただいておりますけども、当然ですね、ご案内のとおり65歳以上の人口は、上がってきますよね。県下的にも10パーセント以上、多ございます。その一方では、40歳から65歳の人口は減っていくと。そういう状況の中で、本当に、真に大切な、必要な介護ですね、在宅、施設にかかわらず。それと、本当に、心のこもったサービスが提供しているかどうか、ここらあたりをね、やっぱりしっかり検証していく中で、当然、来年には、第5期が始まりますので、そういった部分ひかえてますから、今、議員おっしゃったようなことも、いろいろな部分で、事業所なり、そういった関係部局にですね、ご協力いただいて、真摯な検討をしていって第5期にいかしていきたいというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そういうふうに、この調査についてはね、その見直し、10年経って、それが、第5期の計画立てる段階で、各自治体の調査をして、それが国の施策の中にいかされるということになって、その第一段階として、とりあえず介護報酬、その介護、そこで働く人の、劣悪とはいいませんけれど、その大変な労働環境を1つでも改善していって、利用者の人には、介護受けやすいようなね、安心して受けやすいような、それにするという施策で、一歩進んだ、その介護報酬の改定でもあったんですけども、その介護報酬の改定が、その働く人の報酬をアップしたことによって、介護保険料がね、上がるようなことになっててもね、それに、その点ではどうですか。それが、その報酬をアップしたから、今度、利用する人の保険料が上がってくる。その利用料もそうですけれども、保険料も上がってくる。そういう、その実態としては、そういうことはないんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これも最後に町長がご答弁されたと思うんですけれども、それも、含んでいるんですけれども、当然、先ほども、私、言いましたようにね、認定者は、漸次ですけれども、増えてきてます。右肩上がりですよ。確実ね。ということは、それだけ利用される方が多くなるわけですよ。在宅に限らず、施設に限らず。ということは、当然、事業費も上がっていくと。介護給付費ですね。いわゆるその、保険料は、ともかくとしても、当然、保険者の、いわゆる保険料は 50 パー、後公費は、税金は 50 パーというのは、この枠組みは一緒ですから、当然、その中でね、やはり厳しいなというのは、町長、もう素直にお答えになったと思うんです。私も、そう思います。本当に、危惧どころか、まあ、ほんまに心配しておるんですけれども、これも先ほど言いましたようにね、無駄な、必要以外の部分がされてないか。本当に、真に大事なものが、ちゃんと見据えてね、それぞれ老人の方々に、高齢者の方々に、生き生きとした、輝いた人生を送っていただいているのかどうかということを、やっぱり検証していく中で、必要であれば、やっぱり基準額も上がっていく可能性は、僕は、大いにあるんじゃないかな。これ、ご理解もいただかないけんのじゃないかなと、私、思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その課長や町長の、その不安をね、解消する、やっぱり一番の大元は、国の国庫負担を増やして、町の負担なり、それから、利用者の人のね、負担を減らす。やっぱり国の負担を増やすことだと思うんですけれども、先ほどのアンケートの中でですね、もうちょっと、それも、それについても、これから調査されるということですから、どんな調査をアンケートしているかと言いますとね、介護報酬の、先ほど言いました、介護報酬の、ほとんど効果がないというのが、7 割。町では、一定の効果があったということですけれども、ほとんど効果がないが、67.3 パーセント。介護職員処遇改善交付金は、目標の月 1 万 5,000 円の賃上げできた事業所は、13.0 パーセント。介護報酬は、要件を満たした事業所への加算というやり方ではなく、基本部分への底上げをして欲しい。こういう意見も沿えて、そういうふうに、ほとんど効果がないというふうにも上げられました。

そこで働く人の処遇改善の上で、研修なんかでも、直接、その介護報酬に、給料に助成するということではなくて、働く人の研修費なんかもかかりますから、それについては、研修費に助成をすとか、そういう迂回と言いますかね、横、側面からの、その職員の助成すとか、応援すとか、そういう施策を打っている自治体もあるんですけれども、直接ではないにしても、研修なんかに助成すると。そういうお考えはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 介護保険の、そのいろいろな問題点、それは 10 年経ってね、一応定着して、この介護保険制度というものがなかったら、本当に今、誰もが、中々安心して

老後をむかえることができない。また、家庭の生活においてもですね、この制度がなければですね、非常にまあ、皆が困るという状況で、なくてはならない、私は、これからの社会保障制度の1つの中での大きな保険制度だというふうに思うわけです。ですから、そういう中で、職員、それを支えていく、運営していく職員というのは、常に、いろいろと、その時代、その研修もし、勉強もしてですね、そのスキルを上げていかなきゃいかんということを考えます。だから、ただ、それにね、町が助成、何をしていくとかということではなくて、これは、公的な施設も、まあ町が、県が経営している施設もありますし、まあ介護保険施設ではないですけども、養護老人ホームのように町が運営している施設もあります。それから、民間の施設もあります。また、その内容もですね、いろいろな、今、国の制度の中で、その施設の中身も違うわけです。ですから、まあ、そういう、ただ、それが佐用町内に、いろんな施設があるということで、そういう施設をうまく、皆で活用しながら、維持していただいて、運営していただいて、町民の生活の安心、安全を確保していくということですのでね、その費用負担について、その研修費を、どうと見るだけではなくってですね、これは、誰が、その負担をするのか。そのサービスの、より充実を求め行くには、お金がかかる。例えば、職員の処遇も改善しなきゃいけない。それには、それだけのお金がかかる。それを、今、金谷議員も国からと言われます。それは、当然、国から、全額補助、できるだけ、国が負担をしていくということも、国の制度として、それが成立、ちゃんとした制度ができれば、それでいいと思います。

ただ、国としても、当然、その財源は、誰から求めるのかと。それは、私達、国民皆が、支払いから、集めていかないと、できない制度ですから、ですから、そのへんは、今、社会保障制度というものがね、いろいろと議論もされておりますし、その、それを維持していくための消費税とか、それを負担していく、その制度というものをね、国として、長期的、きちっと町民、私達にも、示していただいて、やはり国民全体が、やっぱり、それに納得して、社会を、今のこういう高齢化社会を支えていく、維持していく、そのやはり、目標と言いますかね、そういう安心というものを、やっぱり国として示して欲しいというふうに思うわけですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 最初の質問で、施設、在宅と施設についての利用率をお聞きしたんですけども、その回答がありました。その利用率について、一々挙げませんが、それ、だいたい7割、一番多いところでも77.9。施設においては、55.2、これが一番、もう利用率では高いいうことです。この利用率について、どういう、感想でも結構です。感想、どういうふうに思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 私もですね、介護度5になって、介護度5ということは、ほとんどもう、そのベットから上がれない。全て、介護者の手がなければ、生活できない状態の方だということになるわけですね。そういう方で、施設の入所、施設利用が50パーセント切っていると。このへんは、なぜかなと。それだけまあ、居宅でですね、家族の方が、大

変まあその、皆で協力しながら、こういう介護サービスの方も一部受けていただきながら、家族介護をされているのかなというふうには、思うんですけども、ただ、それだけではなくって、やはり実態としてはですね、その介護施設じゃなくって、医療施設。そういう医療施設に、かなりの方が、長期入院されたりですね、まあその、そういう施設で療養、医療を含めた療養をされているというところが、かなりあるように思っております。ですから、この実態で、全く、この残りの方が、自宅で、家族介護でされているということではないというふうに思います。

〔金谷君「いや、違う」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後、５分。はい、金谷君。

５番（金谷英志君） １人の人の、そういう、利用率と聞いたのは、介護度５の人が、その複数じゃない、１人の人が、どんだけ利用しているかということなんで、その数字じゃないんですか、これは。施設に入っている人、介護度５の人が、５５．２パーセントの、その、認定受けて、ケアプランも立てられて、そのケアプランの利用率ということで聞いたんですが、そういうことではないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、そういうことです。

５番（金谷英志君） そういうことやね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

５番（金谷英志君） ですから、それ、施設に入って、病院に入ってるからじゃなくって、その１人の方が、こんだけしか、ケアプラのうち使われていない。その状況を、どういうふうに考えられますかということなんですけど。先ほどのちょっと、答えが、ちょっと、ちぐはぐかなと思うんですけども、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ちょっと、私も精査しなきゃならないんですけども、町長の方に、先ほど町長お答えになりました分については、私の方から、そういった実態がありますというふうな、私の方から言ってますので、もし弊害がございましたら、後で、また調べさせていただいて、お返事させていただいたらと思います。

基本的には、今、おっしゃったように、要介護４の方は、55パーセントほど施設サービスを受けられて、居宅サービスは、一方では38パーセントということで、足せばですね、概ね100近くなりますので、それで、実態としては、把握しているというふうに担当からも聞いておるんですけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そういう理屈なんやね。分かりました。

ええっとね、最後の食育の関係に移りますけど、具体的な取組みとしての、計画では上げられているんですね。その5番目の、これからの重点方策として挙げられている、その一つ一つ、これを、どういうふうに具体的に、今年度取り組むかということに、最後お聞きします。

重点政策で、消費者が魅力を持てる価値の高い野菜作りを推進する。流通の増加。住民のニーズに合わせた販売形式を検討する。こういうふうな項目を挙げられているんですけれども、実際これ、どういうふうに今年度取り組まれるのか、お伺いします。

議長（矢内作夫君） 農林振興課長、いきますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） これ明記しております直売所、町内でもですね、拠点となる直売所があります。そういう中で、町内の消費者がですね、これは聞き取りですけれども、だいたい2割ぐらいがですね、そういう直売所で買っているという実態もあります。

しかし、これを増やしていかなあかんということもありますので、そういう方々が、町内ではもう、生産者については、もう町内の方が作られておりますので、直接顔が見える、そういう協議会、直売所の協議会もありますので、そういう所でPRしながらですね、そういう方々に、そういう消費者に、もっとPRをしてですね、町内の農作物は安心して安全な農作物だと。それが付加価値として付いてくるということの野菜づくりいうのをですね、協議会の中でも、議論をさせていただいてですね、今、進めているところです。

5番（金谷英志君） 終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、金谷英志君の発言は終わりました。

続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。石堂君。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私は、今回、大きな項目で4点、この場で質問をさせていただきます。

まず1点目、任意予防接種事業の充実について。

厚生省においては、昨年来、任意ワクチンの許可が、認可が増加をしています。予防接

種後進国の対応が少し進み始めたと感じている医療関係者も多くあります。また、県においては、ヒブワクチン、これの補助が行われ、これを受けて本町においても任意予防接種事業が、今、進められようとしています。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、ヒブワクチンの接種普及、これについて、どのような啓発を行っていくのか。

2 点目、町内医療機関における、このヒブワクチン等の確保は、十分にできているのか。

3 点目、幼児をはじめ高齢者や女性を対象とした疾病予防の観点から、肺炎球菌、あるいは、子宮頸部がん、流行性おう吐下痢症等の任意ワクチン、これらも、この事業の対象に加えて、住民の健康増進を求める要望が、相当あります。これに対する取り組みも必要ではないでしょうか。

次に、大きな項目の2つ目ですけれども、本年度における有害鳥獣対策について伺います。関連して、この議会の一般質問において、複数名の議員の方が質問をされております。既に、回答等に含まれているものについては、答弁の中で、省略をしていただいて結構です。

兵庫県においては、本年度シカ捕獲目標頭数を増加させるとともに、大型の捕獲わなを実用化するなど、有害鳥獣に対する積極的な取り組みが進められることになっていますが、これに関連し本町での積極的な取り組みも必要と考えられます。

そこで次の項目について伺います。

1 点目、狩猟期間外での個体群事業、これにおける捕獲目標頭数を上回るような取り組みは、どのように行われているのか。

2 点目、大型捕獲わなの設置実用化を検討しているか。

3 点目、捕獲されたシカの処分方法について、有効的な活用方法、これについて検討されているか。

続きまして、大きな項目の3つ目ですけれども、県道上福原佐用線、これの現道拡幅について伺いをします。

県道上福原佐用線については、合併協議において重点事業箇所として位置付けられ、早期の着工が地元で切望されている路線です。更には、これを早期に進めるために、この現道拡幅が予定されます、該当する南中山、それから旧佐用町の山田地区においては、地籍測量が、他に先駆けて、先行的に実施をされています。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、事業主体、県における具体的な実施予定計画は、今現在、どのようになっているか。

2 点目、現道の利用状況、これは大きく合併後、その状況が変化をしています。特に、その佐用を中心にして、住民の移動、この経路として、合併以前に比べて、相当量の通行車両の増加が見れています。また、昨年、災害時にも、非常に大きな役割を果たしました。従来以上に、この早期実施が、現道拡幅が、早期実施で望まれています。こうした、その情勢変化を新たな要望として予定計画の見直しを求める必要はないか。

最後、大きな項目の4つ目ですけれども、災害時の初動体制の確認について伺います。

災害の発生が予測される場合の初動体制については、昨年の9号台風により多くの問題があり、今現在、災害検証委員会において検証が進められています。また、本年の出水期、梅雨にも入り、むかえるにあたりますが、同じ過ちを繰り返さないためにも、次の項目について伺います。

1 点目、昨年の災害時、職員招集については、地域防災計画ではなく、従来の、まあ長年の慣行で行ったと、検証委員会の方で、町の方から説明をされていますが、その長年の慣行というのは、具体的には、どういうふうな内容ですか。

2 点目、昨年の災害以降、水防指令の発令等に対しては、今現在、佐用町が定めている地域防災計画どおりの職員体制等が組まれています。これは、先ほど申し上げました、従来の慣行が誤っていたため、改め、防災計画どおりの体制をひいているのか。

3 点目、これまで災害以降、新聞報道等、あるいは公の場でも公表されていますけれども、当日の災害対策本部設置、19 時、これについて、誤りではなかったのか。これは、9 月あるいは 12 月の私の一般質問でもさせていただきましたが、実際には、この時点では、できていなかったのではないかとということ。また、再び、この場で聞きたいと思います。

4 点目、検証委員会報告後、この検証内容について、災害事故の関係者等に説明を行うということですが、これは、予定どおり行われるのですか。以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、任意予防接種事業の充実についてのご質問でございますが、ご案内のとおり、ヒブワクチン接種につきましては、実施する旨、先般議員の皆様にご報告し、この 6 月議会に予算を提案をさせていただいております。

1 点目のヒブワクチン接種の普及啓発についてでございますが、ワクチンの納入数量が医療機関ごとに制限をされているため、郡医師会との協議の結果、接種の申し込みに窓口等で混乱が起きないようお願いしたいという要望を受けております。そこで、広報及び防災無線等での周知を行うとともに、保護者等を対象とした健康教育や健診等での啓発を進め、円滑に進行できるように普及啓発に努力をしたいというふうに思っております。

2 点目の医療機関のワクチン確保については、前段でも申しましたように、1 カ月に医療機関へ入る量が制限されており、現時点では注文どおり入荷される時期は未定というふうに聞いております。しかし、今回、町内 7 医療機関で接種実施に協力をしていただきますので、医療機関ごとでは人数が限られておりますが、7 医療機関で調整していただくと、対象となる人数の接種は、概ね予定どおり実施できるものと考えており、先般もその旨、医師会の会合でもお願いをしたところでございます。

3 点目の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、流行性おう吐下痢症等のワクチン接種に対する取り組みについてでございますが、肺炎球菌ワクチンは一般向けに加えて、最近幼児用が販売をされているということです。また、流行性おう吐下痢症ワクチンは、製薬メーカーにより本年 3 月に製造販売承認申請がされているという状況を聞いております。子宮頸がんワクチンは、昨年末に販売が開始されたところでありますが、これらのワクチン実施の取り組みにつきましては、県下では、高齢者等への肺炎球菌ワクチン、中学生の女子に対する子宮頸がんワクチンの接種が開始された町が、数町ある状況でございます。当町においても県下の状況も勘案しながら、現在検討を進めているところでございますが、特に子宮頸がんワクチン接種につきましては、私といたしましても、今回ヒブワクチン接種開始に併せて実施すべしで検討をしたところでございますが、いろいろと、この子宮頸がんワクチンについての資料を取り寄せてみますと、予防効果がどのくらい続くのか、また追加接種が必要か、あるいは、この 3 月時点で国内で厚生労働省が認可されている唯一のイギリス製輸入予防ワクチンは、日本人には予防効果がかなり限定的であるとの論評も入手する中で、更なる慎重な検討が必要かというふうに判断し、今回の補正予算措置は見送ったところでございます。今後、それぞれ、県の方にも、県内の状況を、いろいろと聞

いておりますが、国の動向、また、県の指導等、また、県内の各市町村との動向を見ながら、十分検討を、研究をしながら、必要なものにつきましては、できるだけ早く町としても実施をしていけるように考えていきたいというふうに思っております。

次に、本年度における有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、個体群管理事業における取り組みについてであります。県においては、従来の取り組みに捕獲数を増やすための制度拡充を示しています。町においては、現在、猟友会の有害鳥獣捕獲活動の中で対応していただいております。捕獲数を増やすための取り組み活動を協議しながら進めておりますが、今後も、猟友会の取り組み体制や活動実態も聞き取り、今以上に効率かつ有効な活動が展開できる取り組み体制の構築を目指していきたいというふうに考えております。

次に、大型捕獲わなの設置でございますが、少人数でも、効率的に捕獲できる方式として、県が市町に貸与して、重点捕獲地域に設置する事業でありまして、本町もモデル地域を、今後2箇所選定をして、まず、このモデル的な捕獲わなを作って、捕獲に取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に、シカの捕獲活動を含む、有害鳥獣捕獲活動の取り組みについては、猟友会に依頼するだけでは無理があり、昨年、協議会を設立し、住民の協力を得ながら連携した取り組みをするため、協議会で協議をさせていただきまして、野菜くず、また、放置果樹などの除去、防護柵の維持管理システムの強化、ひこばえ対策、そして一斉捕獲、フォーラムの開催などに取り組む予定にしております。しかし、昨年は、災害により、これが一時、予定通りこういう活動ができておりませんので、今年度は、再度、協議会で議論をしていただき、実施可能な取組みから始めたいというふうに思っております。また、捕獲したイノシシやシカの有効な活用方法については、岡本議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、県では、今、森林動物研究センターが事務局となっているニホンジカ有効活用研究会などで、その利活用を検討されているところであり、佐用町からも商工会青年部が会員となって、商品化を既に行っているコロツケのPRや他の加工品等について、更に、活動を行っていただいております。

今年度は、県がシカ肉の衛生的な処理に関するガイドラインを策定する計画になっておりまして、シカ肉の本格的な流通に向け動き出そうとしておりますが、現状では、消費者需要と流通等に関して予測ができません。これらは、これからの研究課題でないかというふうに思います。町といたしましては、捕獲の頭数が増えれば処分することも念頭に置き、処理施設を確保するため、近隣市町も含め、広域で取り組んでいただくよう、西播磨市町長会等にも提案をし、要望もしているところであり、実現に向けて、今後努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3番目のご質問、県道上福原佐用線の現道拡幅についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の事業主体における具体的な実施予定計画についてでございますが、兵庫県においては、県道上福原佐用線は、合併支援道路に位置づけていただいておりますが、現在施工中の合併支援道路である県道上三河平福線の道路整備を優先し、県道上福原佐用線については、限られた予算でできるだけ早く事業効果が発揮できるよう、更に検討をしているということでございます。

次に、2点目の新たな要望としての計画の見直しを求める必要はないかということでございますが、議員ご指摘のとおり、昨年の災害時には、主要幹線道路を含め、数多くの道路が至る所で通行不能になるなか、当路線においては、幸い被災の程度が軽微であり通行に支障がなかったことにより、災害物資等の緊急の輸送路及び迂回路として大きな役割を果たしたことは認識いたしております。

今後も、県当局に対して、いろいろな機会でも1日も早い、この拡幅計画、拡幅の実施を要望して参りたいというふうに考えております。

最後に、昨年の災害時の初動体制の確認についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の災害時、職員招集につきましては、防災計画ではなく従来の慣行で行ったと、検証委員会で説明しているが、その慣行の具体的な内容とは何か。また、慣行が誤っていたため改めたのかというご質問でございますが、議員のご質問では、慣行で行ったと検証委員会で説明しているとのことでございますが、同委員会におきましては、私は、過去の経験に基づいた対応をしたというふうに、説明をいたしておりますので、慣行で行ったという言い方はしてないというふうに思っております。

その内容につきましては、町では、従来から職員の配備体制につきましては、気象警報と県が発令する水防指令だけでなく、河川の水位や気象の状況なども合わせて判断して、職員の参集、配備を指示し、管理職を中心とした準備配備を多く行ってきたというところが実態であります。これは過去の災害の対応が、それでできてきたという事であります。過去の経験に基づいた対応をしてきたものであります。しかし、昨年の台風第9号では、一時雨が小康状態になり、河川の水位も少し下がり、その後、短時間に猛烈な雨が降り、急激に河川の水位が上がるという、過去の経験では予測できない事態が生じたものであります。

次に、現在公表されている災害対策本部、19時の設置も誤りではなかったかのご質問でございますが、19時に災害対策本部を設置したことは、今までも申し上げてきましたとおりであります。

また、検証委員会からいただいた提言については、被災者の皆様をはじめ町民の皆様には、広報や町ホームページなどを通じてお知らせしたいというふうに考えておりますし、特に、災害で亡くなられた方々のご遺族やご不明の方々のご家族には、委員会の検証が終わりましたら、町といたしましても、丁寧な対応と説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、石堂議員からのご質問に対しまして、この場からの答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 少し、1点目から、細かな内容になれば担当課の方でお願いしたいと思うんですけども、今回、実施が行われますヒブワクチンの予防接種事業ですけれども、これの具体的な啓発活動の部分で、再質問させていただきたいんですが、概ね、予定をされている人数ですね、その見込みからすれば、町内の医療機関、7機関での調達が可能だやということなんですけれども、対象者全員を見込まれての、今のご回答というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今回、お願いしております補正予算の数字で言いますならば、接種率 100 ではございません。80 パーセントを掛けさせていただいております。当然で

すね、それ以上になれば、補正対応ということでさせていただきますけども、通常、概ね、どの市町も8割から9割ということでされておりますので、それに右へ倣えしたということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） まあ、具体的に対象者が限定をされてくるといえるのか、十分に把握できる範囲なんで、できればその、広報、有線という形ではなしに、いろんな研修機会とか、健診機会なんかに通知をとということも言われてたんですけども、個別の通知を出す方が手っ取り早くて、経費的には安くすむんではないかなというふうに個人的には、思うんですけども、当然のことながら、絶対数がね、しれてますから、そのあたりはいかがですかね。

というのが、要は、せっかく、こういうふうな、いいね、予防事業をやるのに、漏れることなくね、少なくともその、関係者の方には、知らせるのが、最後までフォローとしては、一番いいんではないかなと思うので、そのあたりは無理なんですかね。個別通知というの。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、野村課長。

健康福祉課長（野村正明君） 町長も答弁いたしましたように、広報とか、広報につきまして、具体的に、この7月号で準備しておりますけれども、当然、ワクチンの輸入の関係もございまして、そこらあたりの場合も見ながら、防災無線を流すと。

それで、今、おっしゃった個別の部分についてはね、これも町長答えましたが、保健師さんとか、そういった方々通じて、いろいろ、0歳児とか、6カ月、いろいろな教室持ってますので、一応、その部分でね、石堂議員も、そのことをおっしゃっておるんだろうと思うんですけども、台帳持っておりますから、概ね、その方々の、いわゆる本来の、そういった何々教室に参加していただくのを念頭に置きながら、その時点で、前もって啓発をしていくということで、概ね、それですね、具体的に入って来る輸入の時期、秋以降というふうに聞いておるんですけども、その部分に、概ねマッチするんではないかなというふうに思っておりますので、そこらあたりがね、議員おっしゃっておるように、徹底がですね、また保健師等ともお話しなならんのですけども、最終的に、個々に出すのがいいのかどうか。それまでに、お顔を、当然合わしますから、そういう前提で申し上げておるところでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 是非ね、本当に、有用な内容になってくると思うので、まあ、佐用町の子育て支援の充実の一貫という部分ではね、対外的に、十分アピールできる内容かなと思うので、積極的にやっていただきたいと思います。

で、関連をして、その他の任意接種ワクチンなんですけれども、ヒブワクチンを含めて、これまで複数の議員が、何回かの議会でも、要望というんですか、提案をされています。それらの経過から見ても、全く否定的じゃないというふうな町の方の姿勢は分かるし、また、先ほど、町長の方の答弁を聞くと、引き続き、サーバリックスについては、少し検討も加えているというふうなことでお話をいただきました。

できればですね、この機会に、こうした、せっかく新たに始まった任意接種の予防事業、これの中に、是非その、先ほども話ありましたが、肺炎球菌の関係、あるいはその、流行性のおう吐下痢症、ここらあたりもね、是非、専門的な知識なりね、先ほども、少し考えていたけども、そのワクチンの効果自身が疑われるところがあるし、まだ少し疑問解消しなければいけないなというふうな話もあったんですけども、是非、引き続きね、特に郡の医師会、あるいは、専門の関係医の方、いらっしゃると思うので、そこらあたりの要望なりご意見を聞いて、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。

特に、プレベナー、肺炎球菌の関係については、先ほどもありましたように、乳幼児もさることながら、高齢者ですね、いわゆる、65歳以上。まあその、ワクチンの効用期間が、ある程度の年限に限られてますので、65歳以上の方にうてば、亡くなるまで効くかということ、それは、ちょっと疑問でもありまじょうし、無理みたいなんですけども、そののためにも、是非その、引き続きのね、任意予防接種の拡充ということで検討していただきたいんですけども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、医学知識が、専門であるわけではないんで、これは、それぞれ専門の方なり、また、専門機関、そういう所でね、しっかりと、この方向を出していただくということが大事ななというふうに思います。

まあ、新しい、ワクチンが、次々と、こうして出て来て、今、国も、厚生省なんかもですね、任意で、自治体が取り組むんだったら取り組んでくださいというようなね、少し何か、ちょっと国の責任が、少しあやふやにされてるのかなという面があるわけです。

で、こうして、いろんなワクチンがあるんです。予防なり、病気を抑えていくという、そのことが何でも、全て体の中に打っていいのかなという疑問も、私は、素人的にあります。あまり、そういうことをやると、今度、体の方が、そういう物を、菌の方が、そういうことに耐性ができたりして、また、それに上回るような病気が出てこないのかとか、そういうその、ワクチンに全て頼るという、考え方というのは、また、これも非常に、長い目で見ると危険性もあるのかなという点もあります。

ただ、近々の課題として、高齢者等の、特に、今言われる死亡の一番は、最後は肺炎というのが、もう実態だということも、それは、私も認識しておりますのでね、このへんは、医師会、先生方の現場との、先生方の意見も聞いてですね、やはり、国や県の専門機関、これが、非常にまあ、そういう面での効果があるということであれば、そういう確認ができればですね、まあ、いわゆるまあ、お金、いろいろと費用もかかりますけれども、それは、1つの、ある意味では、健康保険とか、そういう保険が軽減できるようなことにもつながっていくわけですから、医療費の削減にも逆に繋がるということもあるわけですから、町としては、できるだけ予算についての確保は、きちっとしていきたいと。こういう事業に取り組んでいきたいという方針、基本的な考え方は、そういう考え方で、臨みたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） はい、ありがとうございました。

まさに仰るとおり、私も当然のことながら、こうしたこと、ほとんど予備知識なしに、いろんな関係者の方、住民の方の意見を聞いて、この一般質問の方に出させていただいています。

ただ、まあ、全体的な傾向として見れば、町長も、いろんな情報を既に収集されて、ご存知だろうと思いますけども、今現在、その、厚生省の方が、昨年来、昨年来と言いますか、少し前からですけども、徐々に増やしている任意接種のワクチン。これはもう、全て欧米、それからアメリカ、中国、もう世界的に見れば、かなりこう遅れている言うんか、日本の認可が遅れている。外国、世界の大半の所では、もう既に、10 数年前、何十年前から、任意接種であったり、定期接種であったりするわけですけども、若干、国によっても違いますけれども、行われているもので、ほとんどその、人の体に対する害、そういうようなものが全く心配いらない。ただ、日本人に行った場合、どうなんやという、そこらあたりまで言われると、私も、答弁のしようがないんですけども、まあ、本当に、この町内の、特に医師会を中心にした関係者の方との意見交換なり情報交換を十分にさせていただいて、是非、早期にですね、1 つでも 2 つでも、任意の接種ができるワクチンについて、入れていただきたいなと。そしてこの、今、新たに設けられた要綱の拡充を図って、できればその、先ほども、金谷議員とのやり取りの中で、例えば、国保医療なんかの、医療費の抑制についても、予防が最大、大切やというようなことをおっしゃられてたし、先ほどの答弁もそうだったと思うので、是非、早期にですね、入れて、新たなものを追加をしていただきたいなというふうに思います。

で、ここまでの間で、肺炎球菌と、それから、まあ町長言われましたけれども、サーバリックス、子宮頸部がんの、この 2 つぐらいでこう、やり取りをしているんですけども、何かこう、それ以外に任意接種の中で、考えられているようなワクチンというのは、何か、ございますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いえいえ、そこについて行くのが、精一杯で、それ以上、いろいろと新しいことについては、まだ、そんな知識はございません。何かあったら、また教えてください。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ついて行くの精一杯というのは、財政的にですか。じゃないですか。

町長（庵逄典章君） いや、知識的にです。

ですから、ここにも書いていただいたように、流行性の下痢、おう吐症ですか、こういうことについても、質問をいただいて、実際、私も、申し訳ないですけども、こういう予防ワクチンもあるんだと、最近、これが認可されてね、されようとしているとか、実際に任意でできるようになってきたんだということを知ったということです。

なかなか、その新しい、予防接種、今までのような、法定の予防接種が、たくさんワクチンありますけれども、こういう、今、最近国なりが認可しようとしている指針については、私も、十分なまだ、知識は持ち合わせておりません。この件については、職員にも、よく研究をしていくように、また情報を得るようにですね、指導をしていきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、誤ったことを、僕が申し上げると申し訳ないので、訂正だけさせてください。

この直近に、私、国立感染症研究所のデータというんですか、資料、手元にした任意接種のワクチンの中に、この流行性のおう吐下痢症というのが入ってないんです。実は、これ、関係医療機関の方からお聞きした内容なんで、これはまた、十分に当局の方で、調査研究を進める段階で、調べていただきたいなと思います。

特に、まあ、本当に、こうやってやり取りしながらでも、その専門知識もないし、専門書を手にすることもないので、やっぱりその、このあたりの必要性とか、その効果等については、まあ当然のことながら、当局が判断するわけですから、財政負担も絡みますけども、やっぱり町内の郡の医師会、このあたりの先生らなんかの意見を尊重して、十分に、その期待なり、共にこう、町内の医療費の抑制に努められるような予防活動ができるように、そのあたりとの情報交換なりを、十分にさせていただいて、それに応えられるような、予防事業の展開を町の方に引き続きお願いしたいなというふうに思います。

で、引き続き、大きな項目の2つ目の、有害鳥獣の関係で再質問をさせていただきます。少し、1回目の答弁の中で、個体群管理事業、私質問しながら、やっていることを前提にしたんですけれども、この、県が定めるところの個体群管理事業というものは、じゃあ佐用町の、本町の場合には、行っていないということなんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 個体群の管理はですね、確か、平成13年ぐらいから事業はあると思います。まあ、4月1日からですね、7月ぐらいまで、ずっと今までやってきておるわけですが、まあ、今回、2万頭が3万頭に、21年度から県が計画出しました。管理計画によってですね、それによって、その3万頭を目指すために、今回、22年度ですね、ちょっと制度をですね、拡充されたということです。

ただ、この拡充の制度はですね、ハードルは、ちょっと少し高いものですから、現在は、鳥獣の駆除をですね、出しておりますので、その中で、対応をさせていただいておるというわけです。そういう捕獲をですね、増やすための施策としては、先ほど、町長も答弁されましたように、協議会とも、いろいろと相談をしながらですね、どういう方法があるかということですね、また、具体的に話し合っていかなければですね、猟友会だけに、依存

をしてってですね、猟友会の中でも、会員が全て、捕獲にかかれるわけではないんで、そういう中ですね、そういう対策を練っていきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 個体群管理事業というのは、僕はその、県が、そういうふうな事業、各市町村がやる場合に、それに対して助成をしますよというふうに行っている事業かなというふうな認識でおるんです。

で、その中で、結局、市町村の捕獲目標頭数を上回る部分については、これ従来からそうだったのか、今回、新たになったのか、報償費の割増を行うというふうなことが、示されておるんですけれども、実際、これの、県が示している施策に該当するような事業は、じゃあ、本町の場合は行われているんですか、いないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 個体群管理事業というのはやっています。それで、あの、今回、その、従来ですね、今度、2,500 円がですね、まあ制度が拡充になったということは、これ 22 年度です。だから、この 2,500 円の上乗せというのはですね、従来の頭数以上にですね、獲った物に対しての上乗せ分という形になりますので、その年によってですね、本年度、昨年度の頭数を下回ればですね、それは出てこないということで、その下回った頭数については、従来の個体群の助成はいただけるんですけれども、その 22 年度からの拡充になった分についてはですね、対象にならないという制度です。

まあ、そういう中ですね、今、駆除を依頼をしているですね、猟友会とも協議をしながら、今は、捕獲駆除活動の期間中ですので、そういう対策を取っていると。そういうことを駆除活動をやっているということになります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ありがとうございました。

それと、もう 1 つ、答弁の中でいただいた、大型の捕獲わな、モデル的に 2 箇所選定ということなですけれども、これについては、具体的な実施場所というのは、もう既に決まっておるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 地域によってですね、そういう要望があります。

と言いますのは、昨年ですね、テクノで、大型捕獲をやりました。それが、町長の答弁

でもありましたように、17 頭、18 頭一度に獲れたということもあります。そういう場所の問題もありますし、2 週間なり 3 週間なりですね、ずっと餌付けをしてですね、モニターで見てですね、一番たくさんに入った動向を見ながら、捕獲をするということになりますので、これは安全性もありますし、監視の問題もありますし、獲った捕獲を、獲ればですね、どういうふうにして殺処分するか、これは猟友会の許可も要るわけです。それと、それにとって処分の問題も出てきますので、そういうことをしながらですね、佐用町においてですね、2 箇所ぐらいモデルでやりたいというふうに思っておりますけれども、これにはですね、猟友会の協力とか、地域住民の協力がいるので、協議会では、住民も入っていただいているので、そういう話し合いを持つことにしておりますので、その中で、場所を限定していきたいというふうに思ってます。

候補地というのはですね、頭の中にはありますけど、まだ、その協議会で最終的には決めさせてもらいたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） これ、モデル事業というんか、実際には、その分、数が減ってくるんで、そちらの方が別に、どこか候補地を探さんでも、とりあえず、全町内というんか、協議会単位でもいいんですから、どんなです、聞けば手を上げる所というのは、いくらでもあるんじゃないんですか。そういうことは、されておるんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 要望はあります。しかし、監視とかですね、そういうもの、猟友会ともありますので、猟友会とも意見調整をしながらですね、決めていきたいというふうに思います。

それぞれ関係の方に相談もなしに決めるというのはですね、やっぱり合意が得られない場合もありますので、そういう形でですね、協議をして、適正な所をですね、今、そういう要望に挙がっている適性なところで決めていきたい。ただ、この本年は、2 箇所です、2 箇所ですね、そういう実証をしながらですね、うまくいけばですね、そういう箇所が、希望の所を徐々に増やしていくというような形でですね、対応はしていきたいと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） その、協議をしなければいけないというのは、分かるんですけども、モデルで 2 箇所、実際にやることができるということになれば、一応、町内全域、協議会単位でもいいですから、そういうモデル事業実施しますので、手を挙げられる所ありませんかと。で、挙げた中で、猟友会と協議したり、地元と場所を選定したりして、駄目な所は駄目で、できる所からやればいいんですけれども、こういう大型の捕獲を、今

年モデル的に、試験的に、町内でやります。どこか希望される所ありませんかという話を、僕は、聞いたことがないので、それは、ちょっと、やり方としては、全地区に、最初、情報開示、開示と言うんか、出して言って、それで希望地を募るというやり方の方が、実際の被害地なんかと符合していいんじゃないかなと思うんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今年、その、町としてですね、初めて、そういう、その大型の捕獲おりをですね、やろうと。それには、今、課長言いましたように、ただ、設置するのは、場所と、そのある程度経費があれば、できます。ただ、それを効果的に、今後やり、また、それを実際に実施するためには、今、いわゆる捕獲するまでのね、地域での皆さんに、ずっと監視してもらったり、餌付けしてもらったり協力してもらい、また、その、夜、実際のわなを、最終的に落とさないといけないわけですね。それで、捕獲できたものを、今度、猟友会の会員なりに、殺処分してもらわなきゃならない。ただ、その殺処分したものを、じゃあ、どういうふうに、後処理をするか。これは、食肉にできるのか、また、実際には、たくさんの物がいっぺんにできない。それには、もう埋設処分をしなければいけないとか、そこには、どこに、どういうふうに、どういう形で、穴を掘って、どこに埋めるのかと。そういうことをね、やっぱり一連の、実際にやってみて、地域の皆さんも、よくこれに、そういう実態というものを、佐用町として、皆も、分かっていたかなきゃいけないと。それによって、私は、今後、今、石堂議員言われるように、次の段階として、皆さん、どうですか。こういう事で、今年は、こういう方法でやって、こういう効果がありましたと。これを、取り入れて、希望ありませんかということで、まあ、そこで何箇所出てくるか分かりませんが、できるだけ、それについては、予算の範囲内になりますけども、町としても、そういう箇所を、ドンドン増やして行って、効果上げて行きたい。ですから、ちょっと1段階ね、町として、今言う、そういう関連の方と、いっぺん協議をして、いろんな問題点について、ちょっと整理をする。そして、実際の実施をして、そういう実態を、やっぱり1ぺんやってみて、その経験の元に、地域の皆さんに希望を取って、今度は、一斉に、できるだけ効率的にやっていけるような体制が取ればというふうに思ってますのでね、そういう、ちょっと一段階欲しいんです。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

まあ、これ山東とか、それから和田山、丹南なんかで、県の方が試験的に2年前ぐらいからですかね、やられてます。実際、テレビで記録されたやつ、先ほど、誰かも言われてましたけども、僕も見ました。非常にあの、有用なというんですか、シカの特性を活かし、その地域の状況が合えば、本当に一網打尽ということで、特に、野菜を中心に、周辺で、そのシカの被害に遭っている集落なんかでは、非常に喜ばれるん違うかなと。

で、あえて町長に申し上げますけれども、例えばその、金近ですね、あのあたりがですね、もうこれで行けば、本当にたくさん獲れる所だろうと思うんですよ。で、そういう希望は、きっとね、こういうものがあるんですよということになれば、地域からは、是非、

うちでもやってくれ。協力するからというふうなことで、まあ、それは、後の殺傷処分とかね、猟友会の方の協力とかっていう、いろんな付帯条件が出てくるんかも分かりませんが、なるべくね、多くの方に情報開示していったって、希望地から、先を争って、多分、手が挙がってくるだろうと思うんでね、是非、取り入れて欲しいなというふうに思います。

ええっと、少し、時間がなくなっただけですけど、有害鳥獣の関係で、あと1件だけ、これは、再質問ということではないんですけども、ちょっと、当局、町長なり、あるいは担当課長の認識だけ確認をしておきたいんですけども、鳥獣、鳥の方の関係で、カワウですね、これは、多分、漁協の関係者であるとか、そういう方からか耳にしたことはあるかなと思うんですけども、どの程度、町の有害鳥獣の関係で、情報収集なり、あるいはその、対策を講ずるような姿勢があるのか。現状だけ、少し、話をしていただけませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 非常にこれ、あの、千種川、また、この佐用川の方にもですね、カワウが、これまでいなかったカワウが繁殖してきたと。これ、私も、漁協とですね、その状況を聞かせていただいて、漁協も、昨年から、この対策として、捕獲されたものについて、補助金を出すことで取り組むと。特に、アユの放流してもですね、大量の鵜がですね、こう、河口の方から飛来して、本当に、ほとんど食べつくしてしまうというような状況であるということ。それで、実態として、その今、本当に小魚がですね、河川に本当に少なくなってます。川の上から見てたら、要するに、アカハエとか、いわゆるオイカワなんかたくさんいたのもですね、ただ鵜だけじゃなくって、これ今、サギがですね、非常にたくさん増えて、ほとんど、そういうサギなんかも、食べているような状況です。

こういう状況で、先行してと言いますか、その漁協としても、本当に死活問題なので、この捕獲について、取り組むというふうに、まずやっていただいているんですけども、状況を見れば、これ、県にも、そういう状況をお話しておりますし、この千種川だけで対策じゃなくってですね、これ全国に広がっているようなんですけれども、ある意味では、近畿、広域的に、この対策も取り組まなきゃいけない問題だろうということで、県の方にも、こういう取組みをされて、こういう被害実態にあるという話も、これ、佐用町だけじゃなくって、上郡からも声を上げていただいておりますし、このへんは、連携してですね、県にも、その、この対策をお願いをし、町としても、そういう漁協等の対策をしていただいておりますので、そういう所も連携して、考えていかなきゃいけない課題だという認識を持っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

1 番（石堂 基君） はい、いいです。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 本当に、近々の課題と言いますか、で、一部にはね、やっぱりその、漁協関係者というふうなことで言われますけれども、やっぱり、そこには、その、いろんな

な小魚、アユを中心にした小魚を、こう、その時期、その時期に獲る愛好者の方もいらっしゃいます。

それから、特に、旧の上月で言えば、仁位、円光寺の辺りですね、去年で言えば、本当に集団で移動する、何百羽ですから、そのコロニー、巣になる所、中継地点になる所ですね、糞害ですね、で、山から、河川沿いのこう、山肌の植生が、植生と言うんか、立ち枯れですね、木の、そうしたことも含めて、非常に景観的に、失われる物が多いというふうに思います。

ある程度、漁協が中心になって、そういうふうな駆除対応というものを出られようとしているんですけども、当然、琵琶湖なんかの前例を見ても分かるように、やっぱ限界があるんでね、できれば、十分にそこら辺りの情報も収集しながら、町として、協力できる部分、対応できる部分というのは、積極的に協力していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

大きな項目の3点目に入らせていただきます。県道の上福原佐用線の現道拡幅についてですけども、これは、答弁の内容のとおり、合併協議において、合併の支援道路ということでの位置付けがされています。ただ、残念ながら、現状では、できるだけ早くできるように検討しているというふうな県の姿勢、予定になっているというふうに言われましたけれども、私、この西播磨地域の社会基盤整備プログラム、平成20年から30年までのやつを最近入手をしました。これを見ていくとですね、この中に挙がってこないんですね。なぜ、合併支援道路が、この中に挙がってこないのか。どういう経過で、そういうふうになったのか。その事が、地元の住民なりに説明してあるのか。これは、まだされてないと思うんですね。これは、いかがなものかなと思うんですが、まず、これに掲載をされていないこと、このことについての説明があれば、お願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） ええっとですね、この事業につきましてはですね、合併当初、合併支援道路ということで、この2路線、計画にありました。それがですね、平成17年でしたかね、県が阪神大震災の関係で、県の事業が大幅に見直しをされたという中で、その関係で、この事業が、県道上福原佐用線につきましては、その中から抜けたと。で、この事業につきましては、当然、合併支援道路ということをも認識しておりますので、金額的に1億円以上というような形の中で、そういうプログラムの中に位置付けされるということになっておりますので、それ以下につきましては、くらしの道事業というような形の中で、ここに、先ほど、町長が述べたように、県道の上三河平福線。これを重点的に、先にやってですね、その後ですね、早い時期に、ここの部分について、そういう、視距とか悪い所につきましては、やっていきたいというようなことになったようでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 実際には、その、県が、このプログラム自身を平成14年からスタートして、見直しですね、今言われたように、新の行政構造改革推進方策、で、20年から30年について見直しを行っているわけですけども、この見直しを行う時に、県とすれば、

単独で行わないはずですよ。当然、合併支援道路として挙がっているやつやから、市町に聞くわけですよ。優先順位とか。どこを先にしましょう。どこを残しましょうという。で、その時に、市町が、取りまとめなり報告なりというのをやっているというふう思うんですけども、そのやってることはいいんですよ。やらなければいけないんですから、その結果を地元、なぜこれ、報告がされてないのかなと。

と言うのが、ここの道路については、もう合併支援道路ということの位置付けもさることながら、もうほぼ、合併と同時に着工してもらえぐらいな、地元関係者、思っているわけですよ。先立って、地籍測量もやりするさかいに。で、それぐらい要望いうんか、強い要望持って、合併協議の中に挙げて、支援道路にもしてもらったものが、合併後、いまだ、4年経っても、5年経っても目鼻が立たないどころか、最初挙がっていた所よりも、下に落ちているということ、地元の者が知らないというのは、これは大きな問題だと思うんですね。で、この辺りの説明っていうの、これ町、不足してません。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ご指摘のとおり不足していると思いますし、私も、説明を、あまり十分に受けなかったということで、県の説明も不足していると思います。そういう決定をされるに当たってですね、県が、確かに、県の、この事業としてですから、それも1億円以上の事業ということされて、その大きな事業の中から、その事業を削除されるということになったように思いますが、ただ、私も、当然、この路線については、合併支援の協議の中でも、実態としてもですね、広域的に、まず、新しい佐用町としても、旧上月から佐用の方への、以前から生活道路として、非常に交通量も多い。それから、もっと、やっぱり、町のまちづくりにおいても、岡山からの通行も多い。それから、ゴルフ場とか、そういう関連の通行量も非常に多い。そして、その中で、事故も多いというのが、あったわけですね。現実として。ですから、その中で、合併支援道路としての位置付けというのは、当然、これは、今でも変わりはないというふうに認識しておりますし、ただ、整備プログラムの中で、県の財政事情の中で、その全体を見直しされて、今、上三河平福線、これは順次かかってきた、当時から、着工を既にしておりましたのでね、県は、優先、できるだけ、そこを、まず1つ区切りをつけて、次やりたいんだという話でした。

それから、当時の、20年からの見直しについて、5年ごとの、その見直しをしていくんだという話も後から聞きました。それで今後の見直しにおいて、是非もう一度復活して欲しいというお話もさせていただきました。で、また、その中でね、県としては、できるだけ早く、実際に、効果のある方法で検討したいという回答はいただいております。それは、今、課長が申しましたように、あそこの路線について、全線を全ていらうんじゃなくってですね、旧上月の、南中山等の一部については、かなりまあ、そういうふうに一時改良がされていると。で、一番まあ、危険なのは、山田、峠から下、佐用の方に下って、今の高速道路のガード下までの、非常に急カーブと、そして、道も、非常に、あそこは狭いと。そういう部分をくらしの道としてやっていきたいと。そういうお話をいただいております。そういうことの実行をですね、できるだけ早く、どちらにしてもやって欲しいということ、で要望をしておりますので、地域の方にね、そういう状況を説明することが、遅れてますというんか、抜けてるということについては、申し訳なく思いますけれども、今後、集落なり、また、自治会長会なり、そういう点について、もう一度県ともきちっと、県の考え方、今後の計画の予定、そういうことを聞いた上で、説明をさせていただきたいと思いま

す。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） はい、ありがとうございます。

まあ、ここで、一般質問の項目に挙げさせていただいたというのは、その特に、近々、住民から、疑問なり不満の声が出ているという状況ではなく、本当に、私は、あの道が大事だと思うんです。で、言われているとおり、交通量の増加に伴って、事故も多くなっています。それは、通過車両だけだったら、まだいいというのは、ちょっと言葉悪いですけども、当然、山田地区を含めて、そっから先、幕山地区です。高齢者が主体です。かと言って、生活で佐用に買い物に來たりということが、やらなければいけないという実態があります。あそこをこう、シルバーマークを付けた車が、やっぱり通るわけですね。で、本当に、さっき町長が言われたように、それと後、その、お寺の下の所のカーブとね、もうあの2箇所だけ、まだ、この時期はね、ああでも、この時期、丁度、草が生えて、また道が狭くなるんですけれども、冬場を中心にして、もうあの2箇所だけ何とかしてくれたらね、また、本当に、そんなに全てを拡幅してというような要望も出て来ないと思うんですけれども、当然その、県の財政的な部分も承知した上での話なんですけども、少なくとも、でも、4年前の、5年前の合併協議の中で、地元がいの一番に、多分、あの道路を言ったと思うんです。幕山地区とすれば。で、そのことが、合併支援道路として、10年以内にやりますよというふうな、支援道路としては、10年以内だったと思うんで、という約束言うんか、思いを持たせながら、その半分、5年経っても手付かずで、これからの先の予定もないというのは、非常にこう、地元としては辛い話だろうし、中々、その説明が足りなかったということで、納得してもらえるかどうか分からないんですけれども、でも、やっぱりそこは、改めて、現状を踏まえて、強く、今度県に対して、そのくらしの道としての復興、復活という要望をね、是非積極的にやっていただきたいなと思います。

先ほど、答弁いただいたことで、その約束はできたかな。そういう要望がしていただけたかなというふうに認識をしましたので、あえての質問ということにはいたしません。

で、最後の大きな4点目になりましたけども、災害時の初動体制ということで、実は、数多くの項目を聞き、3点目までのことについては、一応、答弁をいただきました。当然、残り時間5分では無理なので、これについては、また次回の私の一般質問の中で、いろんな関連でさせていただくということにしておきます。で、あえて、確認だけ、もう一度させていただきたいんですけれども、今現在、進められている検証委員会での検証結果、これについて、その内容を、関係者の方が、十分に理解できる内容かどうかというのは、残念ながら、前回、5月5日までの第4回の検証委員会の傍聴等も、本当、相当数の方、関係者の方が、されていますけども、非常に、まだまだ、不信が払拭できない部分で持っていらっしやいます。それからすると、この検証委員会の検証報告を持って、説明をしても、十分に理解を得れる内容になるかどうか分からないんですけれども、先ほど、町長言われたように、本当に、その関係者の方には、丁寧に、対応を、この報告書を元にして、接していただきたいなと思いますので、その部分だけお願いをし、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石堂 基君の発言は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を4時ちょうどとしますので、よろしくお願いしま

す。

午後 0 3 時 4 1 分 休憩

午前 0 3 時 5 9 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き一般質問を続行いたします。

続いて、7 番、井上洋文君の発言を許可いたします。井上君。

〔 7 番 井上洋文君 登壇 〕

7 番（井上洋文君） 7 番、井上洋文です。

私は、今回、4 点の質問を行います。

最初に、昨年の台風 9 号災害の復旧、復興について質問いたします。

1 としまして、千種川水系緊急河道による家屋の立ち退きについてです。

昨年の台風災害による千種川水系緊急河道対策、堤防補強対策、浸水軽減対策による復旧、復興により、河川沿いの多くの家屋の立ち退きが予想されます。各地での集落説明が始まり、該当者は、困惑をされている現状でございます。ほとんどの方が、災害に遭われ、この数カ月間、必死で再建に頑張っておられ、やっとの思いで落ち着かれたところでございます。そこに長年住み慣れた場所から、立ち退きという新たな不安がのしかかってきております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

イとしまして、立ち退きになった場合、移転先用地は各自に任し、町としては、斡旋しないのでしょうか。

ロとしまして、集団での移転先の用地は、確保できないのでしょうか。

2 としましては、山腹崩壊による砂防事業の取り組みについてです。3 月議会でも同僚議員が質問いたしましたが、昨年の台風災害による急傾斜地の山腹の崩壊による土砂の流出が、いたるところで発生し、倒木と共に、そのまま放置されている所がありますが、その後の取り組みは、どのようになったのでしょうか。進捗状況をお尋ねいたします。

3 としまして、水根、坂本氏宅前橋梁撤去についてでございます。

16 年の台風災害に引き続き、昨年の 9 号台風災害でも、大量の倒木が橋梁にかかり、護岸の崩壊、道路、田畑に土砂が流入し多大な被害が発生いたしました。再三当局に要望しておりますが、未だ、何の解決もされておられません。あえて質問に挙げました。その後の取り組みは、どのようになったのでしょうか。お尋ねいたします。

第 2 点目は、介護保険事業計画の推進状況の確認と推進について質問いたします。

1 としまして、町内介護施設の待機者の実数把握はされておるのでしょうか。

2 としまして、待機者解消に向けて実効性のある実施計画が策定されているのでしょうか。

3 としまして、地域密着型サービスを充実させ、365 日、24 時間の在宅サービスが求められております。そのための小規模多機能型施設が求められておりますが、現状と課題はどうでしょうか。

4 としまして、認知症を予防し、また、介護予防で元気な高齢者をつくるための予防策の現状と課題、今後の取り組みはどうでしょうか。

第 3 点目としましては、救急車の出動体制について質問いたします。

本町消防においては、救急体制が整備され、救命率は、前と格段の感があると思われます。先般、本を読んでおりましたら、消防法施行令に、救急隊は、救急自動車 1 台及び救

急隊員３人以上をもって編成しなければならないと、規定されておりますが、財政上、２人乗車のところがあるとありましたが、本町消防においては、３人乗車による出動が実行されているのでしょうか、お伺いいたします。

第４点目は、救急医療情報キット配布事業について質問いたします。

高齢者や障害者、健康不安のある人の安全、安心を確保するために、救急医療情報を詰めたカプセルを各家庭の冷蔵庫に保管しておき、救急時には救急隊員を介して、その情報を医療機関等に伝える仕組みです。このカプセルの中には、例えば、保険証のコピー、掛かりつけ医や持病、血液型、緊急連絡先などの情報、また、薬剤情報、本人確認の写真等を入れておき、この情報を元に、適切で、迅速な処置が行われること。また、親族にもいち早く知らせることができます。このキットは、アメリカのポートランド市の実例を参考に、日本の各自治体でも行われております。近隣では、相生、たつの市でも推進されております。このキットの特徴は、まず経費が安く抑えられます。まず、家にキットがあることが分かるように、玄関の内側と冷蔵庫にステッカーを貼ります。冷蔵庫に保管するのは、ほとんどの家庭の台所にあり、見つけやすいからであります。救急隊員の手間を省くことで、迅速且つ的確な救命措置ができます。また、個人情報をも自分で管理することで、情報を随時更新できるメリットもあります。また、最近では、近所づきあいも、段々希薄になり、救急時の連絡先も分からない場合もあり、そんな時キットがあれば、迅速に行動でき、救命に役立つと、安心の声が上がっていると聞いております。

このキットは、別名、命のボタンとも呼ばれております。ますます高齢化が進むと同時に、独り住まいの要援護者家族が増えています。将来を見据えて、経費の掛からない本事業の取組みをお伺いいたします。

以上をもちまして、この場からの４件の質問を終わります。

長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問に、お答えをさせていただきます。

最初に、台風９号災害の復旧、復興についてのご質問でございますが、まず、１点目の千種川水系緊急河道対策による家屋の移転についてであります。兵庫県においては、千種川水系緊急河道対策事業の計画案についての説明を、本年２月から順次、関係集落に行っていたいただき、現在、全ての自治会への説明を、一応、一通り終えております。その中で出た、地元からの意見や要望を踏まえ、現在、見直し作業を行っていただいているところであります。

また、用地物件についても、地権者のご了解が得られたところから順次用地測量・物件調査に着手され、補償交渉に向けて、鋭意取り組まれているところであります。

公共事業の実施に伴う物件の移転については、原則、各自で移転先を見つけていただき、起業地から移転していただくものとなっておりますが、しかし、今回の緊急河道拡幅対策事業につきましては、町民皆が、安心して、安全な生活が１日も早く迎えられるよう、災害からの創造的復興を目指す佐用町にとって、中核的事業であることから、速やかな事業完了ができるよう県と連携して、町としても積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

町といたしましても、移転先の用地確保については、地権者の方と交渉を行う課程で、関係者のご意見、ご要望をお聞きしながら、必要であれば、河川復興室と、協議を重ね、必要な対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

次に、2点目の山腹崩壊による砂防事業の取組についてでございますが、兵庫県においては、平成21年台風9号災害の復旧・復興計画のもと、山腹崩壊等による土砂災害の危険性の高い箇所について緊急の対策を実施することとし、佐用町においては、平成22年度から24年度にかけて、えん堤工・流路工を小谷川ほか10箇所、総事業費約18億円で砂防激甚災害対策事業として取り組み、また、県単独緊急防災事業では、平成22年度から25年度にかけて、谷ノ奥川ほか4箇所について、えん堤工工事、総事業費約10億円で新たに取組んでいただくこととなっております。

また、通常砂防事業として、大酒、宮ノ谷川ほか5箇所、災害関連緊急砂防事業として、下石井、三山川ほか1箇所を、現在、既に、実施をしていただいております。

次に、3点目の水根橋梁の撤去につきましては、今回の道路災害復旧工事に併せて同時に撤去する予定といたしております。

次のご質問、介護保険事業計画の推進状況の確認と推進についてであります。まず、1点目の介護施設の待機者の実数把握についてでございますが、先ほどの、このご質問につきましては、金谷議員からのご質問と内容が同じでございますので、この場での答弁を省略をさせていただきたいと思っております。

続いて、2点目の待機者解消に向けた実効性のある実施計画の策定についてということでございますが、本町では、第4期介護保険事業計画において、県の掲げる、地域ケア体制整備の構想を基に、高齢者が住み慣れた家庭、地域でいつまでも安心して暮らせる体制作りに取り組んでいくことを掲げております。体制作りには、地域包括支援センターを中心として、介護、医療、保健、福祉の分野がより連携を深め、在宅の高齢者、その家族を支援していくことに取り組んでいくことといたしております。特に、地域のニーズに合わせてきめ細やかな介護サービスを提供することができる小規模多機能型居宅介護を中心とした地域密着型サービスの充実に力を入れており、軽度・中度の要介護認定者にとって、施設入所以外の選択肢となるよう、更なる充実を目指して参ります。

次に、3点目の小規模多機能型施設の現状と課題についてということでございますが、現在、本町において小規模多機能型居宅介護事業所は4施設整備されており、登録定員は4施設合わせて100名となっております。この4施設の平成22年4月時点での登録者数を調査いたしましたところ85名となっており、介護サービス受給者全体の約1割を占めております。この利用率は、県内でも有数の高さであり、小規模多機能型居宅介護サービスの定着を示しているものと思っております。今後、小規模多機能型居宅介護サービスの理念である365日、24時間の在宅サービスが利用者に対して提供がなされているか、2カ月に1度開催されている運営推進会議等で、継続的に確認を行うとともに、指導・監査も積極的に実施して、これからも適切な運営が行われるよう保険者としての役割を果たして参りたいというふうに思っております。

続きまして、4点目の認知症を予防し、また、介護予防で元気な高齢者をつくるための予防策の現状と課題、今後の取り組みについてということでございますが、本町の高齢者ができるだけ要支援、要介護状態にならずに、1日も、1年でも長く健康で暮らしていただけるように、介護予防事業に取り組んでいます。介護予防事業としては、特定高齢者把握事業により発見された、特定高齢者に対して介護予防教室を実施しております。これは、運動機能向上教室、認知症予防教室、低栄養予防教室、口腔機能向上教室等で、一人ひとりの状態に合わせて、最も効果的な予防プログラムを作成しているため、参加者の多くの方が改善、または維持ができております。

更に、介護予防普及啓発事業として、65歳以上の方を対象に、保健師、栄養士などによる地域での健康相談会や講演会、介護予防に関するパンフレット等の作成及び配布も行っております。

また、認知症対策として大切なことは、認知症高齢者の早期発見、早期診断に結びつけ、進行や重度化の防止を図ることです。地域包括支援センターでは、平成 19 年から、もの忘れ健康相談事業も実施いたしております。認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での見守りや支援体制を目指し、社会福祉協議会と連携し、認知症サポーター養成講座も進めています。

今後ますます高齢者人口が増加し、これに伴い認知症高齢者も増加傾向にあると考えられますので、今後とも色々な機会をとらえて認知症予防についての普及、啓発を図ると共に、地域包括支援センター、医療機関、介護保険事業者、社会福祉協議会や民生委員、福祉委員、ボランティアなど、地域における連携体制を強化し、介護予防対策に努めて参りたいというふうに考えております。

次のご質問で、救急車の出動体制についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、救急隊の編成については、消防法施行令第 44 条に、救急車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成すると規定をされております。この規定を受けて、佐用町消防本部の救急隊出動基準では、救急救命士を含む救急隊員 3 名で出動する。更に、心肺停止が疑われる場合等は 4 名で出動すると定めております。

また、最近件数が多くなっている転院搬送については、医師又は看護師の同乗を求め、同乗があれば救急救命士を含む 2 名出動が認められております。

過去の救急出動において、重複出動時には、職員の非常招集等で対応し、3 名確保及び救命士の乗車が適わなかった例はありません。

現在は、より高度な救急処置が可能な薬剤投与及び気管挿管ができる認定救命士の養成を進めており、出動する救急隊員の技術向上にも取り組んでいるところでございます。

次に、救急医療情報キット配布事業についてのご質問でございますが、本町では、救急医療情報キットに代わるものとして、独り暮らし高齢者や高齢者世帯のお宅に緊急通報システムを 566 台設置をいたしております。主に、急病や事故等により救助を必要とする場合に、緊急通報システムからの緊急通報センター、すなわち消防署への通報により、迅速に救助を行うものでございます。そのシステムを設置するにあたり、申請者より主治医や主な病名、既往歴、血液型、緊急時連絡先などの情報を提供していただいて、消防署と健康福祉課で共有をいたしております。いざと言う時は、その情報を元に対応しております。

今回、ご提案をいただきました災害時対策としての救急医療情報キットにつきましては、既に、実施されている近隣市町の状況も参考にさせていただき、本町の災害復興の取り組み全体の中でも検討案件とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、井上議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 1 番の家屋の立ち退きの件なんですけど、これ、今回の緊急河道対策で、全体として、何軒ぐらいの、この家屋の立ち退きがあるわけですか。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君）　　今現在ですね、地元説明会を行ってですね、だいたいの計画幅について、今、用地測量等も行っております。その関係でですね、具体的な数字を、ちょっとここでは、ちょっとまだ決まっておりませんので、ちょっと控えさせていただきたいなと思っております。

〔井上君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、井上君。

7 番（井上洋文君）　　先般、この川原町での説明会等では、23 軒というような、その話が出たと聞いておるんですけども、これ全体的には、まだ何軒ということが、はっきりはしてないわけなんですね。だいたい、どのぐらいの。だいたいの数は、まだ分からないんですか。

〔建設課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君）　　今、先ほども、まああの、この事業につきましては、当然その、用地地権者等の協力を得られなければならないということなんで、ちょうど、微妙な時なんで、やっぱりきちとした段階でですね、軒数等についてもね、やっぱり述べないけんのかなと思っておりますので、ちょっと、今日は、こらえていただきたいということで。

〔井上君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、井上君。

7 番（井上洋文君）　　まあ、これ、水害に遭われた方が、だいたいまあ、対象になってくるわけなんですけれども、そういうことで、もう大変、この水害で心身ともにですね、疲れ果てた中での、今回まあ、こういう立ち退きというような話を、初めて聞かれた方もあるわけなんですけれども、まして、新しいところに、ある程度、その地域に住み慣れてですね、人間関係もできてきている方が、また新しい所に行って、1 から、やはり人間関係も作っていくわけですから、丁寧にまあ、やっていただきたいんと。

それと、まあ、今、申しましたように、その川原町等につきましては、相当数の立ち退きがあるということでございますので、できれば、集合というんですか、ある一定のところにですね、同じ集落で生活されたような方が、移動されるというようなことが、一番望ましいことではないかと思うんですけれども、そこらは、これからまあ、県の方とも調整しながらですね、話が進められていくと思うんですけれども、そこらどうですか。

〔町長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　そういう、この工事を行うためにですね、本当に被災に遭われた方、

また、買われてない方もあるかもしれませんが、本当に、それぞれ住み慣れた土地を、また、家をですね、移転していただかなきゃいけないということで、本当に、その事業を行うにあたって、大変まあ、皆さんに、そういうことお願いしていくということについて、まあ、これは、今後の佐用町としても、安全な町を作るために必要な事業ということでのご理解は、当然、皆さんもしていただいておりますけれども、個人個人の皆さんにとっては、大変なことだということは、思っております。

ですから、できる限りね、その方々の要望、また、気持ち、それを酌みとってですね、それに応えていけるように、努力していかなきゃいけないというふうに思っております。

まあ、今、井上議員もですね、たくさんの、予定の中で、一度に、その住み慣れた所、また、集落としての、これまでのお付き合い、そういうものがね、できるだけスムーズに、今後も維持ができるような、移転の方法はないかという中で、皆一緒に、どこかにというようなお話も、今、具体的に言われましたけれども、こういうことについてもね、それぞれの関係者の皆さんが、どういう気持ちで、本当に、皆さんが、要望があるか、それをやっぱし酌み上げていかないと、具体的には、応えられないというふうに思ってます。

今、建設課長もね、まだ、一通りの説明が終わり、計画を、今、詰めているところで、実際に移転をしていただくか、そうじゃない、何とか、免れるか、いろんな微妙なところもあって、中々、具体的な話は、今、できる段階ではないということは、ご理解いただきたいと思うんですけれども、ただ、やはり、この特に、佐用川の兩岸に、今、計画され、対象になる、この川原町のとこなんかは、相当数が移転をお願いしなきゃいけないことは、これはもう、事実だと思ってます。

ですから、そういう中で、できるだけ、遠くにね、行かれてというのは、やはり、その方もですし、地域にとっても非常に大きな、ダメージになります。まあ、町内にも、また、川原町なり栄町、町内のところにも、現在、土地が、建物取り壊されて更地になっている土地も見受けられます。しかし、これも、個人個人の土地でありますから、それを、直ぐに、町の方でどうするということではできませんけども、しかし、そういう地域のことも、皆で考えていただく中で、そういう土地が、提供させていただける所あれば、そういう土地をですね、移転先としても、考えていかなければならないというふうに思ってますし、また、先ほど、議員が言われるように、皆で、どこか、ある程度、遠くなっても、その集団で、また新しい住宅を、作りたい。作って生活をしたいというような希望があれば、そういう、いわゆる住宅分譲地のようなものをですね、町としても、地域の皆さんのご協力を得ながら、つくって、造成していくとか、そういうものを作っていくということも、1つの方法ではないかなというふうにも思っております。

まあ、何を、どうしても、その後、ためにも、まず計画のご理解いただいた中で、確定をして、そして、それぞれの皆さん方の、また、ご要望等、地域の皆さんが、また、意見を集約して、これから希望を、どういう形で、この事業を進めていけるか、こういうことを決めていかないとですね、1つ1つ段階をおっていかないと、今の段階で、具体的な話は、当然、できるものではありませんので、その点、ひとつご了解いただきたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） もう1点だけ。これ、どんなんですかな、だいたい11月ぐらいから、この事業が始まるということなんでしょけど、とすると、この立ち退きもですね、

もう早、相当、月も経ってますんで、だいたい、どの時期ぐらいから、やはり工事に始まりですね、立ち退きにあっていただくという格好になるわけですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） ええっとですね、前にもご説明させていただいたと思うんですけども、当然、今、用地の立会等、今、行っております。で、まず、その物件等がある所につきましては、当然、期間がかかります。そういう所につきましては、どうしても後からになってくると思いますので、まず用地で、例えば、農地のところを話がまとまれば、その一角を先やるとか、そういうことで、全町的にですね、やっていくというのが、今の復興室の方針でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 全町的に、ほんなら、だいたい同時ぐらいにやっていかれるわけですか。

その、この建物がある所については、どういう順序で進められていくわけですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 当然ですね、用地の立会が終われば、当然、そこに支障になる物件等がございます。それにつきましては、個人の了解得ながら、物件調査を行い、で、当然、単価も出し、その中で、各個人との交渉に入っていくというような形になってこようかと思うんで、段階的に行きますと、やはり今が、6月でございますけれども、7月、8月ぐらいには、かかるんじゃないかなと。それにつきましても、また、この55キ口ありますので、なかなか、一足飛びにですね、全てというわけにはいかないと思うんで、やっぱり時間がかかってくるんじゃないかな。

しかし、その中で、かかれる所から工事はかかっていくと。こういうことでございます。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） また、詳しいことは、それぞれまた、説明していただいたらええんじゃないかと思うんですけども、これ町長、集合住宅というような話もされておったんですけど、そういうやっぱり構想もあったんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私が、前に、1つ、復興住宅と集合住宅というふうなことを、1つの今後の町の復興計画の中に考えていかなきゃいけないと言っていたのは、1つは、そういう今回の災害の中で、仮設住宅に、今、入居されている方、また、雇用促進住宅等の、そういう、要するに、住宅を失っておられる方、そういう方が、元に戻って、自分の家を再建できないような方を、まず対象に、必要であれば、そういう復興住宅という、集合住宅ですね、そういうことも1つ、町の対策として考えていかなければならないだろうということが、話をさせていただきました。

ただ、まあ、今後、この河川の復興に向けて、今、立ち退きを余儀なくされる、お願いしていかなきゃいけない方、そういう方が、もう自分の家より、持つよりね、町営住宅なり、そういう、その住宅に入居したいというような、今後お話が、希望があればですね、それは、それで、また、そういう、それに応えていかなければならないと思います。

ただ、それは、現在あります町営住宅、また、雇用促進住宅、そういうものも、当然、活用する中でね、そういう住宅が、もうどこにもないと。絶対数がないということであれば、まあ、新たな対策として、そういう集合住宅というの、1つの方法かもしれません。

それから、集落で、これからの話なんですけども、希望者がね、今の所から離れたくないと。かなりまあ、高齢の方もいらっしゃるし、まあ、家族がね、単身の方とか、そういう、今、独り暮らしの方なんかいらっしゃるんじゃないかなという予測をします。まあ、そういう方々にとって、新しい所に移るのは、非常に不安があるとかですね、そういう中で、そういう方が、たくさんあって、皆で一緒に住みたい。こう、集合的な、そういう、その、住宅と言いますか、住まいで、今度、生活をしたいというような希望があれば、その地域において、集合住宅を作るというようなこともね、そこに移転していただくというようなことも、1つの方策、考え方になる可能性もあります。

ただ、そういうことについては、先ほど言いましたように、一人ひとりのご要望をですね、これから聞いていかないと分かりません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。また、あの、随時、丁寧にお願いしたいと思います。

続きまして、山腹崩壊による砂防事業の取組みについてということでございますけれども、これまあ、いろんな事業を、今、お聞きしましたんですけれども、私が、質問をさせていただくのは、この山腹崩壊による砂防とか治山事業、まあ、この谷が、相当やっぱし、荒れてですね、そこへ、立ち木や風倒木等が流れ込んでいると。土砂と共に流れ込んでおるけれども、それを、そのままにして、それから、下流の方ですね、農地等まあ、谷川等ですね、復旧をしておるわけなんですけれども、その上の、やはり治山事業、砂防事業等がですね、そのままになっているというんですか、県も、する予定もないというような話も聞いたりするんですけれども、どんなですか、これ、自治会長さん等からですね、そういうまあ、要望が相当挙がってるんじゃないか思うんですけれども、先ほど、お聞きしました以外にですね、相当があるんじゃないかと思うんですけれども、そこらの対応は、どんなんでしょうかね。

と言いますと、この災害事業については、まああの、いくらでも、この予算があるわけ

でもない。しかしまあ、災害ですから、どこらまで、その災害としてですね、今回、取り組まれるんか。相当まだ、自治会長さん等からですね、要望が挙がってるんじゃないかと思うんですけど、そこらどうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 砂防以外で、治山ですね、先ほどの、他の議員の質問でもありましたように、溪流のこのですね、流木等は、そういう緊急の防災林とかですね、倒木処理とかで処理をさせていただいてます。で、あの、今回の災害時においてですね、人家とかですね、農地ですね、概ね、50 メーターか 100 メーターぐらいのところで、二次災害起こすような所はですね、緊急で土砂を除けたりとかでさせていただきました。

まあ、自治会長さんの要望でもですね、今まあ、農地とか水路とかというのが、結構、多ございましてですね、そういう所、これからまあ、何件か出てますけども、これから出てくるんだろうと思います。

しかしながら、そういう中で、現場を見させていただいて、そういう二次災害をして、直ぐ耕地とかですね、人家横の溪流等でですね、人家に、そういう所、及ぼすということが、なればですね、そういう事業でもってですね、県に要望したりしながらですね、それでまあ、県で対応ができないということになればですね、緊急であれば、町の方で何とか対応することを考えなくてはならないと思いますけども、そういう順序を踏んでですね、対応はしていきたいと思います。

まだあの、今、出て来ているのはですね、一番、8月9日以降のですね、最初にまあ、災害の箇所の提出を受けた所はまあ、今全部、現地はですね、そういう所は、確認させていただいておりますけども、その中で、対応できる所と、できない所についてはですね、そういう説明もさせていただいたりして、対応はしております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） まあ、この手順としては、これどんなんですか。自治会長からですね、要望を出していただくということで、その要望に基づいて、もう、その、県に全て挙げられようわけですか。これは、その町で、その、ここはやる、やらんというような選別をされるわけですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農林振興課の方で受け付けているものについてはですね、見て、明らかに、これは補助の対象にならないという箇所とかね、そういう物については、町の農林振興課の判断をさせていただいておりますけれども、一度、県に見ていただいてですね、それで、そういう助成事業ですね、そういう事業に何か、かかるものはないかというものをですね、一度確認をしていただいて、それから、一緒に確認するわけですが、

確認をして、対応していくという順序で運んでおります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、このようにして、自治会長さんはですね、その住民の方から、まあ、該当の方からですね、要望を受けると、やっぱり要望書は出されると。しかし、あの、県の方はですね、特にまあ、地権者の同意ということ、必ず言うんじゃないかと思うんですけども、そこら、地権者の同意ということ言われた場合にですね、自治会長さん、このなかなか、その同意を取って回るといふ、なかなか難しいんですけども、そこらの、あの、町と、その自治会長さん等とですね、その打ち合わせをしてですね、その地権者の掌握というの、どのようにされておるわけですか。何か、そこらが、ちょっと、自治会長さんも一番、やり辛いと言いますか、手間がかかるというようなところあるんじゃないかと思うんですけど、そこらスムーズにいつてますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） そういう事業がなるとなればですね、当然今、井上議員言われましたように、地権者の同意が要ります。地権者を調べるについてはですね、全て、町の方で調べさせてもらってます。で、亡くなられた方、現在おられる方、それから、町外におられる方、まあ、そういうの、全部調べてですね、で、その結果を自治会長さんにもお願いをして、自治会長さんで同意をいただけるところ。それと、町外だったら、町から郵送をしてですね、説明をして、まず電話とかで、そういう説明をして、こうで郵送させていただきますと。いう形で、問い合わせをするもの。それ、いろんなことを考えながらですね、同意をいただくように努力はしてます。

まあ、しかしながら、不在地主でね、長年こう離れて代が替わっているというような方であればですね、なかなか理解はしていただけない方もいらっしゃると思いますが、そういう所はですね、まあ、県と一緒にですね、根強く、そういう話をして、取り組めるようにですね、努力はしております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自治会長さんには、大変お世話になっているんですけどもね、そして、自治会長さんから、要望書として挙げていただいたところだけをやっていくということでは、逆に、そういうことができていない所について、残されてしまうということになりますし、じゃあ、要望挙げていただいたことが全てできるかということ、なかなか、これも、その、対応が、これだけ広い範囲でね、大きな被害で、今、当面、優先順位一番でやっているのは、まあ、住家に近い所、そして田畑、耕作がされている所の復旧、そういう、集落に、できるだけ、近い所から順番にやっています。

今後、当然、これが、今の事業が、だいたいある程度進んでいく中で、今度、住家から

遠い、もうドンドン、いえば、山の、谷川の奥の方まで荒れていることは確かなんですよ。で、そういう所から、また、土砂が流出したり、流木が出てきたりというような対策ということが、当然なかったら、また、同じような災害が起きてる。それで、また、同じ復旧工事やらなきゃいけないというようなことになる。

だから、ただ、そういうことが分かってながら、まだまだ十分にね、予算的にも、また、人間的にもですね、そこまでの対策をしていくのには、時間がかかるわけです。

で、当然、私は、今後、ある程度、この今の復旧事業がこう、進んでいく中で、まあ、そういうその、集落から要望がある所は、当然、そういう所も、ちゃんと見ていきますけれども、そうじゃなくて、全体としてね、町の方で、確認して、こういう場所は、ここまではやらなきゃいけないとかですね、そのやり方として、当然まあ、県管理の所は、県にもお願いするわけですが、その、ほとんどまあ、上流部なり谷川に行けば、町も、もう管理もしてない。言わば個人の物、所になってしまうような所もたくさんあるわけですね。

で、まあ、今、大きい所では、こうして堰堤工をやったり、砂防事業やったり、これも、先ほど言いましたように、18億とか10億とかですね、相当な、緊急事業として、大きな予算で対応していただきます。ですから、このへんは、これができればね、かなり対策とか出来上がってくるんですけれども、その谷々のは、小さな谷ごとと言われるような所も、もういっぱいあり、これは数えたら、数え切れないうらいあるんですね。で、まあ、そのへんは、そういう一つ一つを全部、その工事をして、土砂留めをつくったり、流路工をちゃんと整備するというわけにはいかないと思います。これは、全体としては、山の管理をして、そういう土砂が流れてこないような、長い時間かかりますけれども、そういう対策を一方では、やっていかなきゃいけない。

それから、緊急的に、どうしても手を入れていかなきゃいけない、構造物をつくらなきゃいけない所は、優先して、人家とか、その農地を守る、そういう所を、順番に、優先してやっていかなきゃいけないだろうと。まあ、いうことなんで、自治会長さんから、集落によっては、全て、いろんな所まで、細かい所までね、要望書として挙げていただいている所もあります。まあ、それは、それで、担当者の方も見に行ったり、できる所は調べてますけれども、できない所については、まあ、その、そういう状況で説明をして、全体の工事が、復旧工事です、こう進んでいく中で、時間はかかるということの事を理解をいただいて、進めているんですけれども、まあ、ある程度、まあ、その時間、その整備が、工事が進んでいく中で、また、自治会長会等、きちっとね、町の状況と、そういう所の今後の対応策、対応について、町も、こう、一応、ある程度まとめてね、お話をさせていただかなきゃいけないかなというふうに、私は、思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 今、町長、そのように言われましたんで、了解しました。

と言いますと、やっぱり自治会長さんで見ればですね、やはり今、言われたような、災害に遭っている所については、復旧してくれるのかなというようなこともありますんでね、もういっぺん、自治会長さん、自治会長会等ですね、きちっとしたと言われた方がええんやないかと思うんですね。

私ら、回っておっても、やはり、どんなんかというような、やっぱり質問を、よく受けますんでね、それは、できるとも言われへんし、町や県にお聞きしますということで、まあ返事は返しよんですけれども、そこらのことは、やっぱり、自治会長さん、それぞれ、

捉え方が、また違われるんじゃないかと思うんで、あの、ひとつよろしくお願いします。

それと、続きまして、この坂本氏前の橋梁の撤去についてですけれども、これは、今回、この河川の改修の時に、一緒にやっていただけるということで、お聞きしましたんですけれども、これ、本当にね、16年災害から、こっちにですね、何回も、やはり拳がっっておるんですよ。で、早く、撤去して欲しいということ、再三まあ、あれしておったんですけど、まあ、やっていただけるということであれば、それ以上、言いませんので、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、2番の介護保険事業の件なんですけれども、先ほど、金谷議員の方に、答弁がありましたんで、私の方からは、お聞きしたいんは、12年度にですね、この病院の、介護療養病床が、廃止されるということ、まあ、国の方が言っておるわけなんですけれども、その、介護療養病床全廃になった場合に、今、ある町内の施設でですね、まあ、老人保健施設で、それが、受け入れられるのか。受け入れなければ、それがまた、この、在宅の介護というような格好になるのか、そこら掌握されているのかどうか。それ一つ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、おっしゃいましたように、国なり県の指導の中でですね、今まで、医療関係の療養病床とですね、それから介護の療養病床、これが混在しておったと。なかなか、明確になってなかったというようなことで、医療の必要性の高いものは、医療病床の方へと。低いものについては、介護の方でね、適用しなさいということで、23年度末。23年度末で、介護の方はですね、廃止されるというふうな位置付けになってございます。

それで、四次計画の中で、私ども、佐用町の中では、そういった施設が、3つございまして、あえて、病院名は申さないほうがいいと思うんですけども、159床ございます。医療関係が。それで、介護療養は14床ございまして、これが先ほど、言いましたように、23年度末で、廃止になりますので、これは、その病院については、全て医療療養病床に移行します。移行する意向です。そういう思いを持たれてます。なお且つ、同じ、その病院なんですけども、一般病床ですね、一般病床が、約100ちょっとあるんですけども、その内、概ね、40前後計画されておるらしいんですけども、これは、まだ、確定じゃありません。40ぐらいを、先ほど、チラッと議員がおっしゃいましたように、介護老人保健施設ですね、それに移行するというふうな意向を、計画を持たれておるということを聞いております。その中で、先ほど、町長が答弁しましたように、第四次計画の中では、議員ご案内のとおり、介護予防、あるいは地域の中で、その進度をですね、維持していこうというようなことで、密着型という部分で強調しておりますので、そういった部分で、要支援、例えば、分かりやすく言えば、1、2であっても、それ以上進化しないように、悪い方にね、進化しないような手立てを、地域包括とか、あるいは、いろいろな関係の方々と協力しながら、そういった高齢者の方々を見守っていきたいというふうにご考えてございます。病床的には、クリアできるんじゃないかなというふうには、思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 分かりました。その地域密着型、特に、小規模多機能型の、あの施設というのは、これまあ、町内に4箇所あるわけですが、これは、どんなんですか、今後、この施設を、増やしていくというようなことは、やっぱりないんですか。その計画としては、この国の何か、参酌基準というんですか、そういうのがあって、もう佐用町には、この4施設しか、もう駄目ですよっていうような、そういう基準があるということではないんですか。そこらはどうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これは、介護施設の中でも、今おっしゃいました、小規模多機能型については、あくまで町が主体的に、まあいわゆる指定できるということで、利用者についても、町内の方に限るというふうな縛りが、まずあるわけです。

そういう中で、今、おっしゃいましたように、4つございます。今後ですね、これらについては、また5期の中で、明確に位置付けなり、あるいは4期の反省の中でね、明確に位置付けをしなければならない課題かなというふうには、町長も含めて、思われております。いろいろな方々の、利用者の方々、あるいは識者の方々、いろんな方々のご意見を聞く中で、明確にしていく課題かなというふうに思っておりますので、明確に、今の時点では、増やすとか、そういった方針はですね、確認はできないというふうにご回答をさせていただけたらと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） それで、あの、ある小規模多機能の施設なんですけれども、これは、私、あの、この、町内の方が、近くですから利用いただけるんかなと思ってたんですけども、これは、一部の旧町と、その旧、まあ今、南光町と、旧佐用町の一部だけしかご利用いただけないというような、こういうことが、このパンフレットに載っておるんですけれども、その4施設は、そういう何か、そのあれがあるんですか。地域割というようなことがあるんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど、私、答えさせていただいたように、町の指定で、町の後の、いろんな指導とか監督の責任もあるわけですが、利用者は、いわゆる合併後であれば、佐用町内ですから、それ、今、議員おっしゃったようなことはないと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） まあ、あの、特に、この小規模多機能等については、これは、通いと訪問と、これは、あれですか、通いもし、それから訪問もし、それから預かるというんですかね、こういう3つのことを、できる施設ですし、また、こういう小規模多機能というのは、地域とのふれあいというんですかね、地域の方々との、その関係維持ができていくような、やっぱりまあ、調整できるマネージメントですかね、できるような施設なんで、特にまあ、この小規模多機能が、これからは、要求される施設ではないかと思うんで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと、4 番の介護予防について、お聞きしたいんですけども、これは、今、説明がありましたように、この介護予防、これは地域包括センターでやられておる予防というのは、やっぱりどういうふうな予防をやられておるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほどまあ、町長もお答えいただいたんですけども、いわゆる進化しないように。悪いように進化しないようにね、現状維持とか、そういった分をおさえるような、平素からの、そういった人とのふれあいの中で、介護予防に努めていくわけですけども、例えば、認知症の問題とか、物忘れの事業とか、それから全般的な運動器機の向上ですね、あるいは低栄養に対する教育とか、講演会、そういった、歯の問題とか、食事の問題とか、そういった部分を、該当者の方々をお寄せさせていただいて、栄養士とか保健師、あるいは、主任ケアマネージャーとかね、いろいろな部分が、そこに、町の包括支援センターですから、いますから、そういった指導をさせていただいておるといふようなことでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） はい、分かりました。今、さっき町長が、4 件か5 件言われた内容なんですね。

これは、地域包括センターが、主体になってやられておる事業なんですけども、まあ、これは、どんなんですか、特定高齢者、まあ、介護保険の非該当者、それと、メタボ健診が何かで、その引っ掛かった方、その方が、該当で、これやられておるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 介護保険ではなくて、今、おっしゃいましたように、いわゆる特定健診ありますね。昔の、いわゆる健診ですね。そういった部分で結果が出てきますね。で、方々に、もういっぺん、フィードバックさせていただいて、そういった方々をお寄せさせていただいて、いわゆる、何回も言いますように、進度しないようにね、悪い方に、そういった部分の健康相談教室のような形でもって、持たせていただいております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） それは、その、今言いました、介護保険申し込んで、非該当者になった方と、今言うたら、健診で引っ掛かったいうんですか、予防した方がいいというような方なんですね。

で、人数的には、何人ぐらいの方、いらっしゃるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 申し訳ないです。ちょっと全体は把握しておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） と言いますと、その該当者がですね、の方が、その予防介護に、まあ何人ぐらい参加されているのかということ、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

それと、これは特定高齢者なんですけれども、それ以外のですね、やはり 65 歳以上の方についてですね、やはり、これから予防介護って、予防がやっぱり重要視されるようになってくるんじゃないかと思うんですけれども、そこらの取組みが、今、町長もおっしゃいました 4 点ほどの、この事業以外に、社協とかですね、それから老人会とか、取り組まれている所があるんじゃないかと思うんですけど、そこらは、掌握されているんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今、ご指摘のように、社協の方でも、いろいろな形でご協力をいただいております。いろいろな方々にお世話になりながらですね、高齢者の方々をですね、お互い、高齢者自身が、表へ出て行って、いわゆる触れ合って、助け合って、支え合うというふうな第 4 期ですね、事業目的に沿うような形で、関係各位にお世話になっておるのが現実でございます。今後とも、議員におかれましても、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君、後 5 分です。

7 番（井上洋文君） まあ、あの、特に予防介護について、取り組んでいただきたいと思います。

まあ、音楽療法とか園芸療法とか学習療法、まあ各種のですね、療法を取り入れられて

いる所もありますし、また、独自ですね、このDVDやCDを配布してですね、そして健康体操、まあ独自の健康体操を作ってますね、配布している所というのもあるわけでございますので、ひとつよろしく願います。

それと、ボランティアの方がですね、この、社協のボランティアの方が、これは三日月なんですけれども、介護予防事業をやられておったという、合併前にやられておったんですけれども、今回、合併してですね、そういう事業もなくなってしまったというような、まあその事業はあるんですけれども、その車での送り迎えがなくなってしまったというようなことも聞きしてますんで、特に、これから、先ほど申しましたように、予防介護が必要やということについてですね、そういう今まであったような事業が廃止されるというようなことじゃないようにですね、町全体で、また取り組んでいただきたいと思います。

それから、救急体制の出動について、等について、またあの、この消防署ができてですね、そして、その時に入った隊員の方が、ここ数年で退団されるというようなこともあってですね、この、年齢に、どう言ったらいいんですか、大勢の方がいっぺんに退団されて、この、年齢の段差ができてくるというようなこともあると思うんですけれども、そこらへんについて、ちょっとお聞きしたかったんですけど、時間もありませんけれども、1点だけ、当初、県がですね、30消防署ぐらいがあるんを、11消防署に編成するというような話が出てましたんですけれども、それもかんでくるわけなんですけれども、その話は、どんなんですか。もう断ち切れになってしまったということですか。こないだ、ちょっと、神戸新聞に出てました。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いえ、まだ立消えではありません。そういうふうに広域化をされている、既に、所もあります。まあこれ、一応、国の方針として、30万の人口を1つの広域化の目安とするというようなこともあったんですけれども、ただ、そういうことに向けて、西播磨関係市町と、いろいろと今まで協議をしてきて、まあ、私自身も、今、佐用町のようですね、1消防本部、消防署というような、小さな組織の中で、先ほど言われたような、職員の体制についてもですね、どうしてももう、非常に、職員自体が、全体がこう、一気に高齢化して、また新しい人が入って来るといようなね、職員の人事異動等についても、なかなかできないといような中で、まあ広域化してですね、そして災害時等、またいろんな面で、機材等もですね、これお互いに、有効に使って、応援体制ができるような体制が必要だろうというふうには思っているんですけれども、ただまあ、広域化をするにあたって、姫路市さんとか、現在行っている、消防体制の、いろいろとそこに、水準と言いますかね、格差があります。そういうものを全部一律にして統一すること自体がですね、関係市町において、なかなか直ぐには、できないといようなことがあって、現在のところ、その広域化に向けての話というものが、一旦、中断していると言いますか、休んでいるといような状況です。

ただ、将来的には、これ、広域化をしていかなきゃいけないという方向は変わってないというふうに思います。

7番（井上洋文君） それじゃあ、最後になりましたけど、救急キットの配布事業について、こういうキットですので、

議長（矢内作夫君） ああ、井上君、もう時間。

7 番（井上洋文君） ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（矢内作夫君） 以上で、井上洋文君の発言は終わりました。
お諮りをいたします。後 5 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明日、6 月 16 日、午前 9 時 30 分より再開をいたします。本日は、これにて散会します。どうもご苦労様でした。

午後 0 5 時 0 0 分 散会
